

別の規定が必要となつた。

原則としては現役朝鮮軍人が我將校同相當官に任用せられたときは其の任用の日を以て朝鮮軍人の現役を離れたるものと看做し朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令に依り扶助金を給し若し其の扶助金が年金なるときは陸軍將校同相當官の現役に服する期間其の支給を停止するのである。故に軍人恩給法上は大正九年四月の勅令第百十八號に依り我陸軍將校同相當官に任用された朝鮮軍人は其の日以後軍人恩給法上の軍人の就職となり其の以前の在職に就ては何等顧みる必要がない。然し我將校同相當官に任用せられた者が軍人恩給法に依り退職恩給を受くる年限に達して退職した場合には(a)前に朝鮮軍人として服役年金を受けて居る場合(b)前の在職では服役年金を受けなかつた場合とがある(a)の場合には本來服役年金と退職恩給とを併給して差支ないのであるが服役年金と退職恩給との合算額が朝鮮軍人の服役年數と將校同相當官の服役年數とを通算した年數に應ずる退職恩給額を超過する場合には其の超過額を服役年金額より控除して給與する。右の場合に陸軍將校同相當官の服役年數のみでは軍人恩給法の退職恩給を受けられないが朝鮮軍人の服役年數を通算すれば朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令に依る服役年金を給せられ得べき場合は兩者を通算して朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令に依り服役年金を給せられるのである。孰れにしても軍人恩給法では通算せられない。

加算年

第三 加算年 茲に加算年と云ふのは既に述べた如く實在職年に從として算入せらるる假

新法の加算年

想的割増在職年である。

舊法の加算年

(i) 新法の加算年 新法の加算年には從軍加算、外國交戦又は擾亂地域内勤務加算、戒嚴地境内勤務加算、外國鎮戍加算、航空加算、潜水加算、邊陲不健康地加算、不健康業務加算、遠洋航海加算、殖民地内勤務加算、國境警備加算、理蕃加算等の種類がある其の内容及加算年の計算方法に付ては文官の部で詳細述べて置いたから就て見られたい(第二編第四節第三參照)。

(ii) 舊法の加算年 恩給法施行以前の在職に就ては恩給法第九十條に依り原則として從前の規定に依り例外の場合に新法に從ふのであるが加算年に付ては例外なしに大正十二年十月一日を限界とし同年九月三十日迄は總て從前の規定に依り同年十月一日以後の勤務に對しては新法に依る事になつて居る故に加算年の計算に付比較的利害關係の多い軍人としては加算に關する舊法の規定を一應承知して居る方が良いと思ふ故に以下少しく詳細に舊法の加算年に付申述べやう。

殖民地加算

舊法の加算年は前に述べた通り在勤加算年と從軍加算年とに分れ前者に對しては明治三十三年法律第七十六號に依り朝鮮臺灣又は樺太に服役する軍人にして六箇月以上引續き服役した者は軍人恩給法の服役年數計算に於て其の服役一箇月に對し現役外の年月として半箇月を加算せられる但し從軍年又は外國航海年の加算ある場合は附けない又此の加算は文官の在官年數中に通算する事となつて居た而して加算は朝鮮臺灣又は樺太に到著した日から始まる(同法第一條)。

後者に付ては軍人恩給法では従軍年と云ふ名稱の中に狭義の従軍加算、戒嚴地境内勤務加算、國外鎮戍加算、航海加算の事を規定して居る。而して従軍年の定義として「現役外ノ年月ト爲シ之ヲ其服役年數ニ加算スルモノトス」と規定して居る(軍人恩給法第二十條)以下順次に各種類に付述べて見やう。

(イ) 狭義の従軍加算 狭義の従軍加算は更に出征軍に編入せられて戦地に臨みたる場合と戦時有功績者の加算とに分けられる。出征軍に編入せられて戦地に臨みたる場合は外國戦ならば二個年、内國戦ならば一個年の加算がある。此の外國戦内國戦の區別は戰場が内國なりや否やで決すべきものと思ふ又外國戦に出征する場合には加算の始期は内國港灣出發の時からである。厳格な意味で出征と云ふに當らなくても一時の出兵を出征軍と看做し従軍加算を爲すべき場合は勅裁を受け告示せられるのである。又出征事件に關し有功績として加算せらるべき場合も其の細目は其の都度勅裁を受け告示せられて居る。此の勅裁は各事件毎に多少の相違があるから各場合毎に列擧しやう。

○明治二十七八年戰役(明治二十八年十二月二十一日陸軍省海軍省告示)

- 一 出征軍に編入せられざるも戦地に在りて勤務したる者は二箇年
- 二 特別の任務を受け戦地に往復したる者及び内地に在りて戦役に關する勤務に従軍したる者は一箇年
- 三 前二項實役年に對する加算の方法は軍人恩給法第二十三條を準用す

此の内地戰役勤務と認められるのは大部分參謀本部、陸軍省、各留守部隊、軍令部、海軍省、露工廠等の軍隊軍衙の勤務者である。

○臺灣勤務(明治二十九年十一月二日及同三十三年三月三十一日陸軍省海軍省告示)

明治二十八年十一月十九日以後明治三十三年三月三十一日迄の間臺灣澎湖島に於て軍隊艦船及諸官衙に在り服務せし軍人は従軍年一箇年加算し且其加算の方法は軍人恩給法第二十三條を準用す。

○明治三十三年濟國事變(明治三十四年六月十日同三十二年十一月十一日陸軍省海軍省告示)

- 一 派遣軍に編入せられ戦地に臨みたる者は二箇年
- 二 派遣軍に編入せられざるも戦地に在りて勤務し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は二箇年
- 三 戦地に臨まざるも動員部隊に編入せられ主務大臣に於て功績ありと認めたる者は一箇年
- 四 特別の任務を受け戦地に往復し主務大臣に於て功績ありと認めたる者及内地に在り戦役に關する勤務に服し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は一箇年
- 五 前四項實役年に對する加算の方法は軍人恩給法第二十三條を準用す

此の濟國事變の加算は明治三十三年六月十一日より同三十四年七月三十一日迄の間である。

○日露戰役(明治三十八年三月十八日陸軍省海軍省告示)

- 一 出征軍に編入せられざるも戦地に在りて勤務する者は二箇年
- 二 特別の任務を受け戦地に往復したる者及戦地以外に在りて戦役に關する勤務に服し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は一箇年
- 三 前二項の従軍年加算に關しては軍人恩給法第二十三條を準用す

○大正三四年戰役(大正三年十一月十日同四年一月二十七日陸軍省海軍省告示)

- 一 出征軍に編入せられざるも戦地に於て勤務する者は二箇年
- 二 特別の任務を受け戦地に往復したる者及戦地以外の地に於て戦役に關する勤務に服し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は一箇年
- 三 前各項の従軍年加算に關しては軍人恩給法第二十三條を準用す

此の加算は大正三年八月二十三日より平和克復の日迄であるが第一號及第二號の前段に依る加算は支那山東省には大正三年十二月八日迄しか適用なく又同様南洋群島占領地には大正五年八月二十三日迄しか適用がない。

○西伯利出兵事件、西伯利及北滿洲出動部隊(大正七年九月十九日陸軍省海軍省告示)

第九年四月十三日陸軍省海軍省告示

狭義の従軍加算

第三編 軍人恩給 第一章 軍人及準軍人の普通恩給

第一 西伯利出兵事件

- 一 派遣部隊に編入せられたる者 戦地以外の外國に於て出兵に關する勤務に服する動員、應急内國港灣出發したるときは二箇年
- 二 前號以外の者は大正三四年戦役の際の告示に依る但し有功績者と認めらるる者左の如し
(1) 左記部隊に在りて服務したる者
戦時増給給與を受くる部隊。詰切及居殘服務者の食料支給を受くる部隊。動員、應急準備又は臨時編成を管理したる軍司令部、師團司令部
(2) 前號以外の部隊に在りて出兵に關する勤務に服したる者は詮議の上決定す
註 右西伯利出兵事件の加算は大正七年八月二日以降とし大正八年十一月三十日以後は左記の者を除くの外廢止せられたり。

記

- 一 浦潮派遣軍に編入せられたる者
 - 二 浦潮派遣軍に編入せられざるも西伯利若は其の沿海又は北部滿洲及蒙古吉林—寬城子—伏隆泉以北を云ふに於て出兵に關する勤務に服する者
 - 三 出兵に關する特別の任務を受け前號の地域に往復する者
- 第二 西伯利及北滿洲出動部隊
- 一 浦潮派遣軍並西伯利及其の沿海に派遣せられたる艦船部隊は之を出征軍と看做し其の派遣軍に編入せられたる者及其の艦船部隊に屬する者は二年
 - 二 前號に該當せざるも西伯利又は北部滿洲若は之に接壤する地方に於て出兵に關する勤務に服し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は二年
 - 三 出兵に關する特別の任務に因り前號の地域に往復し主務大臣に於て功績ありと認めたる者は一年
 - 四 前各號の從軍年加算に關しては軍人恩給法第二十三條を準用す
- 以上列擧したのが軍人恩給法の從軍年の規定から出た細目である軍人恩給法に基き勅裁

を受けたものは恩給法の施行に依り當然其の効果を失つたので大正十二年十月一日以後は特に規定あるものの外西伯利及其の附近(樺太を)に於て服務する軍人には從軍加算がなくなつた譯である。右列記のもの外軍人恩給法第四十三條第二項には「明治七年佐賀及臺灣ノ役並明治九年熊本及山口ノ役明治十年鹿兒島ノ役ニ從軍シタル者並ニ明治十五年同十七年朝鮮京城變亂ノ際該國ニ駐在若クハ派遣シタル者ノ從軍年計算ハ總テ從前ノ命令ニ依ル」と規定して居る。此の中で明治十年鹿兒島の役以前の者は舊陸軍恩給令(明治九年十月太政官達第九十九號)又ハ海軍退隱令(明治八年八月太政官達第四百十八號)の支配を受ける。舊陸軍恩給令では軍人が停年恩給を受くべき服役期限に達した場合に限り從軍年の算入を許して居る而して其加算は左の通である(舊陸軍恩給令第四十、三條乃至第四十五條)。

- 一 戦時日本外の戦地服役は實役の二倍を從軍年として算入す
- 二 次の場合は實役に相當する全年を從軍年として算入す

- (イ) 内地戦時の定にて戦闘に因て世の靜謐を復するに與りて力ある時
 - (ロ) 戦時平時を論ぜず日本外の地に於て鎮戍したる軍隊に在る時
 - (ハ) 海戦に當り其の船中に在る時
 - (ニ) 平時新嘉坡より西へ聖佛郎士西哥より東へ差遣して服役せしめたる軍人
 - (ホ) 北海道の衛戍其他該地に半年以上札駐する兵役に服したる軍人
- 三 海戦の時に當り海岸防禦の服役は實役の半數を從軍年として算入す

海軍退隱令に依れば「軍艦ニ乗組外國ニ渡航ノ時間ハ一箇年ヲ平時勤仕ノ一箇年半ニ算シ又戦時乗組ノ時間ハ戦闘ノ難易繁簡ニ據リ一箇年ヲ平時勤仕ノ一箇年半以上ヨリ三

箇年迄ニ算定スヘシ此時ニ於テハ卿ヨリ意見ヲ上申シテ裁決ヲ請フヘシ」と規定して居る。(海軍退隠令)第十四條

明治十五年及同十七年朝鮮國事變の際の加算に就ては陸海軍省令で定めて居る。即ち次の如し

- 一 明治十五年以來朝鮮國日本公使館護衛として派遣の軍隊並に明治十五年同十七年公使及び大使護衛として一時同國へ派遣の軍隊は從軍年一ヶ年加算す但し明治十七年十二月同國京城に於て防戦したる軍隊に限り從軍年二ヶ年を加算す(明治十九年三月陸軍省令乙第三十三號)
- 二 明治十五年同十七年朝鮮國事變に際し同國各港警備とし及公使大使護衛として一時同國一回航の軍艦乗員並に派出員は從軍年一箇年加算す(明治十九年五月海軍省令第二十八號)

戒嚴加算

(ロ) 戒嚴加算 軍人恩給法では臨戦合圍地境内に於て服役したるとき外國に在ては二箇年內國に在ては一個年を加算する旨を規定して居る(軍人恩給法第二十一條三號)。

戒嚴加算に關しては前に文官の部で一才説明した如く(第二編第一章第四節第三Iの三參照) 從來の取扱が餘り學理的でない憲法第十四條に依つて戒嚴を宣告せられた場合は明瞭であるが憲法第八條に従つた場合には嚴格に云へば戒嚴と云ひ難い夫れで此の戒嚴に似た様な緊急勅令を出された場合は前後二回ある其の一は明治三十九年の日比谷の國民大會後の騷擾事件であつて此の時は戒嚴と見ず従つて加算の問題を生じなかつた。第二の例は大正十二年九月一日大震災の際の戒嚴で其の形式は大體三十九年の時の前例に據つたのであるが今回の緊急勅令に付ては附帶的閣議決定があつて「陸海軍ノ諸法規ノ適用ニ

付テハ之ヲ臨戦地境トス」との了解があつたやに聞いて居る此の結果軍人恩給法第二十一條第三號に該當すると云ふ主張もあつた様である結局當時警備救護の任に當つた軍人に限り一個年の加算を附する事となつた。従つて軍人以外の者には加算がないのである。此の點に付ては尙議論があるが實際と離れた論議を述べても致方がないから省略しませう。

國外鎮戍加算

(ハ) 國外鎮戍加算 軍人恩給法第二十一條第四號に依り日本國外の鎮戍に在りたるときは一個年の加算がある。此の鎮戍の事も文官の部で相當詳細に述べたから茲には省略するが唯舊法では關東州、南洋群島等も國外と見て居たが新法では之を外國と見ない云ふので加算がなくなつた點に注意を要する(注意明治四十三年八月廿九日以前軍人現役の是は外國鎮戍の加算をしない例である)。

外國航海加算

(ニ) 外國航海加算 軍人恩給法の外國航海加算は從軍年に準して加算せられるものであつて且海軍軍人に限り認められた特典であつた外國と云ふのであるから日本の領海外であると共に外國の領海内である事を要するであらう然し實際は内國港灣出發の日より一航海を半個年に加算せられるので一寸でも外國領海に入れば面倒な問題は起らないのである。外國と規定してあつた爲め法文には韓國沿岸を除く事になつて居る日韓併合の後は勿論問題を生じない(軍人恩給法第二十二條)。

以上大體舊法の加算年を説明し終つたから次に其の加算方法に付て述べやう。

加算方法

軍人恩給法の加算方法の原則は第二十三條に定められて居る即ち新法と異なり年計算に従ひ十二個月間數回の戦役に従ひ若くは航海を爲すも重複して算入しない但其の一年以上に亙り十二個月に餘る所の分數は更に一役若くは一航海とする此の法則は舊陸軍恩給令、陸海軍恩給令、海軍退隱令等も同様であつた。(舊陸軍恩給令第四十七條海軍退隱令第十四條陸海軍恩給令第四十二條) 軍人恩給法第二十三條は加算の原則であるが其の始終期其他の細則は何等の明文がないので其の補充的規程として各事件毎に勅裁、告示等を以て定められたのであつた。内容が複雑であるから單に列擧するに止めて置きたし。

○明治二十七八年戦役に關する加算方法(明治二十九年五月七日陸軍省海軍省告示)

- 一 明治二十七年朝鮮國事件に依り該國に派遣したる軍隊及艦船は内地港灣出發の日より外國領成の從軍年を加算す
- 二 朝鮮國若くは清國に在りし軍隊艦船及軍人は明治二十七年七月二十五日より外征從軍年を加算す
- 三 明治二十七年七月二十五日以後清國若くは朝鮮國に派遣したる軍隊艦船及軍人は内地港灣出發の日より外征從軍年を加算す
- 四 清國若くは朝鮮國に在りし軍隊及艦船は其の役務を終り内地港灣歸著の日を以て外征從軍年の加算を停む但威海衛占領軍は内地著の日を以て外征從軍年を停め翌日より内地港灣歸著の日迄外國領成の從軍年を加算す
- 五 清國若くは朝鮮國に在りし軍人は平和詔勅發布の日(明治二十八年五月十三日)を以て從軍加算年を停む但詔勅發布前歸國のものは内地港灣歸著の日を以て之を停む
- 六 平和詔勅後と雖も澎湖島若くは臺灣に派遣したる軍隊艦船及軍人は港灣出發の日より外征從軍年を加算す
- 七 澎湖島若くは臺灣に派遣の軍隊艦船及軍人は明治二十八年十一月十八日を以て外征從軍年加算を停む但十一月十八日前歸港したるものは港灣歸著の日を以て之を停む

八 平和詔勅發布後守備警備の役務を帯び清國若くは朝鮮國へ派遣したる軍隊及艦船は内地へ向け港灣出發の日より其役務を終り内地港灣歸著の日迄外國領成の從軍年を加算す

九 内地に在りて戦役に關する軍務に服したる軍人の從軍年加算期限は明治二十七年七月二十五日より平和詔勅發布の日迄とす

十 明治二十八年十一月十九日以後澎湖島若くは臺灣に在る軍隊艦船及軍人並に同地に派遣したる軍隊艦船及軍人の從軍加算年は退て之を定む(明治二十九年十一月陸海軍省告示に依り軍隊艦船及諸官衙に在りて服務せし軍人は從軍年一年を加算し明治三十三年三月三十一日迄繼續せり)

○明治三十三年清國事變に關する加算方法(明治三十四年六月十日陸軍省海軍省告示)

- 一 動員せし部隊に在りし者は動員下令の日始まり復員の日を終る
 - 二 事變前より清國及其の附近の海洋に在りし者は明治三十三年六月十一日に始まり内地港灣歸著の日を終る
 - 三 明治三十三年六月十一日以後戦地に派遣せられたる者は内地港灣出發の日に始まり内地港灣歸著の日を終る
 - 四 内地に在りて戦役勤務に服したる者は明治三十三年六月十一日に始まり同年十一月三十日に終る
- 明治三十七八年戦役に關する加算方法(明治三十八年三月十八日陸軍省海軍省告示)
- 一 動員部隊に屬する者は動員下令の日より復員の日迄加算す但し動員下令後部隊編入の者は編入の日より加算す
 - 二 明治三十七年二月六日以後戦地に派遣せられたる者は内地港灣出發の日より内地港灣歸著の日まで加算す
 - 三 清國又は韓國に在る者にして出征軍に編入せられたる者は其の編入の日より内地港灣歸著の日まで加算す
 - 四 戦役前より清國又は韓國に在る者は其の所在地戦地と爲りたる日より内地港灣歸著の日まで加算す
 - 五 臨戦合圍地境内に服務する者は戒嚴令施行の日より其の解除の日まで加算す
 - 六 戦地以外に在りて戦役勤務に服する者は戦時増給を受くる日より給與停止の日まで加算す
 - 七 從軍年加算は戦役終了の日を以て之を止む

一 夫教育補充兵の從軍加算の計算は補充隊編入の日から初まる

二 明治三十八年五月二十七日より五月三十日に至る日本海海戦の當時對馬に於ける陸軍諸部隊に在りて戦役勤務に服したる者に對する從軍加算は戦地服務者と同様とす

三 明治三十七年十一月二十四日基隆要塞諸隊動員下令の日より同部隊動員の日迄在臺灣諸部隊(動員部隊を除く)所屬者は一般に戦時有效績者として加算す

○大正三四年戦役に關する加算方法(大正三年十一月十日陸軍省海軍省告示)

大正三四年戦役に關し従軍年加算を爲すべき期間は、大正三年八月二十三日より平和克復の日迄とし左の各號に依る者並外國の軍隊、艦船に屬し従軍する者は内地港灣出發の日より内地港灣歸著の日迄

一 内地に在りたる者にして出征軍に編入せられざるも戦地に於て服務する者又は特別の任務を受け戦地に往復す

二 外國に在りたる者にして出征軍に編入せられざるも戦地に於て服務する者又は特別の任務を受け戦地に往復する者並外國の軍隊、艦船に屬し従軍する者は其任地の出發の日より内地港灣歸著の日迄

三 第一號該當者にして内地港灣を出發せざる者に在りては内地を離れたる日より、第一號第二號該當者にして内地港灣に歸著せず戦地以外の地に於て勤務に服する者は内地又は任地に到着したる日迄

四 戦地以外の地に於て、戦役に關する勤務に服する者にして動員又は臨時編成の部隊に屬する者は動員又は編成

下令の日より復員又は解散下令の日迄但し動員又は編成下令後當該部隊に屬したる者に在りては當該部隊編入の日より、復員又は解散下令前當該部隊を離れたる者に在りては當該部隊を離れたる日迄

五 前各號以外の者にして戦地以外の地に於て戦役に關する勤務に服する者に在りては其の勤務に就きたる日より其の勤務を離れたる日迄

○西伯利及北滿洲出動部隊(大正九年四月十三日陸軍省海軍省告示)

平和克復後西伯利及其の附近の地に於て服務する軍人に對する加算方法

一 内地に在りたる者にして西伯利若は其の沿海又は北滿洲及蒙古、吉林寬城子伏隆泉以北を謂ふ但し吉林寬城子伏隆泉を含まず」に於て服務するもの又は特別の任務に因り該地域に往復したるものは内地港灣出發の日より内地港灣歸著の日迄

二 前號の地域以外の外國に在りたる者にして前號の地域に於て服務するもの又は特別の任務に因り前號の地域に往復するものは任地出發の日より内地港灣歸著の日迄

三 第一號又は第二號該當者にして内地港灣に歸著せず第一號の地域以外の外國に於て勤務するものは任地到着の日迄

四 總テ内地港灣出發ノ日ヨリ起算スヘキモノニシテ内地港灣ヲ出發セス若ハ内地港灣出發後内地ヲ經由スル者ニ在リテハ其ノ内地ヲ離レタル日ヨリ又内地港灣歸著ノ日迄加算スヘキモノニシテ内地港灣ニ歸著セス若ハ内地港灣歸著前内地ヲ經由スル者ニ在リテハ其ノ内地ニ到着シタル日迄

○西伯利出兵事件(大正七年九月十九日西發四三四陸軍通牒)

一 關東州又は南部滿洲(長春、吉林の線以北)に在りたる者にして派遣部隊に編入せられたる者は其の編入の日より内地港灣歸著の日迄但し内地港灣に歸著せず關東州又は南部滿洲に於て服務する者に在りては派遣部隊を離れたる日迄、又戦地、關東州又は南部滿洲以外の外國に於て服務する者に在りては其の任地到着の日

二 戦地以外の地に於て出兵に關する勤務に服する應急準備部隊所屬の者(派遣部隊に編入せられたる者を除く)は兩省告示第四號の規定を準用す

三 總テ内地港灣出發の日ヨリ起算すべきものにして内地港灣を出發せず若ハ内地港灣出發後内地を經由する者に在りては其内地を離れたる日より、又内地港灣歸著の日迄加算すべきものにして内地港灣歸著前内地を經由する者に在りては其内地に到着したる日迄

以上舊法の加算年計算方法の大略の關係規定を擧げたが其の計算方は専門家でないと一寸誤り易いものであるから各個の具體的問題は陸軍省人事局なり恩給當局なりに問合せた方が安全である然し參考の爲二三の計算例を示さう。

○加算年計算例

例一

大正三年九月十四日 充員召集に應ず(内地戦役勤務)

同 年九月二十五日 門司港出發 (一年加算)

第三編 軍人恩給 第一章 軍人及準軍人の普通恩給

一九三

同	年十月二日	支那 青島上陸	外征從軍	
同	年十二月八日	職 闘 終 期	(二年加算)	計三年
同	年十二月九日より	外國 鎮 戍		
大正五年一月二日	青島 出發	外國 鎮 戍		
同	年一月十日	門司 港 歸 著	(二年加算)	

右の例なれば元來大正三年九月十四日から同年九月廿五日内地港灣出發の日迄に對し一年の加算がある更に内地港灣出發の日から同年十二月八日戰闘の終期迄は戰地服務であるから二年の加算がある。も一つ同年十二月九日からは外國鎮戍となるから十二ヶ月に付一年宛の加算がある故に大正五年一月十日内地港灣歸著の日迄一年一ヶ月二日に對し外國鎮戍加算が二年付く筈である然るに此の例の如く各種の加算が競合した場合には先づ加算の最初に起つた日から一年宛切つて其の間に起つた最も有利なものを採る事になつて居る故に今の例では大正三年九月十四日から大正四年九月十三日迄を區切り其の間の最も有利な外征從軍加算の二年をとり次に大正四年九月十四日から大正五年一月十日迄に起つた加算事由を見ると外國鎮戍丈であるから十二ヶ月以内一年の規定に依り本例の加算年が合計三年となるのである。

例二(軍人)

大正九年十二月一日	朝鮮釜山上陸	在勤加算
同 十年六月一日	西伯利亞派遣	(半月加算)
大正十一年十一月三十日	原隊歸著	外征從軍 (二年加算)
		計四年五月

同 年十二月一日より
大正十二年九月三十日 朝鮮にて退職 (半月加算)

軍人の在勤加算は六月以上在勤する事を要件として居るが右の例の最初の朝鮮在勤は六ヶ月であるから之に對し三ヶ月の加算がある次に大正九年六月一日から大正十二年五月三十一日迄に對し外征從軍加算が四年ある其の中で大正十一年十一月三十日に原隊歸著で翌月から再び朝鮮在勤加算が付くから選擇して利益な外征從軍をとつたのである大正十二年六月一日から同年九月三十日迄の在勤加算は六ヶ月の在勤と云ふ條件に満たない様に見えるが夫れは想像上在職を打切つた迄で實際の朝鮮在勤は六ヶ月以上であるから此の場合四ヶ月に對し二ヶ月の加算を付けて差支ない結局合計四年五ヶ月の加算となる

(參考)

○明治七年佐賀役以來十年戰役迄從軍年加算期間
佐賀役 明治七年二月十五日より同年三月一日迄
臺灣役 同 七年五月十七日より同年十一月十七日迄
熊本役 同 九年十月二十四日より同年同月三十日迄
福岡役 同 九年十月二十八日より同年同月三十日迄
小倉役 同 九年十月二十八日より同年同月三十日迄
山口役 同 九年十月二十八日より同年十一月八日迄
鹿兒島役 同 十年二月十九日より同年九月二十四日迄
○明治二十七八年戰役動員下令日
近衛師團 明治二十七年九月二十五日
第一師團 同 年八月三十日

第三編 軍人恩給 第一章 軍人及準軍人の普通恩給

- 第二師團 同 年九月二十五日
- 第三師團 同 年八月四日
- 第四師團 同 年十一月二十六日
- 第五師團 同 年七月二十五日
- 第六師團 同 年七月二十四日
- 第七師團 同 二十八年三月四日

○明治二十七八年戰役平和詔勅發布日
明治二十八年五月十三日

○明治三十七八年戰役動員下令日
近衛師團 明治三十七年二月五日

- 騎兵第一師團 同 年三月六日
- 騎兵第二旅團 同 年三月六日
- 野戰砲兵第二旅團 同 年五月十四日
- 第二師團 同 年二月五日
- 第三師團 同 年三月六日
- 第四師團 同 年四月十九日
- 第五師團 同 年五月十九日
- 第六師團 同 年八月四日
- 第七師團 同 年六月七日
- 第八師團 同 年五月九日
- 第九師團 同 年四月十六日
- 第十師團 同 年四月十九日
- 第十一師團 同 年四月十九日
- 第十二師團 同 年二月五日

○明治三十七八年戰役平和詔勅發布日

明治三十八年十月十六日

○大正三四年戰役動員下令日(各師團共一部動員なり)

- 第十四師團 大正三年八月十七日
- 第十五師團 同 大正三年八月十七日
- 臨時鐵道部隊、獨立 同 年八月二十一日
- 步兵第一第二大隊 同 年八月二十一日
- 步兵第二十九旅團 同 年九月二十六日

○戰備下令
旅順、澎湖島、基隆、鎮海灣、長崎及佐世保各要塞の警急戰備
大正三年八月二十三日

○大正七年西比利亞出兵に關する動員下令日

- 近衛師團(一部) 大正七年八月十一日
- 第一師團(一部) 大正八年八月三日
- 第二師團(一部) 同 年八月二十八日
- 第三師團(大部) 同 年八月二十四日
- 第四師團(一部) 同 年八月三日
- 第五師團(特設部隊) 同 年九月十五日
- 第七師團(應急準備) 同 年八月九日
- 第十師團(一部) 同 年八月三日
- 第十四師團(編成令) 同 年三月三十一日
- 第六師團(特設部隊) 大正七年八月十日
- 第十二師團(一部) 同 年八月三日

第四 除算年

第三編 軍人恩給 第一章 軍人及準軍人の普通恩給

新法の除算年

除算年は公務員の在職年中の或部分を法律の規定に依り恩給法上の基礎在職年と見做除外されるものである軍人の除算年に就ては新舊法幾分相違があるから各別に説明しませう
(i) 新法の除算年 新法の除算年に就ては曩に文官の在職年の部で説明した所と同一であるから詳細は第二編を参照して戴く事として單に除算規定を擧げて置させよう
(四法二)。

- 一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年
- 二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年
- 三 在職中六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數
- 四 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數
- 五 宮内職員トシテノ在職年月數ニシテ宮内官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

舊法の除算年

刑期中及逃走中の日數

(ii) 舊法の除算年 軍人恩給法上服役年より除算せらるべき日數として擧げられたるものは次の四である(軍人恩給法十九條)。

- 一 刑期中及逃走中の日數 新法第四十一條の第一號乃至第四號に相當する規定である新法では刑期中の日數を失權したる場合の基礎在職年、過去に於て失格したる基礎在職年及將來の殘餘刑期間とに分けて規定してあるが舊法では一括して刑期中の日數

と云つたのである。又舊法逃亡中の日數は新法では不法に其の職務を離れたる月より職務に復したる月迄の在職年月數と云つて居る。實質的には大した變りはないが舊法は日計算であるのに新法は月計算であるから場合に依つては大分在職年の計算上差違がある例へば十月一日に逃亡して同月三十一日に歸つて來た者は舊法では三十一日除算されるし新法でも一月除算である然るに九月三十日に逃亡して十月九日に歸つた者は舊法では十日除算であるが新法では二月除算となる。

- 二 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒中の日數但從軍中の日數は此限にあらず本號は嚴格に云へば除算年ではない準軍人の在職年であるから規定がなければ當然服役年中に計算すべからざるものである。
- 三 文官奉職中の日數にして官吏恩給法に依り除算すべき月數 舊法の下に軍人と互に通算關係を有して居るのは文官丈である故に官吏恩給法に依る除算年は軍人に通算せらるる場合にも又除算するの規定を置いたのである。
- 四 年齢十七歳未滿の日數 新法では年齢の制限を除いたが舊法では軍人は十七歳文官は二十歳未滿の在職年を除外した此の年齢の計算方に就ては文官の除算年の説明を參照せられたい(第二編第一章(第四節參照))。

明治十六年の陸軍恩給令及海軍恩給令は孰れも左の場合を除算年として擧げて居る(陸軍恩給令三十二條、三十四條、三十六條、三十七條、海軍恩給令三十三條、三十六條、三十七條)。

年齢十七歳未滿の日數

- 一 十七才未満の服役年
 - 二 士官以上非職中地方病院學校及其他の事業に従事し其給料を受け非職俸を給せざる期間
 - 三 逃亡中及處刑中の日数
 - 四 豫備後備の期間但し復習の外現役に徴収することあるときは其の期間は除算せず
- 明治九年の陸軍恩給令では陸軍は二十歳未満の在職年を服役年に算入せざる事を原則として居る(附令第三十一條)例外として陸軍士官學校生徒並に成業の上士官に任ずる者は其の學期の若干を論せず就任の前二年を通算し得べく幼年學校の生徒は満十七歳に至りしより通算す又軍醫部士官以上は軍醫補に任ずるの日より前三年を馬醫部上長官士官下士も馬醫生に任ずるより前二年を通算すと規定して居る

教導團生徒は入團の日から又其の他の火工鐵工は十七歳以下を除算する。逃亡中の日数を除算するのは同様であるが處刑は懲罰五日以上に上る場合七日迄は一箇月二七日は二箇月三七日は三箇月を四七より三箇月迄は半年を三箇月以上六箇月迄は一年を除き餘は其の定期を算して之を除くと規定してある。

尙文官より武官に轉する者は以前奉仕の時日を以て陸軍服役定期と通算する事を得ない(以上舊陸軍恩給令三五條、三六條、三七條、四〇條、四一條)海軍退隱令では年齢十七歳以下を除算し又非役中の年数は之を除算す。閉門禁錮及總て懲罰を受けた時間は相合して三箇月を一年、一箇月を四箇月に算し除算せられる又停官放逐の刑に處せられたときは失權するから在職年も當然なくなる(海軍令第十二條、第十條、第十五條)。

第二章 軍人及準軍人の傷病恩給

軍人及準軍人が公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となつた場合に給せられる普通恩給及増加恩給を茲に所謂傷病恩給と云ふのである軍人が傷病恩給を受くべき場合は文官の場合と全く同一であるから茲には省略するが準軍人の傷病恩給は少しく説明を要する恩給法第四十七條に依ると陸軍の見習士官海軍の候補生以外の準軍人にして在職中公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたるもの及陸軍の見習士官又は海軍の候補生にして公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたる者に第四十六條の規定を準用すべき旨を規定して居る。此の前半は在職中換言すれば恩給法第二十七條第三項に規定する準軍人の就職より退職に至る迄の期間に發生したるものに限らるるに反し後段の陸軍見習士官及海軍の候補生に就ては此の制限がない従つて職務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍以外の服務中に起つた公務傷病でも差支ないのである兩者の間に此の差別を設けたのは沿革的の理由もあるが見習士官、候補生の如きは準軍人とは云ひながら稍一般公務員に近き程度の職務を與へ責任を負擔せしむるからであらう。

第一節 傷病恩給の金額

軍人及準軍人の傷病恩給は一般公務員又は準公務員と同様普通恩給と増加恩給より成立つて居る。

普通恩給の額に付ては前に述べた通りであるが(第三編第一節(一)章参照) 増加恩給は退職當時の階等、傷病の原因、不具癱疾の程度に従ひ恩給法別表第二號表の金額を給せられるのである(法六五)。
増加恩給の基礎となる退職當時の階等に付ては軍人、準軍人共前述普通恩給算出基礎たる退職當時の階等と同一である。唯疑問と爲るのは陸海軍準士官にして其の官に對する最高の俸給を受けたる者は普通恩給は高等官八等の額を受けるが増加恩給の階等は如何であるかと云ふ疑が起る是れは條理上均しく高等官八等の額を給すべきものと思はれる。
以上述べた所を例で示せば戰鬪の爲傷病を受けて第一項症程度の不具癱疾となつた陸軍上等兵の恩給額は幾何かと云ふと其の在職年か十一年以下であつたとすれば普通恩給は十一年の額であるから恩給法別表第一號表及第二號表に依る。

$$\begin{aligned} & \text{(普通恩給)} \quad \text{(準軍人恩給)} \\ & 130 \text{圓} + 900 \text{圓} = 1030 \text{圓} \end{aligned}$$

傷病恩給に關する諸規定

が其の恩給年額となるのである。

第二節 傷病恩給に關する諸規定

傷病恩給に關する他の諸規定即ち傷病の原因、不具癱疾の程度、爾後重症、期間經過後の公務傷病認定、公務傷病の擬制、有期恩給、再審査の請求等總て文官恩給の部に於て述べたのと同じであるから詳細は第二編を參照し研究せられむことを願ふのであるが特に軍人として關係の深い部分丈を重複を顧みず要領丈を説明して置きませう。

公務傷病の原因

一 公務傷病の原因 公務傷病の原因を分つて戰鬪又は戰鬪に準すべき公務(甲號)と普通公務(乙號)とに分けたのは舊法と同様である戰鬪と戰鬪に準すべき公務との間には恩給金額の差違がないが戰鬪は比較的明瞭に他の公務と區別し得るが戰鬪に準すべき公務の範圍は明瞭でないから恩給法は其の定め方を勅令に委任してある之が恩給法施行令第二十三條である。戰鬪又は戰鬪に準すべき公務を除いた他の公務を普通公務と云ふのである。恩給法施行令第二十三條の内容は相當複雑であるから省略する。

二 不具癱疾の程度 軍人恩給法第九條には不具癱疾の程度も大體六項に分けた上第十條第二項で其の第一項に加ふるに第一項乃至第六項の一に該當する傷病を受け又は疾病に罹りたる者には第一項の金額の十分の六以内を増給すべき旨を規定して居る新法では此の不具癱疾の程度を直接法律に規定せず勅令に委任した恩給法施行令第二十四條が之である事は前にも説明した。

新法も亦不具癱疾の程度を七項に分けた即ち特別項症、第一項症乃至第六項症である然し其の内容は必しも軍人恩給法に定められた各項とは一致しない。大體の基準は第一項症を以て獲得能力の全喪失と見て漸次症項等差を定めたのである而して特別項症の金額は第一項症の金額の十分の五以内を増給し得る事となつて居て其の等差の區分を自由にしてある故に裁定官廳が各個の裁定の場合に裁量に依り適宜増給し得るものである。

不具癱疾の程度

爾後重症

恩給法施行令に定められた傷病等差も極めて原則的なものに限られて居るから之に當らない症状及各症項の綜合等差は施行令第二十四條を基準として相當査定する外はない。

三 爾後重症 軍人恩給法第十一條には公務の爲傷病を受け若は疾病に罹り恩給を受け又は之を受けずして現役を離れたる後重症に趣きたる者は症項の程度に依り二年又は三年の期間内に検査を願出れば策定の上相當の恩給を給する旨を規定せられてある所謂爾後重症である新法では其の範圍を擴張し退職後五年内に公務傷病に起因して不具廢疾と爲り又は其の程度増進した場合には新に増加恩給を給し又は改定する事になつた。其の上旨管銃創の如き長年月経過してから重症に趣いた者を救済する爲假令五年の期間を経過しても恩給審査會で不具廢疾が公務に起因したること顯著なりと議決すれば其の決議後の分に付相當の恩給を受けられる事となつた(法四六)。

四 公務傷病の擬制 公務員が特定の場所で特定の公務に従事中傷病を受け若は疾病に罹りたるときは其の傷病疾病が公務に起因したることの證明を俟たず之を公務傷病として取扱ふ場合がある軍人恩給法第四條第三號及同二十七條第二項後段並明治三十三年法律第七十六號第二條及第三條の如き之である然し舊法では此の公務と擬制する場合が比較的狭く且認定方法に困難であつた新法では之を三つの場合に分けた即ち(一)特別不健康地に在動中の流行病(二)戦地又は公務旅行中の流行病(三)公務員たる

公務傷病の擬制

有期恩給

特別の事情に關聯して生じたる不慮の災厄に因る傷病疾病にして恩給審査會に於て公務に起因したるものと同視すべきものと議決せられたる場合である(法四八)。
五 有期恩給 舊法では一度給與の裁定を経た恩給は再任改定をするか爾後重症の規定に依り三年以内の期間内に再審査せらるる外改定變更せる事がなかつた新法では將來不具廢疾が恢復し又は其の程度低下することありと認められるときは五年間の期限付恩給を給與し得る事となつた而して此の期限付恩給を受ける者が其の期間満了の六月前迄に傷病疾病が恢復しなければ再審査を請求し得る。再審査の結果尙恩給を給すべきものと認められるは更に相當の恩給を給與せられる(法五〇)。

傷病賜金

第三章 傷病賜金

傷病賜金は軍人恩給法では賑恤金と稱せられた一時的給與であつて下士以下の軍人にのみ給與せられるものである。

第一節 如何なる場合に傷病賜金を給せられるか

傷病賜金權發生の要件は恩給法第六十六條第一項で明瞭である即ち左の通である。

下士以下ノ軍人ニ務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラサルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年内ニ之カ爲種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

如何なる場合に傷病賜金を給せられるか

(一) 下士以下の軍人なること 傷病賜金は下士以下の軍人に與へられた特典であるから將校及軍人以外の他の公務員には絶対に給與せられない。

(二) 公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたるものなること 傷病賜金は軍人としての在職に對し給與せられるものではなく公務傷病に對し給與せられるものであるから其の傷痍疾病が公務に起因したものでなければならぬ。

(三) 不具廢疾の程度に至らざるものなること 公務傷病が不具廢疾の程度に達して居れば増加恩給を給せられるから傷病賜金を給しない。

(四) 公務傷病の爲退職し又は退職後一年内に公務傷病の爲一種以上の兵役を免せられたること 舊法の賑恤金は公務傷病の爲現役を離れたる事を要件として居たので傷病の経過中に現役満期となつた場合の如き賑恤金を與へる事が出来ないと思ふ。不都合があつた新法では退職後一年内に當該原因の爲一種以上の兵役を免せられたる場合を加へたので大分完全になつた事と思ふ。一種以上の兵役とは現役、豫備役、後備役、補充兵役等の一以上と云ふ意味である。

以上傷病賜金が如何なる場合に給せられるかと云ふことは明かになつたと思ふ。此の傷病賜金も亦恩給法上廣義の恩給の一種であるから恩給法第八條の規定に依り同一の傷病を理由として他の恩給と併給せられない譯であるが之に對しては恩給法第六十六條第二項に特別の規定がある即ち傷病賜金は之を普通恩給又は一時恩給と併給するを妨げない。例へ

傷病賜金の額

退職當時の階等

傷病の原因

傷病の程度

ば下士以下の軍人下士としての在職一年以上十一年未満で公務傷病に因り傷病賜金を受くるの要件完成したときは一時恩給と傷病賜金を受ける、又之が十一年以上在職の下士なるときは普通恩給と傷病賜金を受けられる然し傷病賜金と増加恩給を併給せらるる場合はないのである。

第二節 傷病賜金の額

傷病賜金の額は退職當時の階等並傷病の原因及程度に依り定められた恩給法別表第三號表に依るのである。

- (一) 退職當時の階等 階等の定め方は本編第一章第三節「恩給の算出基礎たる階等」で述べた如くであるが傷病賜金の額は下士、兵卒の二階級に分つた丈である。故に下士ならば曹長軍曹伍長等孰れも同一額であり兵卒ならば上等兵以下二等卒迄全部同額である。
- (二) 傷病の原因 傷病の原因も増加恩給の場合と同じく戦闘又は戦闘に準すべき公務(甲號)と普通公務(乙號)に分けてある而して其の區別の内容は傷病恩給の金額の説明中に述べた所と全然同一である。
- (三) 傷病の程度 傷病賜金額算出の基礎と爲る傷病の程度所謂症狀等差は左の如く十款に分れて居る(法六六IV)。

第一款症

第三編 軍人恩給 第三章 傷病賜金

- 一 一側掌丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一眼ノ視力ヲ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一耳聾シタルモノ
- 四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

- 一 一耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 二 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

- 一 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五款症

- 一 一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
- 二 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第六款症

- 一 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第七款症

- 一 一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ耳語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第八款症

- 一 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第九款症

- 一 一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ耳語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第十款症

- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二 前款ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

各症狀の綜合等差及以上列記したるものに該當しない症狀の等差は右に準して査定すべきは増加恩給の症項等差の場合と同様である。

此の所で特に注意すべきは傷病賜金の症狀等差第一款と増加恩給第六項の症狀の輕重程度である。此の點は實際問題としては認定上頗る面倒であるが舊法では一側拇指の全失以上を六項と見たが新法では之を傷病賜金の第一款として居る此の點から見れば新法

は舊法に比し程度を高めて居る事が判る尤も傷病賜金の額は舊法の賑恤金に比較し非常に高くなつて居るのは勿論である。

第四章 軍人の一時恩給

軍人の一時恩給

下士以上の軍人が在職年十一年未満で退職し他に普通恩給を受くべき事由がないときは一時恩給を給せらる此の一時恩給は軍人恩給法の給助金に該當するものである左に其の内容を一層詳細に説明しませう。

(一) 下士以上の軍人として退職したる者なること 軍人の一時恩給を受けるには下士以上の軍人として退職する事が要件となつて居る故に兵卒又は公務員として退職しては軍人としての一時恩給を受けられない。之を下士以上と限定した理論上の根拠はない様である單に財政問題と從來の制度其の儘を傳承したに過ぎない。

(二) 在職年十一年未満なること 在職年中兵卒又は通算又は合算し得べき他の公務員の在職年が入つても差支ない唯下士以上としての在職一年未満なるときは之を給しない立法の理由は一年志願兵出身の下士に一時恩給を與へる事を避ける爲であつたと思はれる。

(三) 當該退職に依り他の恩給を受けざること 此の點は當然であると思ふが特に併給して差支ないと云ふ明文のある場合例へば傷病賜金の如きを除いては一時恩給と共に

他の恩給を併給せらるる事なく又一度一時恩給の基礎となつた在職年は除かれること勿論である。

以上の條件に該當すれば一時恩給を受けられるが其の額は退職當時の階等及在職年數に依り定められた恩給法別表第四號表の金額である。退職當時の階等及在職年の計算等は普通恩給の章で述べた所と同様であるから省略する。一時恩給は在職年の年數に應ずるのであるから一年未満の端數は切捨となる。

第四編 教育職員恩給

教育職員恩給

舊法の教育職員の恩給規定は頗る區々で恩給法規中最も難解のものであつた新法は是等の規定の統一整理を目的とし形式に於ては稍整理された觀があるが事實は從來より一層面倒になつた様に思はれる。何となれば折角規定を統一したのに拘らず肝腎な在職年の計算及恩給の停止に關しては尙従前の規定に依ることとなつて居るので新法と舊法と同時に知らなければならぬ不便がある。本編では必要に應じて新舊兩法に互りて研究する積であるが特に在職年の計算は舊法が主となるから此の點を豫め御断して置きます。又停止の關係は一般公務員の恩給停止の説明の際に譲りました。

擬本編に所謂教育職員と云ふのは如何なる範圍かと云へば既に第一編に於て説明した通

り恩給法第二十二條に掲げた左記の者を云ふのである。

- 一 公立ノ學校若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ因庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- 二 府縣立師範學校長

其の詳細は第一編第一章公務員の種類を参照せられたい。

尙本編中で便宜準教育職員の場合の傷病恩給の事をも説明する積であるから是亦豫め承知して頂きたい。

第一章 教育職員の普通恩給

第一節 教育職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

教育職員が年功に依り受ける普通恩給は在職年十五年以上で瑕疵なく退職した事が要件となる。舊法では一、年齢六十才以上にて退職し(二)傷疾を受け若は疾病に罹り其の職務に堪へざるが爲退職を命ぜられたるとき(三)廢職廢校に依り退職し又は學校編制の變更に依り退職を命ぜられた場合でなければ退職料を給せられなかつたが新法は右の如き制限を附けて居らぬから將來は自己便宜の退官退職者でも恩給年限に達して居て且つ退職以前に失格原因となるべき事實がなければ恩給を給せられるのである。

茲に所謂退職の意義に關しては文官の部に述べた所と同様であるから第二編を参照して

教育職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

教育職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

戴きたい。唯舊法では恩給を給せらるべき退職の意義を法律で限定して居るので例へば明治二十三年法律第九十號(小學校教員退職料法)第二條及同年法律第九十一號(公立學校職員退職料法)第三條の列記に當らない場合に退職料を給し難い結果となるので明治二十九年法律第十三號は補足的に「非職又ハ休職満期ニ依り退職シ及校務ノ伸縮ニ依り退職ヲ命シタル場合」を加へたのである事を附加して申述べて置させう。

教育職員は在職年十五年以上にして退職すれば普通恩給を受けられると云つたが此の在職年は教育職員としてのみの在職年でなければならぬかどうか。本來恩給法の趣旨から云へば公務員の如何なる種類のものも在職年を合算すべきであるが前にも數度申述べた如く恩給法第九十九條の規定があるので其の合算の範圍は従前の規定で通算を認められたるものに限られる即ち教官其他教育事務に従事する文官及學習院職員とを除く他の公務員とは相互に通算せられないのである。序に一寸御断りして置きますが學習院職員以外の宮内職員にして宮内官恩給令の適用を受ける者と教育職員との間の通算關係は之と少しく異なり教育職員より宮内職員と爲るときは在職年を通算す又學習院以外の宮内職員が教育職員となるも在職年は通算せられない是れは法規の系統を異にして居るから止むを得ないのである。

第二節 教育職員の普通恩給金額

教育職員の普通恩給の金額は在職年の年數と退職當時の俸給年額とに依り算出せらるる

普通恩給の金額

事は文官と同様である此の教育職員中の或ものと警察監獄職員に對しては勤続加給の特典が與へられて居る。勤続加給は初等教員若は中等教員優遇の趣旨から設けられた制度であつて初等教員と中等教員とは加給の率が違ふ。舊法では十五年以上勤続の小學教員は退隱料法の別表に従ひ退隱料額が定めてあつて其の率が非勤続者より有利に出來て居たが別表の作り方に稍不合理の點があるので新法では總て勤続加給を一定率に改めたのである。

現教育職員の普通恩給の金額は以上述べた如く在職年の年數と退職當時の俸給年額とに依り定まるのであるが原則は文官と同様在職年十五年以上十六年未滿に對し退職當時の俸給年額百五十分の五十に相當する金額とし十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へるのである。

基礎俸給は文官の部で述べた所と同様本俸及本俸に準すべきものであるが此の本俸に準すべきものの中には教員に關係の深いものがあるから序に茲に説明して置ませう。

恩給法施行令第二十條に本俸に準すべきものを指定してあるが其の中で左のものは教育職員に關係あるものである。

- 一 年功ニ四ル加俸
- 二 官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教ノ職務俸
- 三 第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸

年功に因る加俸は其の名稱が年功加俸でも精勤加俸でも勤続加俸でも何でも差支ない實

本俸に準すへ
きもの

質的に見て年功に因る加俸であればよい。

職務俸は職務俸として俸給令中に掲げられたるものである事を要する故に舍監手當等は含まれない。

小學校教員加俸令に依る加俸中には年功加俸の外特別加俸僻地加俸をも含む次に勤続加給の説明であるが之れは初等教員と中等教員とに分けて説明しませう。

(イ) 初等教員 茲に初等教員と云ふのは小學校、實業補習學校、幼稚園又は盲啞學校其他の小學校に類する各種學校を謂ふのである。此の小學校に類する各種學校は所謂各種學校であるが稍實質的に見て差支ないと思ふ例へば小學程度の在外指定學校、臺灣公學校、朝鮮普通學校の如き之である。又舊法では公立夜學校にして小學校程度のもものを公立學校職員として取扱つて居たが新法では之を小學校職員と同一に取扱ふべきものと思ふ。尤も高等の學校に附屬する程度の低き學校の職員は例へば實質的に小學校に類しても之を小學校職員と同一に取扱ふのは如何かと思はれる例へば師範學校の附屬小學の訓導東京高等學校の小學部の職員の如き之である。

以上述べた様な初等學校の教育職員として終始一貫勤続した場合其の在職年中十五年以上のものを含むときは其の勤続在職年中十五年を控除したる殘の勤続在職年一年に付退職當時の俸給年額の百五十分の一の割合を以て加給せられるのである尤も小學校程度の學校相互間の轉任は勤続と見る例へば小學校訓導として十八年勤続したる後

勤続加給
初等教員の勤
続加給

實業補習學校訓導に轉し二年にして退職したる場合前後の勤続在職年二十年となり退職當時の俸給年額千二百圓とすれば其の普通恩給の金額は左の通である。

$$1200 \times \left(\frac{50}{150} + \frac{5}{150} + \frac{5}{150} \right) = 480 \text{ 圓}$$

(勤続加給)

(ロ) 中等教員 勤続加給の特典ある中等教員は中學校又は之と同等以下の程度の學校の教育職員に限られる中學校と同等以下の程度の學校は恩給法施行令第三十條に規定してある。

- 一 師範學校
- 二 高等女學校
- 三 専門學校令ニ依ラサル實業學校(實業補習學校ヲ除ク)
- 四 中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校
- 五 實業補習學校教員養成所
- 六 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲クルモノニ準スヘキモノ
- 七 在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ

師範學校には附屬小學を含む又實業補習學校は初等教員中に含まれる事は前に述べた通である。

中等教員は中等教員としての勤続在職年十五年以上のものを含むときは其勤続在職年中十五年を控除したる殘の勤続在職年一年に付退職當時の俸給年額の三分の一の割合

で加給せられる例へば中學校職員として二十一年勤続し年俸二千四百圓で退職したものと假定するときは其の恩給年額は左の通となる。

$$2400 \times \left(\frac{50}{150} + \frac{6}{150} + \frac{6}{300} \right) = 944 \text{ 圓}$$

(勤続加給)

新法では初等教員は初等教員として、中等教員は中等教員として各終始一貫した勤續者に加給を與へるのであるから兩者間の轉任は之を勤續と認めないのである。

以上教育職員の勤續加給の大體を述べたが教育職員に付ても亦文官其の他の公務員と同様外國勤續加給の制度が認められて居る此の適用を受けるのは在外指定學校職員である。

此の加給は外國勤續在職年十五年以上のものを含む場合其の勤續在職年中十五年を控除したる殘の勤續在職年一年に付退職當時の俸給年額三分の一の割合を以て之に加給するのである尙詳細は第二編の文官の普通恩給の金額の節を御覽を願いたい。在職年四十年を越ゆる者に給すべき恩給の年額は之を在職四十年として計算する事も文官と同様である。

恩給法第四十六條又は第五十四條第一項第二號若は第三號の規定即ち公務傷病に因り在職年十五年未滿の者に増加恩給と共に給する普通恩給年額は在職年十五年の者に給すべき普通恩給の額である。

恩給法第四十七條の規定に依り準教育職員に因る増加恩給と共に給せらるべき普通恩給の年額は在職年の長短に拘らず常に退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相

在職年

當する金額である(六二)。

第三節 在職年

教育職員の在職年は非常に複雑である若し之れを詳細に説明しやうとすれば教育職員丈の恩給註釋書を作り得る程であつて到底此の小冊子では充分の説明が出来ないのであるが以下成るべく簡単に重要な點丈を説明しませう。

固有の在職年
と通算年
新法の規定

第一 固有の在職年と通算年

(i) 新法の規定 新法は前にも屢々説明した通り恩給法上の公務員の在職年は總て當然合算することを原則とし其の就職の時から退職迄を固有の在職年とするのである故に新法が例外なしに完全に行はれる時期が來れば從來通算を認められなかつた一般文官、軍人、巡査看守等の在職年も當然教育職員の内に入つて來る譯である然るに新法では折角在職年の規定を統一しながら附則で全く除外してしまつた即ち恩給法第九十九條の規定が之である茲に便宜上第九十九條の説明をして置ませう。

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス其退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲クル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

恩給法第五十八條の規定は恩給の停止に關するものである本條第一項の規定ある結果教育職員及教官其他教育事務に従事する文官に對しては恩給法の停止規定を適用せず従前の例に依つて取扱はれるのである。故に例へば陸軍恩給を受くる軍人が中學校の教諭になつたとすれば新法では陸軍恩給を停止せらるる筈であるが此の規定あるが爲恩給を停止せられることなく従前の例に依り恩給と俸給とを受けられるのである。

此の第一項の規定は過去現在及將來を通して教育職員、教官又は教育事務従事の文官たる身分を有する者に適用せられるのであつて其の受くる恩給の種類が文官であると軍人であると將又他の種の公務員であるとを問はない要するに教育職員等に對しては停止の例外を認めて恩給の停止關係は總て恩給法施行前の通りに取扱ふのであるから其の範圍に於て尙従前の規定が活きて居るものと考へる。

停止に關しては尙後に詳しく述べる機會があるから之に譲るとして本條の第二項を説明しませう。本條第二項は第一項の停止の除外規定が施行せられる間は在職年の通算も亦従前通りであるぞと云ふのが規定の本旨なのである。此の條文の書き方が少し悪いので「前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル」分丈が通算關係を従前の規定に依らしめるとすると其の以前の分はどうなるかと云ふ疑問が起るが之れは恐らく恩給法施行前の在職年は勿論舊法に依らしむる精神であらうと思ふ。そこで此の條文を分解すると次の三つの要點がある。

(イ) 恩給法第九十九條第一項の規定の施行せられる間は教育職員^の在職年と教官其^の他教育事務に従事する文官の在職年との間は互に通算するが其の以外の公務員の在職年とは互に通算を認めず總て従来通りとする。

(ロ) 教育職員^の在職年と第四十二條第一項各號(即ち宮内職員、準軍人、試補見習等の準文官及準教育職員^の在職年に關する規定)に掲げた在職年に就ても同様通算を認めな

(ハ) 例外として學習院の職員としての在職年は教育職員^の在職年に通算する。

以上の説明で大體御了解になつた事と思ふが教育職員に就ては其の在職年の計算は新法より寧ろ舊法の方が適用せられる機会が多いのである。私見に依れば此の附則第九十九條の規定は惡法であると思ふと云ふ事は既に第一編に於て述べた通である早晚改正せねばならぬかと思はれる(第一編第二、三章第三參照)。

尙序に茲に附加へ置きたいのは本條に所謂教育事務に従事する文官の範圍である舊法には其の範圍を勅令で規定してあるが新法の適用上範圍を限定して置く必要があるので恩給法施行令第三十四條に之を定めてある即ち左の通である。

- 一 官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員
- 二 文部省官吏
- 三 教育事務従事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏
- 四 臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ

舊法の規定

五 教育事務従事ノ従前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏

(ii) 舊法の規定 教育職員^の固有の在職年及通算年に關する舊法の規定を研究する前に豫め舊法の規定せる教育職員^の恩給法規の系統を知つて置く必要がある。

舊法では教育職員を大體初等教員と其他の一般教員とに分けて二大基礎法を定めて居る前者は明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法で後者は明治二十三年法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法である。此の外明治二十九年法律第十三號、朝鮮に於ける公立學校の職員にして國庫より俸給を受けざる者の退隱料及遺族扶助料法、臺灣に於ける公立學校の職員にして國庫より俸給を受けざる者の退隱料及遺族扶助料法、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法及樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料法等があるが皆大部分前掲二法を補充するか又は準用して居る。而して舊法では初等教員、中等教員及一般教員とは各恩給の率が違つて居たから其の區別は相當利害關係の深い問題であつた。

(A) 初等教員 初等教員とは左の者を云ふのである。

- (一) 市町村立小學校の正教員
- (二) 公立幼稚園の保姆にして小學校の本科正教員たる資格あるもの
- (三) 公立實業補習學校の教諭助教諭及其の資格ある學校長

(四) 樺太廳立又は公立の小學校の正教員

小學校教員の在職年の計算に關する規程は退隱料法上勅令に譲つて居る(小退四ノ三)此の委任勅令が明治二十五年勅令第十八號である其の第一條に依れば正教員の在職年數は就職の月より起算し退職の月を以て終る而して年齢其の他の制限がないから文官等に反して未成年中の期間も計算せられる又同勅令の第二條には左に掲ぐる年數及月數は正教員在職年數に算入すべしと規定して居る。

(一) 市町村立小學校正教員休職中の年數及月數

(二) 明治十四年六月以後市町村立小學校訓導の職に在りたる年數及月數

第一號の休職中の年數及月數は元來特別の規定がなければ當然在職年に算入せらるるものと思はれる故に新法では此の點に就ては何等の規定を設けず當然合算せらるべきものと爲したが從來幾分疑問があるので注意的に規定したものとと思ふ第二號は在職年計算の制限の規定であつて此の特別の規定がなかつたとすれば事實としての就職より退職迄を計算すべきであると思ふ。茲に特に明治十四年六月以後に限つたのは同年六月太政官達第五十二號府縣立町村立學校職員名稱並に官等に依り從來教務に従事して來た者を總て訓導の名稱の下に統一任用し且任用資格を定めた時を限界としたものである而して同年六月以後の在職であつても必ず訓導の名稱で任用せられたる者に限り例へば訓導たる資格あり且事實上訓導と同一の教務に従事するも訓導たる名稱を有せざる者は在職年に算入しない。

市町村立小學校の正教員と云ふ中には本科正教員と専科正教員が含まれる(小學校令三九)が小學校令を施行せざる地方に於ける正教員准教員の區別に付ては明治二十四年十一月文部省令第二十四號の規定がある即ち左の通である。

明治二十三年十月勅令第二百五號小學校令ヲ施行セサル地方又ハ同令中教員ニ關スル條規ヲ施行セサル地方ニ於テ明治二十三年十月法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法施行上正教員准教員ノ別ハ市町村立小學校教員中訓導ヲ以テ正教員トシ授業生ヲ以テ准教員トスヘシ但本令ニ依リ難キモノアル場合ニ於テハ北海道廳長官府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

以上述べた初等教員相互間の在職年は繼續したる場合及繼續せざる場合孰れも初等教員としての在職年として計算せられるから固有の在職年と謂ふ事が出来るであらう。

初等教員の固有の在職年の計算に付特に注意すべきは次の各事項である。

(一) 轉任若は再任の場合前の退職と後の就職とが同一月内に起るときは之を重複して算入しない例へば某年二月一日退職して同月二十七日に再就職したとすれば二月の月は一ヶ月と計算すること勿論である。

(二) 前の退職に依り退隱料權の發生した場合其の退隱料權の基礎となりたる在職年の一年未滿の端月數は後の在職年に算入しない此の點は新法と異なる點で新法では端數をも合算するのであるから特に注意せられたい(蓋し通算は従前の規定に依るが端月數計算等は新法に依らしむるものと解せられるからである)。

前の退職に依り退隱料權發生せず後の退職に依り初めて退隱料權を發生するものな

るときは前後の在職年の端月数は合算する。後の退職に依りても尙退職料を生せず退職給與金のみを受くるものなるときは後の在職年の年数のみを基礎とする。

(三) 在職中廢校又は廢職等に因り即日他の初等教員に任命せられたるときは之を轉任と看做すのであるが實例は廢校の翌日他の學校に任用せられたる者を勤績と看做したものがあつた。

(四) 休職満期の翌日更に初等教員に任用せられたるときは之を勤績と看做すべきや否やに就ては文部省の解釋は勤績と看做さず行政裁判所は之を勤績と看做すと判決して居る純理論から云へば文部省の見解の方が良い様に思ふ。

以上初等教員の固有の在職年に就て述べたのであるが次に通算に因る在職年として擧げられるものは左の二つである。

(一) 一般教育職員の内職年月

初等教員以外の一般教育職員の内職年に付ては後段に之を説明する積であるが其の内職年月数は之を初等教員の内職年中に通算するのである(但し准教育職員の内職年を除く)。

(二) 教育事務に従事する文官の内職年月

教育事務従事文官の内職年月数は初等教員の内職年に通算する而して其の内職年の計等は官吏恩給法の例に依るのである(明治三十九年法律十三號、明治四一年法律三十五號參照)。

教育事務に従事する文官の範圍は明治三十二年勅令二百一號に定められて居る即ち

(a) 官立學校の教官及職員

(b) 官立圖書館の職員

(c) 文部省の官吏

(d) 教育事務に従事する北海道廳、府、縣、郡、區、島、廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡、臺灣總督府、廳、關東廳又は樺太廳所屬の文官

である。尙參考に初等教員の固有の内職年及通算年に關係ある取扱例規の若干を次に擧げて置ませう。

○教育事務に従事する文官の種類に關する件(文部省制定)

一般行政を司掌する郡長知事等の官吏は退職料支給上に關し之を教育事務に従事する文官とは認むるを得ざるも右官廳の下に教育並其の他の事務に従事する官吏は(例せば郡書記にして教育事務の外尙勸業衛生等の事務を管掌せる課長の如き者)之を法に所謂教育事務に従事する文官と認む。

○教育事務の一部を分擔せし者は教育事務従事の官吏とす(文部省回答)

○尋常師範學校幹事の在職年數不算入方(文部省回答)

明治十一年勅令第六十五號に依り尋常師範學校幹事の職に在りしものは今回明治二十三年法律第九十一號の改正に依り舎監及書記と同様退職料及遺族扶助料法により在職年數計算上通算すべきものと心得可然哉の間に對し通算すべきものに非らずと回答せり。

○公立學校准教員の書記舎監兼務者兼職年數は退職料等支給上の年數に算入方(文部省回答)

公立中學校等の准教員在職者より書記又は舎監を兼務する者は其の兼務中の年月数は公立學校職員退職料等支給上に要する在職年數に算入せらるべきものに候哉果して然りとせば其の兼務に加体ある場合には明治二十三年法律第九十一號第十六條第三項に含まざるものとし加体に對する百分の一を納金せしむべきやの間に對して右は總て見込通とす。

○那費を以て設置したる小學校准教員養成所職員恩給等取扱方（文部省回答）
那費を以て設置せられたる小學校准教員養成所職員は公立學校の教員として任命し恩給等の關係に於ても凡べて同様取計可然哉の照會に對し見解の通と指令せり。

○府立高等海員養成所は公立學校と看做す（文部省々議決定）

大阪府立高等海員養成所は公立學校と看做し退隱料等の支給上其の在職年月數を通算す。

○神宮皇學館職員は在官年月數は通算することを得ず（内閣回答）

神宮皇學館職員は在官年月數は官吏恩給法上通算せらるべき哉退隱料支給上承知致度との文部省照會に對し右は政府より俸給を受けざる官吏と存せられ候に付其の在官年月數は官吏恩給法上通算せざるものなる旨回答せり

註 舊法では此の解釋に依り神宮皇學館の職員は教育事務従事の文官と看なかつたのである然るに新法では神宮皇學館の職員にして官吏たるものは恩給法の適用上之を文官とする事は明文がある（恩給法施行令第六條）故に更に教官又は教育事務に従事する文官であるか否やが問題となる。未だ之に關する實例はあるまいか自分は之を教育文官と看做して良からうと思ふ。

○講習所職員は退隱料法上官立學校の種類に包含す（文部省回答）

當省所管水産講習所及蠶業講習所職員は明治三十二年勅令第二百一號第二條第一項第二號に包含する義に有之候哉との農商務省照會に對し講習所職員は三十二年勅令第二百一號第二條第一號に包含するものと回答す。

○工業傳習所職員は官立學校職員と看做す（文部省回答）

明治四十五年勅令第三十六號に依る工業傳習所は其の内容に於て一般工業學校と異なる所なし隨て同所の職員は之を三十二年勅令第二百一號第二條第一號の官立學校教員若くは同條第三號に當る官と看做し差支なきやの朝鮮總督府照會に對し工業傳習所職員は三十二年勅令第二百一號第二條第一號に當ると回答す。

○朝鮮總督府濟生院職員を官立學校職員と看做すの件（内閣恩給局回答）

明治四十五年勅令第四十三號に依る本府濟生院は其の内容に於ては官立學校と何等異なる所なきを以て同院職員は之を明治三十二年勅令第二百一號第二條第一號の官立學校職員と看做し差支なき哉の朝鮮總督府照會に對し同院職員は公立學校職員退隱料等の給與に關し之を明治三十二年勅令第二百一號第二條第一號の所謂官立學校職員

と看做し其の在官年數を通算するを得べしと回答す。

○臺灣總督府工業講習所は官立學校と認む（文部省議決定）
臺灣總督府工業講習所は退隱料支給上官立學校と認む。

○海軍技手養成所は官立學校と認む（文部省議決定）
海軍技手養成所は官立學校と認め其の職員は公立學校職員に在職年數に通算し退隱料等の支給を爲す。

○文部省官吏の範圍（文部省議決定）

維新史料編纂事務局、中央氣象臺、醫師開業試験、臨時緯度觀測所の事務に従事する官吏も明治三十二年勅令第二百一號中の文部省官吏と認む。

○染織講習所技手又は所長と染色巡回教師の在職年（文部省回答）

埼玉縣入間郡立染織講習所技手又は所長並同郡染色巡回教師の在職年數に關する埼玉縣の照會に對し右年數は公立學校職員退隱料等の算定上除算すべきものと回答す。

○北海道廳支廳長は教育文官に非らず（行政裁判所判決）

（要旨）明治二十九年三月法律第十三號第四條ノ二並ニ同三十二年五月勅令第二百一號第二條ハ執レモ直接教育事務ヲ取扱フ官吏ノミニ對スル特別ノ規定ニシテ支廳長ノ如キ一般的行政ヲ司掌スル者ニ普ク適用スル趣旨ニアラス

（B） 一般教職員 茲に所謂一般教職員と謂ふのは公立の學校又は圖書館の職員で前に述べた初等教員を除いた残りを總稱したのであつて概ね左の種のもを謂ふのである。

- (一) 公立大學の總長、學長、教授、助教授、幹事、學生監、書記及助手
- (二) 公立專門學校の校長、教授、助教授、舍監及書記
- (三) 公立高等學校の學校長、教授、助教授、舍監及書記（尋常科及豫科あるものは其の教員及助教諭）
- (四) 府縣立師範學校の校長、教諭、助教諭、訓導、保母、舍監及書記
- (五) 公立中學校の校長、教諭、助教諭、舍監及書記

- (六) 公立高等女學校の校長、教授、助教授、教諭、助教諭、舎監及書記
- (七) 公立實業學校(實業補習學校を除く)の校長、教諭、助教諭、舎監及書記
- (八) 小學校實業補習學校及幼稚園以外の公立學校にして前列記に屬せざるもの學校長、教諭、助教諭、調導、舎監及書記(准教員養成所教諭、公立夜學校の校長、調導等は之に屬す)
- (九) 公立圖書館の館長、司書及書記
- (十) 朝鮮に於ける公立學校の職員にして國庫より俸給を受けざる官吏
- (十一) 臺灣に於ける公立學校の職員にして國庫より俸給を受けざる官吏
- (十二) 在外指定學校の學校長、教諭、助教諭、調導、舎監及書記

以上列記した一般教職員の在職年は固有の在職年として當然算入せられる而して其の在職年の計算方は大體初等教員の場合と同一であるが尙念の爲注意すべき點を擧ぐれば左の通である。

- (i) 就職の月より起算し退官退職の月を以て止む。
- (ii) 明治十四年六月以前より在職の者は同年同月より起算す。
- (iii) 非職休職中の年月數は在職年數に算入す。
- (iv) 再就職の場合前の退職と後の就職が同一曆月内に起りたるときは之を一月として計算す。
- (v) 在職中廢校、廢官又は廢職等に因り退職したる者即日他の一般教職員に任命せられたるときは之を轉任と看做し引續き在職したるものと解す。
- (vi) 廢校、廢官又は廢職の翌日に任命せられたる場合に付ては異説あり文部省は小學

校の教員に關し之を勤績と看做して居る。

- (vii) 休職の翌日他の官職に任命せられた場合に付ては文部省は小學教員に關し之を勤績と認めずと解し行政裁判所は之を勤績と看做すと解した。
- (viii) 前後の在職年を合算するに當り前の退職に依り退隱料權を生したる場合には退隱料權の基礎と爲りたる在職年の内一年未滿の端數は切捨て、前の退職に依り退隱料權發生せざりし場合は凡て之を合算す。

以上固有の在職年の事は大體述べ終つたが更に通算に因る在職年の事を説明しやう。
一般教職員として通算せらるべき在職年は舊法では次の通であつた。

- (i) 教育文官 教官又は教育事務に従事する文官の意味は初等教員の所で説明したが此の種の教育文官は一般教職員の在職年に通算せられる通算せらるべき年月に付ては官吏恩給法の例に依るのである又一一般教職員が教育文官に再任し又は其の反對の場合退官又は退職と任官又は就職とが同一曆月内に起つたときは之を一月と計算すべき事は既に述べた所より推して明瞭である。

- (ii) 教育文官以外の文官 教育文官以外の文官は元來教職員の在職年に通算しないのが原則であるが唯一つの例外は教育文官以外の文官が府縣立師範學校長に轉し退官した場合である此の場合には師範學校長の在官年に前の非教育文官の在官年を通算して在職年を計算するのである。然し此の場合其の師範學校長が更に中學校長に轉し退職

した場合には師範學校長と中學校長の在職年を通算するか又は非教育文官と師範學校長の在官年とを合算するかの二途あるのみで非教育文官の在職年を中學校長の在職年に通算する事は出来ないのである。

(iii) 初等教員の在職年 初等教員の事は前に述べたが此の初等教員の在職年は一般の教職員の在職年と互に通算せられるのである。

軍人としての服役年及宮内官としての在官年は一般教職員の在職年と通算せられない唯軍人としての服役年及宮内官の在官年は師範學校長の在官年と通算し得るや否やに就ては議論が岐れて居る。又新宮内省恩給令では教育職員が宮内職員と爲つた場合の通算を認めるが恩給法は其の反對の場合に通算を認めない。

第二 加算年

加算年
新法の加算年

(i) 新法の加算年 加算年に關しては恩給法施行の前後に依り全然準據法が違ふのであつて恩給法施行前は總て舊法に依り恩給法施行後は皆新法に従ふのである。

新法の加算年は公務員一般に通ずる規定であるから特に教育職員として別段變つた事はない即ち從軍加算、外國の交戦擾亂地域内勤務加算、戒嚴地境内勤務加算、邊陲不健康地域在勤加算、不健康業務加算、遠洋航海加算、殖民地勤務加算等は夫々適用かあるうが文官の部で詳細に説明したから就て見られたい。

(ii) 舊法の加算年 教育職員は舊法の規定でも一定の場合には加算年を附せられた其

舊法の加算年

の加算年は大體從軍加算年と在勤加算年とに分けられる。

(イ) 從軍加算年 教育職員が其の教育職員としての職務上從軍したときは之に從軍加算年を附せられる。教育職員が軍人として從軍した場合の如きは軍人としては加算があるが肝心の軍人の在職年が教育職員の在職年と通算せられないので加算もない從つて教育職員としての從軍加算がある事は稀有な例である。

(ロ) 在勤加算年 朝鮮又は臺灣の公立學校の教育職員にして官吏たる者三年以上引續き各其の地域に在勤したるときは其の在職一月に對し半月を加算せられる但し從軍年の加算あるときは此の限に在らず(明治三十三年法七五號準用) 此の加算は其の地域に在つて任命せられた者は其の任命の日から始まり其の他の者は朝鮮又は臺灣に到着した日から始まる又其の終期は退官し又は其の地域を去つた日(一時的の退去例へば出張等を含まない)に終る月數計算の方法は在勤の初日から其の翌月の應當日の前日迄を一月と計算し一月未滿の月を一月と計算しないのである。

三年以上在勤することを要すと云ふのは教育職員として三年以上在勤するを要するの意であるが教育文官の在職年と合して三年以上あつても教育職員としての在勤が三年以上なければ加算が付かぬかどうか多少疑問があるが從來の解釋としては加算せぬものとなすらしい。

又此の加算は内地人に限ると云ふ明文がないから内地人でなくてもよいと云ふ説も

ある。

朝鮮及臺灣相互間の轉勤は繼續在勤と見るべきや否や之れも疑問がある孰れも明瞭な先例がない様に思ふ。

在勤年中一部分從軍加算が付いた場合には其の部分丈を除き殘餘に對して在勤加算年を附ける。

樺太に於ける廳立又は公立小學校教員は小學校教員退隱料及遺族扶助料法を準用せられ又在勤加算に付ては明治三十三年法律第七十五號が準用せられる結果同様一月に付半月の在勤加算が付いた。

在外指定學校に付ては舊法では在勤加算の規定がなかつたのである。

除算年

第三 除算年

除算年とは公務員の在職年中の或部分を法律の規定に依り恩給法上の基礎在職年から除外されるものであると謂ふ事は既に説明した通りである。此の除算年に關する規定は新舊法の間にも多少の差がある而して教育職員の内職年中除算年に關しては恩給法施行前のものは舊法に依り大正十二年十月一日以降は新法の規定に従ふべきであるから新舊兩規定の一通りを了知して置かねばならぬ。

新法の除算年

(i) 新法の除算年 新法の除算年は恩給法第四十一條に規定せられて居るが其の内容に付ては文官の内職年中に詳細述べたから本書第二編第一章第四節第四を參照して頂きた

舊法の除算年

3。

(ii) 舊法の除算年 舊法の除算年に關する規定中主なるものは小學校教員に付ては明治二十五年勅令第十八號第三條に、其の他の公立學校教員等に付ては明治三十二年勅令第百九十六號第三條の規定があるが其の内容は大體同一である乃ち次の通りである。

(イ) 自己の便宜に依り退職したる者又は免職に處せられ若は失職に該當したる者再就職したるときは其の前在職の年數及月數

新法では自己便宜の退官退職を失格原因と見て居ないが舊法では原則として自己便宜で退職した者には退隱料を與へなかつた、のみならず一度自己便宜で退職すれば夫れ迄の内職年は全部除算年となる此の場合には除算されるべき在職は繼續して居ても居なくとも同様である即ち繼續した内職でなければ前々在職又は前々々の在職迄總て除算せられる。勿論前々在職の際に恩給權發生し既に恩給又は退隱料を受けて居る場合既得の恩給權を失ふ事はない。

自己の便宜に因る退職は其の公務員の意味に基く退職を謂ふのであるが如何なる場合が自己便宜なりやは解釋上迷ふことがある。而し實例其の他から左の場合には自己便宜と見なかつた様である。

(a) 自己の意思に基かざる退職即ち廢校、廢職に因る退職、休職滿期に因る退職、學校編制の變更に因り過員を生したるに因る退職、不具癡疾に因り又は身體若は精

神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるに因る免職。

(b) 自己の意思に基くも自己の便宜と看做さざるもの即ち年齢六十才を超へたる後の退職、傷痍を受け又は疾病に罹り其の職に堪へざるに因る依願免職、法令を以て設立したる議會の議員、市町村の長、助役若は収入役、市町村組合の長、助役、若は收入役、名譽職參事會員、東京、京都、大阪三市若は北海道の區長、沖繩縣區制に依る區長又は居留民團の民長、助役若は會計役と爲りたるに因る依願退職、軍人として現役に服し又は召集せられたるに因る依願退職、教員養成を目的とする官公立の學校へ入學の爲の依願退職、諭旨に因る退職。

上掲除算年の規定の中にある「免職ニ處セラレ」とあるのは懲戒免職の意味である教育職員で文官たる者は文官懲戒令の適用があり文官待遇者は文官懲戒令を準用せられる、初等教員の懲戒免職は小學校令第四十八條及實業學校令第十二條に依るのである。

教育職員の當然失職は禁錮以上の刑を言渡したる確定判決に依る、在職中軍人として服役し陸軍刑法又は海軍刑法に依り死刑、懲役又は一年以上の禁錮の刑に處せらるるときは教育職員としての職を失ふも一年未満の禁錮の刑に處せられたるときは未だ失職しない、又刑の言渡が確定した以上は執行猶豫の言渡を取消さるることなくして猶豫期間を経過しても失職の効果は回復し得ない。

尙初等教員に付ては免許狀の失效及褫奪が當然失職の効果を發生する(小學校令四條)。

(ロ) 恩給若は退隱料を受くべき職に在る者にして市町村立小學校正教員府縣立師範學校及公立中學校の學校長正教員舎監書記を兼ねるときは其の兼職中の年數及月數此の規定は稍蛇足の感がある、か様な場合兼職の在職年が恩給の基礎在職年とならぬ事は當然の様にも思はれる。

(ハ) 在外指定學校職員に關してのみ特別なる規定
在外指定學校の職員に付ては以上述べた外向特に左の場合には恩給を受くるの資格を失ひ其の在職年は除算せられる。

(a) 服務上の義務に違反し若は服務を怠り又は體面を汚辱する行爲ありたる爲其の職を解かれたるとき。

(b) 教員免許狀褫奪の處分を受けたるとき。

(c) 信用又は風俗を害する罪を犯し罰金の刑に處せられたるとき(此の場合は外國の法律に依り所罰せられたる場合をも含む)。

(d) 破産又は家資分散の宣告を受けたるとき(宣告の取消あるも資格を回復せず)。
以上舊法の除算年の大體を説明しましたが尙左の二三の問題に付特に注意をして置きませう。

(一) 教育職員が文官宮内官として退官したる場合、中等教員が初等教員として退職し

たる場合又は其の逆の場合に於て其の退官退職が不適法であつて恩給又は退隠料の給與を受けられなかつたときは其の前の在職は總て無効となる例へば中學校の教諭から師範學校長となり自己便宜で退官したとすれば獨り師範學校長の在職のみが除算されるのでなくして前の中學校の在職に對しても失格する又小學校の訓導から女學校の教諭となりたる者が懲戒免職されたとすれば小學校の訓導としての在職に對しても失格する故に他日再び小學校の訓導となつたとしても其の前の總ての在職年は無効であつて後の在職年に通算せられない。

(一) 通算せらるべき在職年にして其の官職に付定められた恩給規程に依り除算せらるべき在職年は之を除くのである例へば教育文官の在職年は教育職員^の在職年に通算せられるのであるが其の文官としての在職年中に除算せらるべきものがあれば當然之を除外する従つて假に教官五年小學校教員十五年在職した者があるとして其の教官五年は自己便宜退官であつたとすれば官吏恩給法で其の五年は除算せられるから小學校教員としての十五年に相當する退隠料の外受けられない。

(二) 恩給権消滅の場合に於ける其の基礎在職年は當然除算せられる例へば中學校書記として十五年在職し恩給権を生じてから退職し其の退職後一定の期間内に恩給の請求をしなかつた爲に其の恩給権が消滅したとすれば其の後再び教育職員となつても前の在職年は全く復活する事は出来ない。之れは獨り時効消滅のみでなく犯罪に依る失權

の場合も同様である。

以上簡單であるが教育職員^の在職年に關する一般的規定を説明した其の個々の問題に付て起る疑問は頗る多いのであるが茲には此の程度に止めて置ませう。

第二章 教育職員及準教育職員^の傷病恩給

公務員が公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となつた場合に給せられる普通恩給及増加恩給を所謂傷病恩給と云ふのであると謂ふ事は既に數回述べた通りである。教育職員は公務員であるから前述の條件に當てはまれば新法の規定に依り普通恩給及増加恩給を給せられる事勿論であるが尙準教育職員も在職中公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となれば公務員同様傷病恩給を給せられるのである(法四六、^{四七})。

準教育職員とは如何なるものであるかと謂ふ事は既に第一編に於て説明した(第一編第四章^參)。具體的に謂へば官立又は公立の學校の教授心得、助教心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官の待遇を受けざる保母にして専任教員たるものである。此の準教育職員は年功に因る普通恩給を受けられないが傷病恩給を受くる場合には殆んど教育職員と同様に取扱はれるのであるから以下便宜兩者を同時に説明してしまふ考へである。

第一節 傷病恩給の金額

教育職員又は準教育職員として傷病恩給を受ける場合は非常に少ない、のみならず公務

教育職員及準
病恩給

傷病恩給の金

傷病の何であるか、退職後の症項決定、重大過失と傷病恩給、有期恩給等公務傷病に関する諸規定の説明は第二編文官恩給の部に於て詳細述べたから茲には之を省略して直に傷病恩給の金額の事を述べて置きませう。

傷病恩給は現行法では普通恩給と増加恩給とより成立つて居ることは前に説明した此の普通恩給は公務員の在職年の年數に應じ算出せられるのであつて其の計算法は教育職員の普通恩給金額の題下に本編第一章第二節に述べたから夫れを参照して頂きたい尤も在職年十五年以下の者なるときは在職年十五年の者に給すべき普通恩給の額とするのである(法三)。

亦此の場合準教育職員に給すべき普通恩給は其の在職年の長短に拘らず退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とするのである。

普通恩給と併せて給せらるる増加恩給の年額は退職當時の階等、傷病の原因及不具癡疾の程度に依り定められたる恩給法別表第二號表の金額である而して此の増加恩給の年額の計算方は準教育職員にも準用せられて居る(法五)。

退職當時の階等のことは次節に述べるが傷病の原因、不具癡疾の程度、公務の擬制等に關しては全く文官の場合と同様であるから第二編第二章第二節を参照して頂きたい。

恩給の算出基礎たる階等

第二節 恩給の算出基礎たる階等

教育職員及準教育職員の増加恩給算出の基礎となる階等に付ては恩給法第四十九條に依

り勅令を以て定められる事となつて居る之が恩給法施行令第二十七條である即ち左の通りである。

一 教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

二 準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表ノ例ニ準ス

教育職員の中で文官は夫々官等等級の定めがある即ち高等官なれば高等官官等俸給令に依り一等乃至九等、判任官なれば判任官等級令に依り各其の俸給に従ひ一等乃至四等に分かれて居る、又公立學校職員中の或部分に對しては公立學校職員待遇官等等級令に待遇官等等級を定めてあるから夫れに従ふのであるが勅任、奏任又は判任の待遇を受けて居るが官等等級の定めのない者は各其の最下位の官等等級に依るのである例へば奏任の待遇の小學校長の如きは待遇官等の定めがないから恩給法別表第二號表を適用する際は奏任官の最下位乃ち「六等乃至九等」の欄を適用することとなる又小學校教員も判任待遇であるが待遇等級の定めがないから判任四等として取扱はれることとなる。

準教育職員の場合は俸給に従ひ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表の例に依り之を定めるのである。

第三章 教育職員の一時恩給

新法の教育職員の一時恩給は舊法の退職給與金に該當するものである即ち在職年一年以

教育職員の一
時恩給

上十五年未滿にて退職し其の退職に依つて他の種類の恩給を受けない場合に給せられるものである故に在職年一年未滿であれば一時恩給を給しないし一年以上十五年未滿であつても公務傷病等に因り其の退職に際し傷病恩給を給せらるる場合には一時恩給は給しない。教育職員の時恩給の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額とする(法四五、六九)。退職當時の俸給は普通恩給金額の説明の際に述べた如く本俸及本俸に準すべきものとに分たれる詳細は本編第一章第二節を參照して頂く事として重複ではあるが教育職員の時恩給の算出基礎たる俸給の主なるものを列擧して置きませう。

- (一) 本俸
- (二) 年功に因る加俸
- (三) 官立又は公立の大學の教授又は助教授の職務俸
- (四) 第二號に掲ぐるものを除くの外市町村立小學校教員加俸令に依る加俸

在職年の計算は普通恩給の場合と同様であるから説明を省略するが特に注意すべきは恩給法第二十八條第二項の規定である即ち退職したる後再就職したときは前後の在職年月數は之を合算するが後の退職に依つても尙一時恩給を受くるが如き場合には前に一時恩給の基礎となつた在職年の年月數は之を合算しない例へば前に小學校教員三年半勤續して退職給與金を受けたる者が再び就職して五年半在職して退職したとすれば後の五年に對する分丈しか一時恩給の基礎在職年とならぬ、前の一年の端數は勿論前に現實には退職給與金を受けなくても合算せられない又一年未滿の端數が幾つか重なつても合計して一時恩給を給

すると謂ふ事がない。

以上の説明を具體的の例で示せば在職十四年五ヶ月の小學校教員、俸給月額本俸七十五圓年功加俸五圓で退職したとすれば其の者の一時恩給の額は

$$(75+5) \times 14 = 1120 \text{ 圓}$$

即ち千百二十圓となるのである。若し此の計算上一時恩給の額に圓位未滿の端數が付くときは其の端數の多寡に拘らず之を圓位に切上げるのである例へば計算上百二十圓三十錢になつたとすれば一時恩給の額は百二十一圓となるのである(法四)。

第四章 國庫納金

國庫納金

教育職員の時恩給に關する規定は大體舊法の規定を其の儘踏襲したのであるが法文の書き方が變つたので一寸解り難いかと思ふから茲に簡單に説明を加へて置きませう。

恩給法の規定に依り國庫に納付すべき所謂國庫納金は公務員自身納付するものと其の公務員に俸給を給する經濟の納付するものと二つに分け得られる前者は恩給法第五十九條第二項に根據するもので後者は恩給法第十八條に規定せられて居る。

恩給法第五十九條に依れば教育職員は毎月其の俸給の百分の一に相當する金額を國庫に納付する義務がある但し朝鮮臺灣又は樺太所在のものを除き一般の内地公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其の他の小學校に類する各種學校の教育職員は此の國庫納

金を納めなくてもよいのである。在外指定學校の職員も前記の要件に適合しない限り矢張り納金の義務があると思はれる。

恩給法第十八條の納金は公務員の負擔ではないから直接には關係がないけれども便宜茲に説明して置ませう。同條の第一項には「國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ」と規定してある本條の適用を受くる主なる場合は公立の大學、專門學校、高等學校、中學校、高等女學校、實業學校、各種學校（小學校に類するもの及實業補習學校を除く）及圖書館の職員等である。是等の職員の恩給は國庫の負擔であるが俸給は府縣其の他の經濟から支辨して居る故に斯様な場合には其の俸給負擔者たる府縣其の他の經濟から國庫に納金する義務を負はしめたのである。府縣費より俸給を給する文官（例へば郡判任官）、在外指定學校及國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校（目下此の例がない様である）の職員の恩給も矢張り國庫支辨で其の俸給の支出は國家ではない然し是等は特に同條但書で國庫納金の義務を負はしめない様にして居る其の理由は單に沿革的に從來徴してなかつたと云ふに過ぎない。

府縣等の納付金に付ては尙後に交付金の説明の際申述べる機會があると思ふから此の位に止めて置ませう。

第五編 警察監獄職員恩給

警察監獄職員
恩給

新法で警察監獄職員と云ふのは既に述べた如く大體從來の巡查看守退隱料法の適用を受けた職員を謂ふのである即ち恩給法第二十三條に列舉せられた左の職員を謂ふのである。

- 一 警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛
- 二 看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守
- 三 判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

警部補は本來判任官であるから文官の取扱を受くべきであるが恩給法上の取扱は巡査や看守と同様にしてある之れは巡査から警部補に任官する者が相當多いから巡査の方へ引付けた方が概して云へば有利であるからである、唯從來臺灣の警部補が法規の根據がないに拘らず文官として官吏恩給法の適用を受けて居たが新法では勿論此の除外例を認めず臺灣の警部補も警察監獄職員として取扱はるべきである。

又同じく警察官署監獄官署の職員でも警察醫等は地方待遇職員令に依る待遇職員として、又監獄の保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手等は國費の待遇職員として孰れも恩給法上待遇職員の分類中に入り茲に所謂警察監獄職員の中に入らないのであるから特に御注意を願ひたい。

警察監獄職員は他の公務員に比較して三つの主なる特典が與へられて居る即ち

- (一) 在職十年にて普通恩給を受け得ること
 - (二) 十年以上の勤績に對しては勤績加給あること
 - (三) 國庫納金納付の義務なきこと
- 右は孰れも警察監獄職員優遇の爲めに認められた特典であつて舊法以來の立法例を踏襲した次第である。

第一章 警察監獄職員の普通恩給

警察監獄職員の恩給も年功に因る普通恩給と公務傷病に因る傷病恩給とに分ち得るから先づ普通恩給に付て述べませう。

第一節 警察監獄職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

恩給法第六十三條第一項には「警察監獄職員在職十年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス」と規定してある。之を分解すれば左の通である。

- (一) 十年以上在職すること 警察監獄職員以外の他の公務員は軍人を除くの外總て在職十五年以上で普通恩給を與へられるのに警察監獄職員は十年でよいのである然し警察監獄職員以外の公務員の在職年を警察監獄職員の在職年中に全然同價値に合算するとなれば不公平の結果となるので恩給法第三十一條の規定が設けられた即ち「警察監

獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十年ニ達スル迄ハ警察監獄職員又ハ軍人以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ三分ノ二ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス」と謂ふのである。例へば文官六年軍人三年の前歴あるもの軍人より引續き巡査となり巡査在職三年にして退職したとすれば其の實在職は合計十二年であるが右三十一條の規定に依れば軍人の三年と巡査の三年とを合しても十年迄には尙四年不足である。そこで文官の在職年を之に加へる場合は文官の在職年六年の三分の二の四年を加へ合計十年となるの類である。斯様に各種の公務員の在職年が混合する場合には最も有利なる公務員の在職年より補充して行く方が良いと思ふ。

(二) 瑕疵なくして退職すること 前記六十三條には瑕疵なくしてと謂ふ明文はないが解釋上當然瑕疵なくして退職することを要するのである。瑕疵なき退職とは失格の原因なくして退職することである失格原因の如何なるものであるかは既に文官の部で述べたから茲には單に恩給を受ける資格を失ふべき場合として恩給法第五十一條に規定せられてあるものを擧げて置くに止めませう。

- (i) 懲戒又は懲罰の處分に因り退職したるとき
 - (ii) 在職中陸軍刑法若は海軍刑法に依り死刑、懲役刑若は一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるとき
- 此の二つの場合には各其の引續きたる在職に付ては恩給を受くるの資格を失ふのであ

つて後に説明する如く恩給法第二十六條に依り警部補が他の官職に轉し又は他の官より警部補に轉したるときは之を退職と看做されるに拘らず失格原因に付ては此の退職と看做すと謂ふ規定を除外して引續きたる在職全部に付失格するのである。例へば南洋廳警部から警視廳警部補に轉じた者が其の在職中懲戒に因り免官となつたとすれば警部補の在職年は元より南洋廳警部の在職も失格するのである。

舊法では退職の理由にも嚴重な制限があつた即ち(一)年齢五十歳を超へ退職したるとき(二)傷疾を受け又は疾病に罹り其の職に堪へず退職したるとき(三)廢官廢廳に依り退職したるとき(四)身體若は精神の衰弱又は事務の都合に依り退職を命ぜられたるときにのみ退職料を給せられた然し新法では總て是等の制限を撤廢したのである。

又舊法では巡查看守退職料法第三條に依り恩給の再任改定を爲す場合に既得恩給受給者なれば再び前職に付後の在職一年以上なる場合に恩給を改定し前の在職に對し一時金請求權發生したるものなるときは一時金を受けたる者が再び前職に就きたることを條件として居る。前職と謂ふ以上は前が巡查なれば後も巡查である事を要し巡查及判任官の待遇を受くる消防手相互間の在職の外他の官職相互間の轉任轉職を認めず從つて巡查又は看守交互に轉職し又は他の官職に轉したるときは事務の都合に依り退職を命ぜられたる者と看做す(巡查看守退職料法第六條)と謂ふ規定があつた。故に退職と看做されたときに恩給の請求をして居た而して又一時金を受くる資格があつても現實に其の給與を

受けなかつた者は夫れ以前の在職年は除算するの取扱となつて居た是等は新法では皆改められた。

茲で一寸説明して置きたいのは恩給法第五十二條の規定である。

舊法時代に於ては巡查看守退職料法官吏恩給法軍人恩給法等は別個の法規の系統であつたので例へば巡查から警部補となり警部に轉任し更に軍人として召集せられて退職したと謂ふ様な場合には警部補迄の在職で一旦打切り警部在職中でも退職料を給與し其の判任待遇以上の官職在職中支給を停止したのである然るに新法では恩給法第五十二條第一項に「公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス」と規定してある此の退職の當時仍他の公務員として在職する場合中には二つ以上の官職の併有、兼任及同日に兩官職の重なる轉任の三つの場合がある前例の警部補より警部に轉ずる場合の如きは此の第三の場合に該當するので其の轉任の際は恩給を給せず最後の軍人の退職の際恩給を請求すべきである而して此の場合には想像上警察監獄職員としての恩給權と軍人としての恩給權とがあり其の在職年も互に通算せらるべきものであるから恩給法第八條第一項の規定の適用を受けて其の一を選択給與せられる。而して從來の規定であれば右の例で警部補より警部に轉じた際一定の期間内に退職料を請求して置かないと請求權を失ひ從つて夫れ迄の在職年に對する恩給權を失つたのであるが新法では最後の退職の時から時効が進行する事と

普通恩給金額

なつたのである尙恩給法第五十二條第二項第三項の規定は警察監獄職員には餘り關係が深くないし既に第二編で説明したから茲には省略しませう。

第二節 警察監獄職員の普通恩給金額

警察監獄職員の普通恩給は文官と同様在職年の年數と退職當時の俸給年額とに依り定まるのであるが原則としては在職年十年以上十一年未満に對し退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とし十年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額を恩給の年額とするのである。傷病恩給の規定に依り在職十年未満の者に普通恩給を給する場合には在職年十年の者に給すべき普通恩給の年額となるのである。又在職年四十年以上の者に給すべき普通恩給の年額は在職四十年の者に給すべき額で止まる。

以上の外警察監獄職員に對しては特に勤績加給の特典がある即ち警察監獄職員としての勤績在職十年以上のもをを含むときは其の勤績在職年中十年を控除したる殘の勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額三百分の一の割合を以て之に加給せられるのである。例へば勤績在職二十五年の巡查退職當時の月俸六十五圓精勤加俸五圓とすれば俸給年額八百四十圓となり次の通計算せられる。

$$840 \text{ 圓} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{1 \times 15}{150} + \frac{1 \times 15}{300} \right) = 406 \text{ 圓}$$

此の勤績加給は舊法に使用して居た「勤績」の語と異なり嚴重なる意味の引續在職なることを要する。

右の外に警察監獄職員の内外國實勤績在職年十五年以上のもを含むときは其の勤績在職年中十五年を控除した殘りの勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額三百分の一の割合を以て之に加給せられることは他の公務員と同様である。普通恩給算出の基礎となる在職年のことは次節に述べることとするが基礎俸給のことは茲に簡単に述べて置ませう。

基礎俸給

基礎俸給は他の公務員と同様本俸及本俸に準すべきものに分たれる。本俸に付ては問題がないが本俸に準すべきものの範圍は恩給法第二十條に定めてある。其の内特に關係あるものを擧ぐれば

- 一 年功に因る加俸
 - 二 警察監獄職員の精勤加俸及功勞加俸
- 是等は總て恩給の基礎となるのであるから特に注意して頂きたい(法三六)。

第三節 在職年

警察監獄職員の内在職年に付ては新舊法共幾分説明を要すべき點があるから少しく詳細に分類して説く事に致しませう。

第一 固有の在職年

固有の在職年

在職年

(i) 新法の固有の在職年 新法は恩給法に規定せられた公務員の在職年は總て合算する事を原則として居る故に教育職員のみならず特に除外例あるものを別として公務員としての就職から退職迄を固有の在職年と見て其の通りである従つて舊法では通算の出来なかつた巡查、看守、文官、軍人、待遇職員等は恩給法施行後の在職に付當然固有の在職年として合算せられる。

唯警察監獄職員に在職年に付特に述べて置きたいのは其の就職及退職の定義である。恩給法第二十五條に依ると警察監獄職員は左に該當することを謂ふのである。

警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受ケル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受ケル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

警察監獄職員にして官吏たるものは警部補丈である。本文は格別問題もないが但書に付ては少しく説明を要する即ち巡查若は判任官の待遇を受ける消防手が警部補に任ぜられる場合は普通に起り得べき事例である此の場合は元來轉任を認められないのであるが之を轉任と見なければ勤続加給と與へる事も出来ず又恩給も一旦茲で打切る事となるので特に恩給の關係に於ては之を轉任と看做す規定を置いたのである。同様に警部補が巡查若は判任官の待遇を受ける消防手に就職した場合には嚴格に行政法規の上から論ずれば轉任ではないが恩給では之を轉任と看做して居るのである。

退職に就ても亦特殊の規定がある即ち恩給法第二十六條に依ると退職とは左に該當する

ことを謂ふ。

警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

此の但書の意味は警部補が警察監獄職員以外の他の官又は職に轉じた場合及其の反對に他の官より警部補に轉じた場合には之を退職と看做すと謂ふのであつて例へば巡查五年警部補五年在職したる者が警部に轉任したとすれば其の轉任の時に警部補は退職と看做され巡查の在職と警部補の在職と合して十年に相當する警察監獄職員の普通恩給権は發生するが恩給法第五十二條の規定に依り現實に恩給は給與せず警部退職の際文官恩給と警察監獄職員恩給の一を選択給與するのである。在職年の計算は月計算で就職の月から之を起算し退職の月で終る。其の他再任の場合の在職年計算方は一般公務員の規定と同一であるから第二編文官の部を参照せられたい。

(ii) 舊法の固有の在職年 巡查看守等の退隱料に關する舊法は明治十五年太政官達巡查看守給助例と明治三十四年法律第三十八號巡查看守退隱料及遺族扶助料法が主なものである。警部補に付ては明治四十三年法律第三十號で巡查看守退隱料及遺族扶助料法を準用するの規定が設けられて居た。巡查看守給助例の規定から順次述べませう。

(イ) 巡查看守給助例 巡查看守給助例には在職年の計算に付ては詳細な規定がなかつたが其の第二條に巡查より看守に看守より巡查に轉ずるも總て勤続とすとあつたので

巡査と看守との在職年は互に通算せられたと云ふよりも固有の在職年と認められた尤も當時の看守は府縣に屬して居たのである。

(ロ) 巡査看守退隠料及遺族扶助料法 此の法律では巡査と看守を全く別々とし通算をも認めない。故に其の第六條に巡査又は看守交互に轉職し又は他の官職に轉したるときは事務の都合に依り退職を命ぜられたる者と看做すと規定して居る又本法に依れば巡査、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査（陸軍警手）、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛、判任官の待遇を受ける消防手、女監取締等の各職は獨立に各自の固有の在職年を有し通算も合算もせられなかつた。唯例外として巡査及判任官の待遇を受ける消防手の在職年數は相互に之を通算し其の交互の轉職は第六條の規定に拘らず之を勤績と看做すと云ふ規定がある（巡査看守退隠料法二六・二六ノ三）尤も南洋廳巡査、外務省巡査の如きは元來巡査なのであるから一般巡査として取扱つて居る。

巡査、看守等の在職年數の計算は就職の月から退職の月迄である但し十二ヶ月未滿の端數は之を算入せず又休職及教習中の月數は之を在職年數に算入すとの規定があるが大して意味のある條文ではない（巡査看守退隠料法十七條）。

女監取締は明治三十六年三月三十一日以後の在職（臺灣に在勤する女監取締は明治三十九年四月一日以後の在職）のみを認められ其の以前の在職年數は退隠料等の基礎とならない。

巡査看守給助例時代の在職年と巡査看守退隠料法との經過的規定に付ては舊法の通

算年の所で説明しませう。

(ハ) 警部補退隠料及遺族扶助料等に關する法律 警部補、巡査又は判任官の待遇を受ける消防手の在職年數は交互に之を通算し巡査若は判任官の待遇を受ける消防手警部補に任し又は警部補巡査若は判任官の待遇を受ける消防手に就職するときは之を勤績と看做すと云ふ規定がある。又判任以上の他の文官警部補に轉任するときは官廳事務の伸縮に依り退官したるものと看做すと謂ふ規定が設けられてある（明治四十三年）。

是等の規定に依り警部補は巡査又は判任官の待遇を受ける消防手との間の轉官職の場合を除き獨立に固有の在職年が成立し他の官職とは通算も合算もしなかつたと云ふ事が明瞭でありませう。但し毎々云ふ通り臺灣の警部補のみは大正十二年十月一日迄は文官恩給の規定の適用を受けて居たので他の警部補又は巡査、判任官の待遇を受ける消防手との間に通算關係も合算關係も起らなかつた。

第二 通算に因る在職年

(イ) 新法の通算年 新法の通算年に關しては文官の部に説明したから茲には極めて簡単に述べて置きませう。新法の通算年は恩給法第四十二條に列擧してある其の中で準教育職員の内は教育職員の内は在職年と同様當分の内他の公務員の在職年と通算又は合算しないから新法で通算年として認められて居るのは次の三である。

(一) 宮内官の恩給規程に依り宮内官恩給權の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年

月數

(二) 準軍人の在職年月數

(三) 高等文官の試補又は判任官見習引續き公務員と爲りたるときは公務員としての就職に接續する其の勤続年月數の二分の一に相當する年月數

第一の宮内職員に付ては宮内省恩給令第十七條に規定がある即ち宮内官、皇宮警手及勅裁を経て宮内大臣の指定する判任待遇職員（宮内省恩給令施行規則第一條に依り判任待遇宮内職員制第九條に規定する職員となつて居る）が之に該當する。警察監獄職員と關係の深い皇宮警部皇宮警手等に付ては勿論御互に通算せられるのである。第二の準軍人は所謂在職中の年月數丈が通算せられるのであるが準軍人の在職に付ては軍人の部で説明したから第三編を參照せられたい。第三の試補、見習等に付ては文官の部で説明した通り試補と謂ふのは法務官試補、司法官試補等の如き高等官の試補を謂ひ見習と謂ふのは裁判所書記見習の如き勅令の根據あるものを謂ふのである詳細は第二編に付研究せられたい。尙茲に特に注意したい事は是等の通算年の中で準軍人の在職年は警察監獄職員の在職年と同價値で通算せられるが其の他のものは恩給法第三十一條の規定に依り警察監獄職員としての恩給を受くる場合には十年に達する迄は其の三分の二に當る年月數を以て之を計算するのである例へば宮内官として六年在職した者が警察監獄職員と爲り八年在職して退職したとする其の十年に達する迄の不足二年は宮内官の在職年から補充するのであるが宮内官の在職

年は其の三分の二として計算するのであるから三年が二年に當る故に兩者通じて實在職は十四年であるが恩給法上の計算は十三年となるのである。之れは皇宮警手から警察監獄職員に爲つた場合でも同様である然るに政府の軍人、警部補、巡查及判任官の待遇を受くる消防手から皇宮警手に爲つた場合には兩者通算して十年以上になれば皇宮警手の普通恩給が受けられる（宮内省恩給令第二十二條）此の點は規定が一致しないが止むを得なかつたのであろう。

以上述べた通算年の外向恩給法附則で規定せられたものが左の通り三つある之れは固有の在職年と見られないこともないが本來在職年に入り難きものを經過法で救済したものであるから通算年と見ても良からう。

(一) 海軍警吏補ヨリ海軍巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋總巡查ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

(二) 朝鮮總督府巡查補ヨリ朝鮮總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スル者ニ付テハ其ノ統監府巡查補及朝鮮總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタル者ト看做ス

(三) 臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

海軍警吏補は判任待遇であり其の職務は巡查と異ならず且其の後海軍巡查と改稱せられたのであるが舊法の規定からは當然には巡查看守退隱料及遺族扶助料法の適用がなかつた

又朝鮮の巡查補は朝鮮人、臺灣の巡查補は臺灣本島人で孰れも目今は一般巡查と同様の取扱を受ける様になつたが當初は除外されて居か然し差別的待遇をする理由がないと謂ふので恩給法制定に際し遡つて改正せられたのである(法九三乃至九五)。

(ii) 舊法の通算年 舊法の通算年と謂つた所で巡查看守給助例では巡查看守を相互に勤続と見て居る外他の公務員との間の在職年通算を認めなかつた又巡查看守退隠料及遺族扶助料法では巡查看守間の通算をさへ認めない従つて通算の場合が極めて少ないのであるが二三の特則があるから列擧して置ませう。

(一) 巡查及判任官の待遇を受くる消防手の在職年數は相互に之を通算し其の交互の轉職は之を勤続と看做す(巡查看守退隠料)。

(二) 陸軍會計卒にして陸軍監獄看守の職を奉し引續き陸軍看守卒と爲り尙引續き陸軍監獄看守と爲りたる者又は陸軍看守卒より陸軍監獄看守と爲りたる者に付ては前在職中の年月數を陸軍監獄看守の在職年月數に通算す但し軍人恩給法に依り免除恩給を受けたる者は此の限に在らず。

前項に依り通算したる會計卒及看守卒の在職年月數は官吏恩給法に依る在官年數及軍人恩給法に依る服役年數には之を算入せず(同上二)。

(三) 警部補、巡查又は判任官の待遇を受くる消防手の在職年數は交互に之を通算し巡查若し判任官の待遇を受くる消防手警部補に任し又は警部補巡查若し判任官の待遇を

受くる消防手に就職するときは之を勤続と看做す(明治四十三年法律第三十號)。

舊法の通算の場合には以上で大體盡きて居る而して別に説明を要する様な點もないから此の位にして置ませう。

加算年

第三 加算年

(i) 新法の加算年 警察監獄職員に對する新法の加算年は一般公務員に對する加算年の規定即ち恩給法第三十二條乃至第四十條の適用がある。其の中で警察監獄職員として比較的關係あるは従軍加算、外國交戦擾亂地域内勤務加算、戒嚴地境内勤務加算、外國鎮成加算、航空加算、邊陲不健康地域勤務加算、不健康業務加算等であるが詳細は文官又は軍人の部に説明したから第二編及第三編を参照せられたい。尙此の外に殖民地に在勤する公務員及國境警備の任に當る公務員に付ては特に加算の規定がある之れは少しく説明を加へて置ませう。

(一) 殖民地に在勤加算 殖民地に在勤する警部補、巡查、看守、女監取締、陸軍監獄看守及陸軍警査等に對しては舊法に於ても在勤加算があつた新法も公務員が一定の期間引續き殖民地に在勤したときは在勤期間の一月に付半月の加算を附すると云ふ規定を置いた即ち恩給法第九十一條が之である此の規定を分解すると次の様になる。

(イ) 公務員が内地人たること 茲に内地人と云ふのは本州、四國、九州、北海道等本來の日本領土に在籍する日本人の意味と思ふ故に朝鮮人、臺灣本島人、樺太及南洋群島

士人の如きは在勤加算を受けられないのである。

(ロ) 其の職務を以て臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其の所屬官署職員に付ては南滿洲鐵道附屬地を含む）、樺太又は南洋群島に在勤すること 職務上在勤することを要するのであるから出張等により一時滞在する場合を含まない。又其の在勤地域が臺灣、朝鮮、關東州、樺太又は南洋群島であれば其の所屬の官署が臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、樺太廳又は南洋廳であることを要しない此の點が稍舊法より緩である。

(ハ) 一定の期間引續き在勤すること 此の期間は軍人に在りては六月、警察監獄職員に在りては二年、其の他の公務員に在りては三年と規定せられてある。總て舊法の通りである。

右に述べた殖民地に在勤加算は大體舊法を踏襲したのであるが前にも述べた如く此の規定は邊陲不健康地域に在勤加算が擴張せられると共に其の實益を失ふので當分規定として附則に置かれたのである現に南洋群島の如き全部一月に付二分の一月以上の加算があるので本條の必要がなくなつて居る。

本條の加算と他の加算とが重複する場合には利益なる一方を選択すべきで重複して加算すべきものに非らずと考へる。

(二) 國境警備及理蕃勤務加算 此の規定も一時的の規定であるが公務員が其の職務を以て國境警備又は理蕃の爲危険地域内に勤務したときには其の在勤期間の一月に付一月半

を加算するのである（法九二）本條の適用のあるのは主として朝鮮國境勤務及臺灣の理蕃勤務に従事する軍人及警察監獄職員であるが詳細は軍人の部で説明したから第三編を見て頂きたい。

此の加算も前の殖民地に在勤加算と同様に同一期間に重複して二種の加算は受けられない。其の一を選ぶべきである。

加算の始期は大正十二年十月一日からであるから其の以前の勤務に付ては加算せられない又危険地域は勅裁を以て之を定められ内閣告示を以て公布されて居る第三編軍人の部に載せてあるから就て見られたい。

(ii) 舊法の加算年 舊法に於て警察監獄職員に對し認められた加算年は從軍加算と殖民地に在勤加算である前者に付ては巡查看守退隱料及遺族扶助料法第十八條に「巡查又ハ看守其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ軍人恩給法ノ算則ニ照ラシテ從軍年ヲ加算ス」と云ふ規定がある。其の内容は軍人の舊法の加算年と同様であるから繰返さぬ事とする唯注意すべきは「其ノ職務ヲ以テ」とあるから巡查が充員召集せられ軍人として從軍したと云ふ様な場合軍人としては加算があつても巡查としては加算せられない。

殖民地に在勤加算に付ては單行法律が出て居た即ち明治三十五年法律第二十九號、明治四十年法律第四十九號、明治四十四年法律第六十一號、大正十一年法律第十九號等が之である。其の内容は要するに臺灣、朝鮮、關東州、樺太、南洋群島等に在勤する警部補（臺灣の

警部補を除く) 巡查、看守、女監取締、陸軍監獄看守、陸軍警査等が二箇年以上引續き在勤したるときは其の在職一箇月に對し半箇月を加算すると云ふのである唯朝鮮總督府(統監府も)、關東廳(關東都督府も)に付ては其の所屬官署と云ふ文字が用ひられて居たので稍範圍が制限せられて居た又「内地人たる」と云ふ言葉を使つたものがあるが之れは解釋上其の文句の有無に拘らず内地人に限るべきであらう。

同一期間内に在勤加算と從軍加算とが重複する場合は從軍加算のみを付ける又在勤加算は其の地に到着した日から日計算で滿一月に對し半月の割合で加算されるのである。

臺灣在勤加算に關する法律は明治三十五年四月一日より施行せられたのであるが其の施行の際現に臺灣に在勤した者に付ては同法施行前よりの在職年月數にも加算を付けられる。又朝鮮總督府(統監府も含む)及其の所屬官署に在勤する者には明治三十九年二月以降、關東都督府及其の所屬官署に在勤する者には明治三十九年九月以降、樺太に在勤する者は明治四十年五月十五日以降の在職に對し加算せられる。尙朝鮮在勤の陸軍監獄看守及陸軍警査は右の規定に拘らず朝鮮在勤の時から加算せられる。

除算年

第四 除算年

(i) 新法の除算年 新法の除算年は各公務員に共通であるから既に文官の部以下で數度述べてある故に茲には單に除算事由を列擧する丈に止めて置きたい(法四一)。

(二) 普通恩給又は増加恩給を受くるの權利消滅したる場合に於て其の恩給權の基礎と

爲りたる在職年

(一) 恩給法第五十一條の規定に依り公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる在職年

(二) 在職中六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合に於ては其の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數但し刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に付ては此の限に在らず其の言渡を取消されるときは取消の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數

(三) 公務員の不法に其の職務を離れたる月より職務に復したる月迄の在職年月數

(四) 宮内職員としての在職年月數にして宮内官の恩給規程に依り除算せらるべきもの

(宮内省恩給令第二十七條)

(ii) 舊法の除算年 巡查看守給助例には明確な除算年の規定がない唯其の第八條に「左ノ各項ニ該ル者ハ給助ヲ受ルヲ得ス」として(一)公權を剝奪せられたる者(二)懲罰により免職せられたる者とあるから此の場合は勿論除算せられる。又巡查看守退隱料及遺族扶助料法にも除算に關する明文がない然し各條文を綜合して大體左の場合には除算せられるものと云へるであらう。

(一) 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第一條に該當せずして退職したる者の當該在職年月數即ち主なるものは年齢五十歳に至らずして自己の便宜に依り退職したる者、懲戒又は懲罰に依り退職したる者(休職滿期に依る退職及兵役に服する爲の退職は)適法の退職と認めらるるを以て除算せられず)

(一) 退隠料又は一時金を受くるの権利消滅したる場合に於て其の恩給権の基礎となりたる在職年 此の場合は二つに分たれる即ち第十一條に依れば(イ) 國籍喪失、(ロ) 重罪の刑に處せられたるとき(ハ) 在職中の犯罪に依り禁錮以上の刑に處せられたるとき(ニ) 三つの場合に失權するのが其の一である又第二十一條に依ると退隠料、一時金等は之を受くべき事由の生じたる日より三年以内に請求するに非ざれば之を給せずとある此の場合期間を経過すれば恩給権は消滅する。斯様な場合消滅した恩給権の基礎となつた在職年は除算せられる。

以上舊法の除算年の説明は餘り簡單過ぎる様であるが舊法では直接除算年の規定がないから止むを得ない唯舊法では再任改定の場合必ず前に一時金又は退隠料を受けて居る事を條件として居るから之を受けない様な場合は除算と見て間違がないと思ふ。

第二章 警察監獄職員の傷病恩給

警察監獄職員が公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具瘵疾となつた場合には恩給法第四十六條、第四十八條乃至第五十條等の規定に依り傷病恩給を受けられる傷病恩給は普通恩給と増加恩給とから成立つて居ることは前に述べた通りである。

公務員の傷病恩給に付ては既に文官及軍人の部で詳細に述べたが警察監獄職員は傷病恩給と比較的關係が深いから成るべく簡單に一通り傷病恩給に付て説明して置きたい。

傷病恩給を受くるには公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹りたるものなる事を要する。

如何なる程度迄を公務と見るかは面倒な問題であるが或程度迄は裁定應が認定するし又或場合には公務と擬制せられ又或場合には恩給審査會が決定する。顯著な場合を云へば巡査が兇賊逮捕の爲負傷したとか看守が囚人の逃走を防ぐ爲負傷したと云ふ様な場合には異存なく公務と見られるであらう。又新法では公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り失格原因なくして退職した後五年内に之が爲不具瘵疾と爲り又は其の程度増進したる場合に於て其の五年の期間内に請求すれば新に恩給を給し又は前に受けた増加恩給を不具瘵疾の程度に相應する増加恩給に改定すると云ふ規定がある。又更に進んで右の五年の期間を経過した後であつても恩給審査會で不具瘵疾が公務に基因したること顯著なりと議決した場合には之に相當の恩給を給するか又は前の恩給を改定する。尤も後の場合には恩給審査會の決議後に新額を給するのであるが實際の取扱は審査會の決議の月の翌月から新額を給して居る様である曾て九州の某監獄の看守が服務中囚人が逃走せんとするを遮つたので痰壺を投げ付けられて胸部に負傷した其の傷は一時治癒したが夫れが原因で外傷性胸膜炎となり退職後數年にして瘵疾となり恩給を請求した事例がある是等は上に述べた場合の適例である。

公務員が公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具瘵疾と爲つた場合でも公務員に重大な過失があれば恩給は給せられない此の重大なる過失とは責むべき過失の意味で一般民法刑法等の故意過失とは多少内容を異にして居るが抽象的に定義を與へる事は困難である個々

の場合に付決定する外はないのである(以上法四六)。

左の場合には公務に因ることを證明するの要なく公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたるものと看做される之を公務擬制と云ふことは前に説明した。

- 一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ
- 二 戦地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ
- 三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ基因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

此の第一號の規定は二年以上引續き臺灣又は南洋群島に在勤したる巡查看守等に付同様の規定が舊法にもあつた然し新法は其の土地の範圍を擴め且在職の年限に制限を付けないが其の地域と流行病とを特定した恩給法施行令別表第三號表が之である。

第二のものは或種の公務員には舊法にも規定があつたが新法では一般的に認められた。尙其の流行病の種類は恩給法施行令第二十二條に列記してある第三のものは全く新規定である。尙警察監獄職員の傷病恩給に付ても有期恩給等の一般傷病恩給に關する規定の適用あること勿論である(法四八、五〇)。(令二一、二二)

恩給法施行令別表第三號表の地域及流行病

地域	流行病
八重山列島	マラリヤ(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢

傷病恩給の金額

地域	流行病
朝鮮	猩紅熱、腸チフス、バラチフス、赤痢、肺チストマ病
臺灣	マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢
南洋群島	マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢、黄熱
滿洲	ベスト、腸チフス、バラチフス、赤痢
關東州	マラリヤ、猩紅熱、コレラ、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、赤痢、カラアザール
支那(滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム)	發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、回歸熱、赤痢
露領西伯利亞(薩哈連州ヲ含ム)	マラリヤ、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢
比律賓諸島	マラリヤ、コレラ、ベスト、赤痢
蘭領東印度諸島	マラリヤ、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢
佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島	マラリヤ、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール
英領印度	マラリヤ、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール
中央亞米利加	マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢、黄熱
南亞米利加	マラリヤ、發疹チフス、黄熱
墨西哥	マラリヤ、發疹チフス、黄熱
亞弗利加	マラリヤ、ベスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾム病、黄熱

第一節 傷病恩給の金額

警察監獄職員の傷病恩給の中普通恩給の金額は本編第一章第二節に述べたから茲には述べませぬ。増加恩給は退職當時の階等、傷病の原因及不具癈疾の程度に依り定められたる恩給法別表第二號表の金額である参考の爲警察監獄職員として必要な部分丈左に摘記し

階等	傷病原因	甲		乙	
		特別	第一	特別	第一
一	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	一、〇八〇	九〇〇	八六四	七九二
二	戰闘ニ準ス	九〇〇	八二五	七二〇	六六〇
三	戰闘ニ準ス	七二〇	六六〇	五七六	五二八
四	戰闘ニ準ス	五七六	六〇〇	四五〇	四八〇
五	戰闘ニ準ス	四五〇	四二五	三六〇	三三〇
六	戰闘ニ準ス	三六〇	三三〇	二八八	二六四
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	一、〇八〇	九〇〇	八六四	七九二
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	九〇〇	八二五	七二〇	六六〇
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	七二〇	六六〇	五七六	五二八
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	五七六	六〇〇	四五〇	四八〇
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	四五〇	四二五	三六〇	三三〇
特別	戰闘又ハ戰闘ニ準ス	三六〇	三三〇	二八八	二六四

備考 特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

警察監獄職員の増加恩給の基礎となる階等の事は次節に述べますが傷病の原因及不具瘕疾の程度に付て少し述べて置させう。

(一) 傷病の原因 公務傷病の原因を分つて二つとします甲號は戰闘又は戰闘に準すべき公務で乙號は普通公務即ち甲號以外の公務である。

甲號の中戰闘に付ては特に説明を要しないが戰闘に準すべき公務の範圍如何は勅令で定められることとなつて居る之が恩給法施行令第二十三條である。

- 一 戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷瘕疾病
- 二 暴徒鎮壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷瘕疾病
- 三 外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷瘕疾病
- 四 航空機ニ乗シ航空勤務中又ハ潜水艦ニ乗シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷瘕疾病
- 五 職務ヲ以テ兇賊又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラルタル傷瘕疾病
- 六 職務ヲ以テコレラ又ハベネトノ防疫、診察又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

右に列擧する場合は戰闘に準すべき公務と認められるのであるが第五號は主として警察監獄職員の爲設けられた新規定であり第二號第四號第六號も相當適用のある規定である。其の内容の詳細は文官の部で説明したから就て見られたい。此の改正の結果從來警察監獄職員に對しては甲號の増加恩給は給せられなかつたのが給せられる事となつた。

(二) 不具瘕疾の程度 不具瘕疾の程度即ち症狀等差は特別項と第一項乃至第六項の七

に分れて居る。其の内容の詳細は恩給法施行令第二十四條に規定してあるが稍専門的であるし大體は軍人の部で説明して置いたから重複を避けて省略しませう。唯一つ注意すべきことは従来よりも症項の區分が精密になり且或部分に於ては程度が高くなつた。之れは増加恩給の金額が従来と比較して著しく増額された結果眞の不具廢疾者を徹底的に優遇すると云ふ結果に外ならぬ(以上法四九、令二三、二四)。

第二節 増加恩給の算出基礎たる階等

警察監獄職員の増加恩給は前に述べた通り退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度とに依り其の年額が定まるのであるが此の算出基礎の一である退職當時の階等に付ては恩給法施行令第二十八條に左の如き規定がある。

警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ警部補ハ其ノ等級ニ依ル

警部補は判任官等級令に依り其の受くる俸給の區分に從ひ一定の等級を持つて居るから其の等級に依るのであるが警部補以外の警察監獄職員は身分が判任待遇であるし警部補憲兵等との權衡から考へて其の階等を判任官四等と定めたものと思はれる。

以上説明した所を應用して假定の増加恩給額を算出すれば今假に巡查が兇賊逮捕に當り賊は兇器を擬して逃走せんとするを屈せず其の職務を執行し遂に肘關節上にて一上肢を斬り落されたとする此の場合の傷病の原因は戦闘に準すべき公務であつて其の症狀等差は第三項症に當る故に恩給法別表第二號表甲號第三項判任四等の欄六百圓が増加恩給の年額

基礎階等

に相當する事となる。

第三章 警察監獄職員の一時恩給

警察監獄職員が在職年一年以上十年未満で退職したときには之に一時恩給を給せられる此の一時恩給は舊法の一時金に當るものであつて其の退職に依り他に恩給を受けない場合に給せられるものである故に假令在職年一年以上十年未満であつても其の退職に依り傷病恩給を受ける如き場合には一時恩給は給しないこと勿論である。又在職が十年以上になれば普通恩給を給せられる筈であるから一時恩給は給しない。

前に一時恩給を受けたる者が再就職し再び退職した場合前後在職を合計して十年以上になれば普通恩給を給せられるが前後在職を合しても十年に達しない場合には後の在職年の年數に對する一時恩給を受ける。

一時恩給の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額である此の退職當時の俸給額とは本俸及本俸に準すべきものを謂ふのであつて本俸に準すべきものの事は前にも述べたが(一)年功加俸(二)精勤加俸及功勞加俸を指すのである。例へば在職五年の看守俸給月額五十八圓精勤加俸二圓で退職したとすれば其の一時恩給は

$$(58\text{圓} + 2\text{圓}) \times 5 = 300\text{圓}$$

となるのである。

警察監獄職員
の一時恩給

第六編 待遇職員恩給

待遇職員と謂ふのは前にも數度説明した如く恩給法第二十四條、恩給法施行令第十條及第十一條の規定に依り指定せられた判任待遇以上の待遇職員を謂ふのであつて一般に判任以上の待遇を受ける職員全部を網羅して居るのではない。換言すれば一般待遇職員の中で(一)特に恩給法に待遇職員として指定せられたるもの(二)警察監獄職員として指定せられたもの(三)教育職員として指定せられたもの(四)軍人の分類中に入る者及恩給法から全然除外されたものがある譯で茲に待遇職員と云ふのは(一)に相當するものを謂ふのである。

待遇職員として恩給を受け得るものの範圍は何處迄かと謂ふことは第一編第一章第四公務員の意義及種類の所で詳細に述べたから省くとして茲には單に待遇職員として指定せられたるものを列擧するに止めて置させよう。

- 一 判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職
 - 二 判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手、感化院職員及矯正院職員
 - 三 地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
 - 四 前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
- 名譽職員は含まないと云ふ解釋であるし第二號には從來の監獄醫等にして引續き保健技

師等と爲りたるものを包含すと解して良いと思ふ。

第三號の規定に基き指定されたものは左の通である。

- 一 道路管理職員制ニ依ル職員
- 二 地方土木職員制ニ依ル職員
- 三 地方産業職員制ニ依ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 四 地方洞候所職員制ニ依ル職員
- 五 防疫職員制ニ依ル職員
- 六 稅關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員
- 七 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員
- 八 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
- 九 癩療養所職員制ニ依ル職員
- 十 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木又ハ産業ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員(府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 十一 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生、産業又ハ物産検査ノ事務又ハ技術ニ従事スル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)

又第四號に基き指定せられた國費支辨の待遇職員とは左に掲ぐる者を謂ふのである。

- 一 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- 二 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- 三 鐵道醫
- 四 北海道廳事業手
- 五 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師及臺灣ニ於ケル警察醫
- 六 臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員

第六編 待遇職員恩給

第一章 待遇職員の普通恩給

待遇職員を受くる恩給の種類は他の公務員と同様普通恩給、傷病恩給及一時恩給であるが先づ普通恩給から述べませう。

待遇職員は如何なる場合に普通恩給を受けられるか

第一節

待遇職員は如何なる条件にて普通恩給を受けられるか。

待遇職員は文官及教育職員等と同様に原則としては在職年十五年以上にして瑕疵なく退職した場合に普通恩給を給せられる唯例外として公務に因り不具癈疾となつた場合には十五年以内でも傷病恩給として増加恩給と併せて普通恩給を給せられるのである。元來待遇職員は恩給法に依り初めて恩給権を認められたもので所謂舊法なるものがない。尤も各府縣等に退隠料に關する規程を設けたものが若干あつたが恩給法に於ては之を舊法と見て居らないのである。従つて待遇職員は自由に恩給法の解釋により從來の仕來り等に頓著なく法規を適用し得ると思ふ。上述の理由に依り恩給法施行前の在職年の如きは原則としては單に待遇職員としてのみの純粹の在職で他の公務員との交渉を生じない筈であるが唯後に説明する如く特に恩給法第九十條の如き規定ある爲他の公務員との通算問題を生ずる又恩給法施行後の在職年に付ては勿論第九十九條等の除外例を除いては總ての公務員と在職年を合算せられるのである(法六四)。

又瑕疵ある退職の意義に付ても全く新法の失格原因に該當せざるを以て足るのである

其の他に何等の制限がない。失格原因は各公務員共通で恩給法第五十一條に規定せられて居るが文官の部でも述べたから茲には之を省略する。

第二節 待遇職員の普通恩給金額

待遇職員の普通恩給の金額は在職年十五年以上十六年未滿に對し退職當時俸給年額の百五十分の五十に相當する金額として十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額である。例へば監獄の保健技師として十六年勤続し退職當時の俸給年額千八百圓であつたとすれば其の普通恩給の額は

$$1800 \text{圓} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{1}{150} \right) = 612 \text{圓}$$

となる。

職員當時の俸給は文官と同様本俸及本俸に準ずべきものから成立つて居るが待遇職員にして本俸に準ずべきものを受けることは年功に因る加俸の外殆んどない殖民地在勤加俸は勿論本俸に準ずべきものの中に含まれないから茲に退職當時の俸給として特に説明すべきものがないと思ふ。

待遇職員に對しては勤續に對する加給制度がないことは文官と同様である唯外國實勤續在職年十五年以上の場合には其の勤續在職年中十五年を控除した殘の勤續在職年一年に付退職當時の俸給年額三分の一の割合を以て之に加給せられることになつて居るが餘り適

用がないと思ふから詳細は文官の部で研究せられたい。

在職年四十年以上の者に給すべき恩給の年額は之を在職年四十年として計算する又恩給法第四十六條又は第五十四條第一項第二號若は第三號の規定即ち公務傷病に因り在職年十五年未満の者に給すべき普通恩給の年額は在職年十五年の者に給すべき額とする(以上法六四令二〇)

第三節 在職年

在職年

待遇職員の普通恩給算出の基礎となる在職年に付ては曩にも一寸述べた如く舊法の規定がないから總て新法に従ふのであるそこで元來法律の規定は將來にのみ其の効果を及ぼすのを原則とするのであるが恩給法は過去の事實を規定の對象とする結果特に制限の規定がなければ過去の事實に對しても効果が及ぶものとする從來の慣例的解釋がある。例へば恩給法は大正十二年十月一日より之を施行すとあるが其の法條の中に單に就職とは任官退職とは退官を云ふとあつたとしたら其の就職又は退職は獨り恩給法施行後の就職又は退職をのみ指すにあらざりて同法施行の當時公務員たる資格を有する者の事實上の就職及退職を指すものなりと解すべきではなからうか。尠なくも自分は左様に解すべきであると信じて居る。

右に述べたる如く待遇職員は全く新法の適用を受けるのであつて新法の在職年に關する規定は既に各種公務員の在職年の説明中に屢々繰返したから以下成るべく簡單に特に注意を要する點を説明して置きませう。

固有の在職年

第一 固有の在職年

待遇職員固有の在職年は公務員としての就職から退職迄である。故に恩給法施行後の公務員の在職は教育職員の如き特段の規定あるものを除き全部固有の在職年として合算せられる又恩給法施行前の在職であつても待遇職員としての本來の在職年は固有の在職年として其の就職の初めから計算せられる。待遇職員の就職とは任命であり其の退職とは免職退職又は失職を云ふ(法二五、二六)。固有の在職年の計算に關しては公務員一般共通の規定に従ふ即ち(一)就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終るとか(二)退職したる後再就職したときは前後の在職年月数は之を合算する(但し一時恩給に付ては後に述べ)とか(三)退職したる月に於て再就職したときは再就職の在職年は再就職の月の翌月より之を起算するとか(四)二以上の官職を併有する場合には其の重複する在職年は年數計算に關し利益なる一官職の在職年に依ると云ふが如き皆待遇職員の在職年計算に付適用がある(法二八、二九)

第二 通算に因る在職年

通算年

待遇職員の通算年は恩給法第四十二條に掲げられたものと恩給法第九十條の規定の結果通算せらるるものとに分ち得る。恩給法第四十二條は純粹なる意義に於ての通算年である即ち左に掲げたものを謂ふ。

(一) 宮内官の恩給規程に依り宮内官恩給權の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月數

(一) 準軍人の在職年月數

(三) 高等文官の試補又は判任官見習引續き公務員と爲りたるときは公務員としての就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數。

此の外に準教育職員の勤續年月數の規定があるが恩給法第九十九條の規定の改正せられざる限り實際の適用がないから省略した。而して以上の通算年の内容は文官の部で相當詳細に説明したから其の部分を参照せられたい。

唯茲に一寸申述べて置きたいのは待遇職員の内在職年と他の公務員の舊法時代の在職年との關係である。待遇職員同志の内在職年であつたら恩給法施行前の在職であつても又夫れが恩給法施行の時迄繼續したものであると斷續したものであるとを問はず新法の規定に従ひ事實上の就職の時から計算すべきであると述べた。然し待遇職員と其の他の公務員との間では左様には參らぬ。例へば恩給法施行前文官であつた者が待遇職員になつたと云ふ如き場合には恩給法第九十條の適用を受くべきものと思ふ。即ち「本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ従前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス」とある。今の例で待遇職員には従前の規定がないが文官には官吏恩給法がある而して官吏恩給法は待遇職員の内在職年と文官の内在職年の相互通算を認めて居なかつた即ち従前の規定に従へば通算出来なかつたものと云ふべきである。故に右の例で文官

加算年

の退職の日又は翌日待遇職員となり恩給法施行の際迄引續き在職した者は其の引續きたる在職に限り通算することとなる。此の點に關しては未だ明確な實例判例等もないので解釋上疑義がある。

第三 加算年

待遇職員の内加算年は總て新法に依るのであつて舊法なるものがない。而して新法の加算年に關する規定は公務員全般に互り適用があるのであるから特に待遇職員として格別説明を要する程の問題もない。即ち從軍加算、外國の交戰擾亂地域内勤務加算、戒嚴地境內勤務加算、邊陲不健康地域内在勤加算、不健康業務加算、遠洋航海加算、殖民地勤務加算、國境警備及理蕃勤務加算等があるが詳細は文官の部を見て研究して頂きたい。唯茲に問題となるのは恩給法施行前より引續き在職する者に對する加算の始期である。加算の條件たる在職の年限計算は恩給法施行前より計算するとしても加算は恩給法施行の日即ち大正十二年十月一日以降の内在職に對してのみ附すべきものと考へる。

第四 除算年

除算年に關しては恩給法第四十一條の規定が適用せられる外舊法の規定と云ふ如きものはない而して除算年に付ても既に第二編以下で屢々説明した所であるから説明は省略して單に除算せらるべき年月數を列舉して置きませう。

(一) 普通恩給又は増加恩給を受くるの權利消滅したる場合に於て其の恩給權の基礎と爲りたる在職年

- (二) 恩給法第五十一條の規定に依り公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる在職年
- (三) 在職中六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合に於ては其の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數但し刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に付ては此の限に在らず其の言渡を取消されたるときは取消の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數
- (四) 公務員の不法に其の職務を離れたる月より職務に復したる月迄の在職年月數
- (五) 宮内職員としての在職年月數にして宮内官の恩給規程に依り除算せらるべきもの

第二章 待遇職員の傷病恩給

待遇職員が公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となり失格原因なくして退職したときは一般公務員と同様恩給法第四十六條、第四十八條、第五十四條等に依り普通恩給及増加恩給を給せられる。之れが茲に云ふ傷病恩給である。待遇職員は事柄が極めて少ないし其の恩給の内容が全く文官と同様であるから第二編第二章を熟讀せられたい。

第一節 傷病恩給の金額

傷病恩給の内普通恩給は第一章に述べた通り退職當時の俸給年額と在職年の年數に應じて定められるが増加恩給は退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度に依り定められた恩給法別表第二號表に従ふことは總ての公務員共通である。而して傷病の原因は戦闘又は戦闘に準すべき公務と普通公務の二とし不具廢疾の程度は特別項、第一項乃至第六項の

待遇職員の傷病恩給

傷病恩給の金額

基礎階等

七項に分れて居る事、有期恩給の制度、再任改定の規定等總て文官の場合と同様であるから繰返さない(法四九、五〇、五四、五五、五六)。(六五、令二一、二二、二三、二四)

第二節 恩給の算出基礎たる階等

待遇職員が増加恩給の金額算出の基礎となる階等に付ては恩給法施行令第二十九條に特別の規定がある即ち左の通である。

待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等階等ニ依リ勳任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受ケルモ官等階等ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等階等ニ依ル

此の規定に依ると待遇職員の中には本來待遇官等階等を有して居るものと官等階等の定まつて居ないものがある其の中で前者(例へば地方待遇職員中の産業技師、産業技手の如き)は其の待遇官等又は等級に従ひ後者(例へば陸軍の通譯の如き)は奏任官待遇なれば九等判任官待遇なれば四等と云ふ様に其の最下位の官等々級に依るのである。

第三章 待遇職員の一時恩給

待遇職員が在職年一年以上十五年未満で瑕疵なく退職し其の退職に依つて傷病恩給等の他の恩給を受けなかつたときは之に一時恩給を給せられるのである。此の一時恩給の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額である(法七二)。此の場合の在職年の計算は普通恩給年額算出の場合と同様であるが唯前に一時恩給を受けた者

待遇職員の時恩給

が再就職し前後の在職を合しても普通恩給を給せられない場合の如きは前に一時恩給の基礎と爲りたる在職年は之を除き後の在職年の年数のみに對し一時恩給を給するのである（法二八）。瑕疵なき退職とは恩給法第五十一條の失格原因に觸れざる退職の意味である又退職當時の俸給の意義は普通恩給の章で説明した所と同様である。例へば在職五年の官幣社神職退職當時の俸給月額百圓とすれば其の一時恩給の金額は $100 \text{圓} \times 5 = 500 \text{圓}$ である。

個人納金

第四章 個人納金

待遇職員は恩給を受くる爲平常一定の納金をしなければならぬ即ち國家より俸給を受くる者は國庫に、府縣其の他の經濟から俸給を受くる者は各其の府縣其の他の經濟に毎月其の受くる俸給又は給料の百分の一に相當する金額を納付するを要する此の納金は文官の國庫納金に該當するものであるが國庫許りに納めるものでないから特に個人納金と云つたのである。此の俸給又は給料は恩給算出の基礎となる俸給と同一範圍なりや幾分疑義があるが自分は恩給算出の基礎たる俸給と一致すべきものなりと考へて居る（法五九三）。

遺族扶助料

第七編 遺族扶助料

公務員が恩給を受け又は之を受くべき権利若は資格を有して死亡した場合には其の遺族

に扶助料を給せられるのである。此の遺族扶助料の法理上の性質如何と云ふ事は六ヶ敷い問題である然し公務員の受くる恩給とは稍性質を異にして居る様である故に外國の法制でも恩給制度があつても遺族扶助料の制度のない所があり（米國の如き）或は恩給は権利であるが扶助料は恩恵なりと爲す國もある（英國の如き）。茲に遺族扶助料の本質論を述べる事は如何かと思ふから之を避けるが唯損害填補説に依つて或程度迄の説明が付くと思ふ。前に恩給の本質を説明するに當り恩給の本質論に數説ある事を述べた。而して其の内比較的理論と實際の方面から觀察して損害填補説が正しいと云ふ事も附加して置いた筈である。近頃某博士が頻りに各方面に恩給制度論を寄稿せられて居る其の説に依ると損害の填補なれば死んだ者に何故やらぬか、又年數を永く勤めた老人に餘計やるかの説明が付かぬ其の上俸給の中には損害填補の部分をも包含すと見られない事もない従つて恩給制度を容認する根據は寧ろ生存権にあると云つて居られる。自分は本書の冒頭に述べて置いた通り損害填補説の弱點は俸給中に損害填補の部分を含まないことを説明するの困難な點であつて之れは事實問題として決定するの外はないと云ふ事及社會制度として恩給制度を理由付けるには生存権と結合することの相當なることも述べた。然し尙法理論として損害填補説を支持することに躊躇しない。生存権なるものは法律上認められた權利ではない恐らくは生存の自由に過ぎないと思ふ。某博士も此の生存の自由から直に恩給制度を説明して居ない其の所説は子女教養等の社會的生存の意義を完からしむる爲に與へらるるものと考へて

居られる様である。成程夫れも又恩給制度を正當視する一つの理由であるかも知れない然し夫れが全部であるとは云ひ得ないと思ふ。若し子女教養等の爲ならば子女のない者資産を有する者には恩給を與へる理由が説明出來ぬ。損害の填補なればこそ損害を生ずる所何人にも填補してやると云ふことが云ひ得ると思ふ。元來恩給に關する外國の制度なり又之に對する學說なりを見ると大體法律的に云へば贈與か損害填補かと云ふ二つになると思ふ。現今では後者に傾く説が多くなつたのである。扱扶助料に付ても同様贈與が損害填補かと云ふ説を生ずる譯であるが自分は概して云へば後者の性質を多分に含むと考へて居る公務員の獲得能力の喪失は延いて其の扶養の下に立つ遺族の損害でもあり得る故に公務員なき後は遺族が其の補償を受けると云ふ事は強ち不合理でないと思ふ。

然らば此の補償請求權は前權利者の權利の承繼であるか又原始的のものであるかに付ても議論があり得る。自分は之を原始的に取得する權利なりと云ふ説に賛成する。之に付ても種々議論を述べたくもあるが餘り長くなるから本質論は此の位にして恩給法に定められた遺族扶助料の内容を説明しませう。

恩給法に定められた遺族扶助料は大體二つに分れる即ち年金たる遺族扶助料（狹義の遺族扶助料）と一時扶助料とである。先づ年金たる遺族扶助料から説明しませう。

第一章 年金たる遺族扶助料

年金である扶助料は左の場合に於て公務員又は準公務員の遺族に給せられるのである。

(法七)

- 一 在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときは之に普通恩給を給すべきとき
- 二 普通恩給を給せらるる者死亡したるとき

第一號は公務員又は準公務員が在職中に死亡した場合若し本人が生きて居て退職したのであつたら普通恩給を給せられる條件を満たして居る場合換言すれば恩給年限に達して居るか又之に達せずとするも死亡の原因が公務に因るものであつたことを指すのであつて單に「普通恩給を給すべきとき」とあるが之れは普通恩給及増加恩給を給すべきときを包含すること勿論である。「死亡を退職と看做すときは」とあるのは死亡が退職であつたならの意味で他に死亡を退職と看做さざる場合を想像した譯ではないから誤解のない様に願ひたい。

第二號の「普通恩給を給せらるる者」は「普通恩給を給せられ若し給せらるべき者」を云ふのである、結局第一號の在職中の死亡者に對應して既に退職により恩給續發生せる者を掲げたのである。

第一節 扶助料を受くべき遺族の範圍及順位

恩給法に依り廣義の扶助料を受け得る遺族の範圍は公務員又は準公務員の祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹にして公務員又は準公務員の死亡の當時之と同一戸籍内に在る

ものに限られる。

公務員又は準公務員死亡の當時胎兒であつた子が公務員又は準公務員の死亡後出生したときには公務員又は準公務員の死亡の當時其の戸籍内に在りたるものと看做される(法七二)。之れは單に遺族として同一戸籍内に在つたものとする擬制であつて權利享有の時期迄擬制するのではない。換言すれば遺族としての範圍内には入るが公務員又は準公務員死亡の時迄遡つて扶助料を受けられるのでなくして出生の時から扶助料を受けるのである。

上述の遺族は如何なる場合にも扶助料を給せられるかと云ふと左様ではなくして次の様な制限がある。

甲、年金たる扶助料を受け得る者

妻

未成年の子(未だ婚姻せざるときに限る)

夫(不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきときに限る)

父

母

成年の子(不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきときに限る)

祖父

祖母

尙養子は公務員若は準公務員の家督相續人たるとき又は公務員又は準公務員が家督相續人であつて若し之を戸主とすれば其の死亡の時に於て其の家督相續人たるべき者に限り扶助料を給せられる圖解すれば次の通である



舊恩給法では養子は家名繼承者に限ると規定してあつた。故に公務員若は公務員に準ずべき者が戸主でない限り養子は扶助料を受けることが出来なかつた。新法は此の點を幾分緩和して養子が公務員若は公務員に準ずべき者の家督相續である場合の外尙將來家督相續人となる地位にある場合にも扶助料を與へることとしたのである。

養子に付て尙一言注意すべきは此の家督相續人又は家督相續人に準ずべき者は公務員若は公務員に準ずべき者の養子である事を要するは勿論である。然るに往々扶助料權者の養子も尙權利あるかの如く誤解せる向がある。例へば公務員甲野乙吉の家督相續を爲す養子丙助は扶助料權者と爲り得るが乙吉の死後乙吉の妻丁子の養子となつたときは資格がない。

右に述べた家督相続人と云ふ中には家督相続人に準すべき者例へば臺灣の本島人の家長相續等を包含する(法七四)。

乙、恩給法第八十一條の一時扶助料を受け得る者

公務員又は準公務員の兄弟姉妹(未成年又は不具癱疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき場合に限る)(法八一)

丙、恩給法第八十二條の一時扶助料を受け得る者

甲の年金たる扶助料を給せらるべき遺族と同じ(法八二)

以上遺族の範圍を述べたから更に其の順位を説明しませう。

甲、年金たる扶助料を受け得る遺族の順位

其の順位は(一)妻、(二)未成年の子、(三)夫、(四)父、(五)母、(六)成年の子、(七)祖父、

(八)祖母の順である。

妻は内縁の妻を含まざること勿論である。

舊恩給法では妻は夫の在官在職中より其の家籍内に在りたることを要すと規定したものが多かつた。之れ妻の内助に對する報勞と云ふ事と俄か作りの妻を防ぐ目的であつたらしい。然し新法の扶助料は家族の内助の功に對する報酬とは見ないので此の制限を撤廢した。同順位の子が數人あつた場合には公務員又は準公務員を被相続人とした家督相続の順位に準じて之を定める。即ち左の通である(法七三、民法九七〇)。

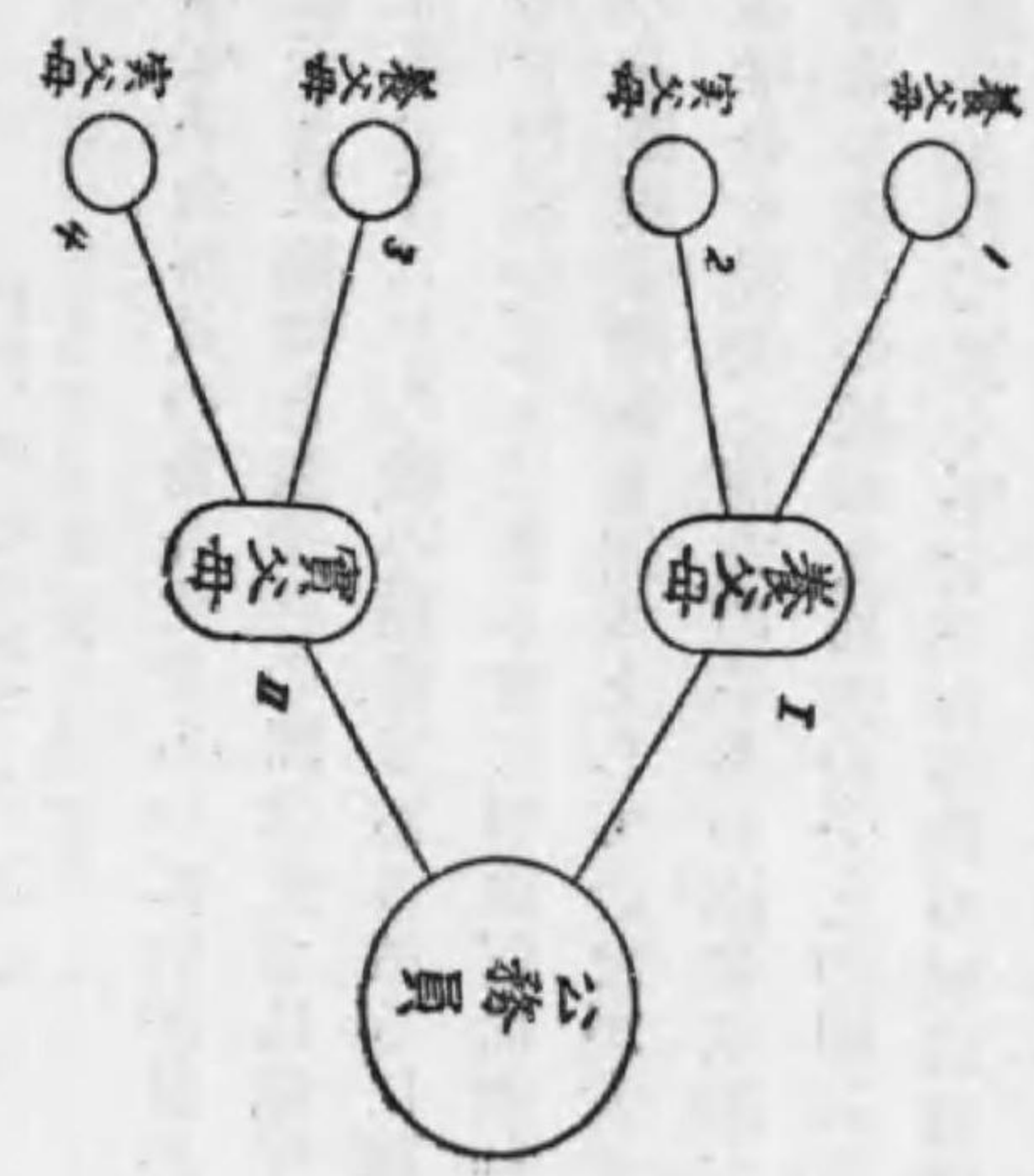


私生の子は女子公務員の場合丈であつて公務員が男子なるときは適用がない。

繼父母と繼子と又嫡母と庶子との間に於ては親子間に於けると同一の親族關係を生ずと云ふのは民法第七百二十八條の規定である然るに繼親子の關係は如何にして起るか民法に明文がないので解釋が區々である曾て司法省は家付の女子が入夫婚姻又は婚養子縁組を爲したる場合のみ繼親子關係を生ずとして居たが大正二年七月に省議を變更し遺妻が戸内婚姻を爲したる場合も後夫と前夫の子との間には繼父子關係を生ずとした。爾後司法省の解釋及學者の意見も嫡母の後夫と前夫の子との間には親子關係を生ずと見て居る様である。尙念の爲御斷りして置くが女子公務員の配遇者の父母、祖父母と當該女子公務員との間には特に養子關係等の親子關係なき限り嫁なるものは當然には親子關係を生じないのであるから注意して戴きたい。

公務員又は準公務員に實父母の外養父母があつた場合には養父母を先にし實父母を後と

す又祖父母に付ても同様養父母の父母を先にし實父母の父母を後にする更に父母の養父母と實父母があつた場合には父母の養父母を先にし實父母を後にする之を圖解すれば次の通りである。



父、母、祖父及祖母に付て養ひ方を重く實方を軽く見たのは從來の我國の道德觀念を參酌し義理ある方を先にしたものと思はれる。舊恩給法には此の間の順位が定めてなかつた。故に若し公務員若は公務員に準すべき者の家に養父母と實父母が在る場合の如き孰れを先に給すべきかの疑問が生ずる。新法では之を明かにする爲特に規定を設けたのである但し扶助料は請求權者が獨占すべきものでなく全遺族の代表として請求すと見れば差支はない。

以上の規定で大體扶助料を受ける順位は定まるのであるが其の先順位にある者が後順位にある者より後に生ずるに至りたる時例へば公務員死亡の當時胎兒たる子があつたが既に次順位者たる公務員の父が扶助料を受けたる後胎兒出生した場合の如き如何に取扱ふべきかと云ふに此の場合には當該後順位者即ち今の例では公務員の父が失權した後に限り順位を恢復する故に後順位者が扶助料を受けて居る間は順位の変更を行はないのである(上法七三)。

乙、恩給法第八十一條の一時扶助料を受け得る遺族の順位

此の場合には兄弟姉妹の人員に拘らず一定の額を與へられるのであつて順位の設定がない。

丙、恩給法第八十二條の一時扶助料を受け得る遺族の順位

恩給法第八十二條の一時扶助料を受け得る遺族の範圍は恩給法第七十二條に規定せられたものと同一であると思はれる故に本來其の順位をも明確にすべきであると思ふ然し現行法には此の規定が洩れて居るのは聊か立法の下落である様に考へられるが之れは年金たる扶助料を受くる遺族の順位に従ふものと解するを立法精神に鑑み穩當なりと考へる。實際の取扱も其の様に取扱つて居る様である。

第二節 扶助料の年額

年金たる扶助料の額は公務員又は準公務員の種類と在職年數、退職又は死亡當時の俸給

又は階等、死亡の原因等に依り各差違があるが先づ死亡の原因から分類すれば左の三通りと
なる(法七五)。

- 一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者職闘又ハ職闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額
- 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
- 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セララル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

右に依つて判る如く扶助料は總て公務員又は準公務員の受け又は受くべき普通恩給が基準となつて居る故に其の増加恩給とは全く關係がないのであつて之れ舊法と相違する點である。又普通恩給を基準とするが故に軍人又は準軍人の遺族なれば其の在職年の年數、退職又は死亡當時の階等に依り其の扶助料の年額が定まるし軍人以外の公務員又は準公務員の遺族であつたなら其の在職年の年數、退職又は死亡當時の俸給に依り其の扶助料の額が定まるのである。例へば陸軍上等兵で在職三年にして戦死した者の遺族の扶助料は恩給法別表第一號表の陸軍上等兵の十一年の額(十一年未滿で公務の爲死亡した軍人には十一年の額を基準とする)の全額百八十圓が扶助料年額となるのである又在職十五年の文官退職當時の俸給年額千二百圓であつて年額四百圓の普通恩給を受けて居た者が公務に非らずして死亡したときは其の遺族は前掲第三號の場合に當るから四百圓の十分の五即ち年額二百圓の扶助料を受けられる。

準軍人以外の準公務員の遺族は公務に因りて死亡した場合の外扶助料を受けられない準軍人の遺族は準軍人として普通恩給を受けて居た者又は公務で死亡した者なるときは孰れも扶助料を受けられる。

戰闘に準すべき公務、普通公務等は公務員の傷病恩給を述べる際説明してあるから第二編第二章第二節第二を参照せられたい。

第三節 資格喪失の原因

遺族の扶助料を受けるに付ては公務員又は準公務員の側に於ける恩給權發生の要件と遺族の側に於ける受給要件とが備つて居らなければならぬ。前者に付ては各種の公務員に付各編に説明した所を参照して研究せられたい。又遺族側の受給要件中遺族の範圍及順位に付ては既に述べたが尙消極的條件として失格原因なきことを要する。遺族は如何なる場合に扶助料を受くるの資格を失ふべきかは恩給法第七十六條に規定して居る。

- 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ
- 一 子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ
- 三 父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

公務員又は準公務員死亡の後に遺族たる子が婚姻するか又は其の家籍を去りたるときは扶助料を受くる資格を失ふ。前にも總説で説明した通り扶助料を受くる資格と権利とは違

因 資格喪失の原

よ此の七十六條に規定するのは總て資格の喪失である。若し公務員又は準公務員死亡の當時第一順位に當る遺族が七十六條に該當する様な場合例へば第一順位者たる子が婚姻したと云ふ様なときは扶助料を受くる権利を失ふのである失權の事は別に述べる機會があると思ふから茲には述べない。

扱遺族たる子の婚姻又は去籍は失格原因となる事前述の通りであるが去籍に付ては一部の例外を認められて居る即ち左の場合には去籍しても扶助料を受くるの資格を失はない。

(イ) 子が公務員又は準公務員たりし其の父の屬したる家より分家した場合 例へば甲野乙は準公務員の子丙一が父乙吉の死亡後甲野家より分家した場合の如き之である。

(ロ) 公務員又は準公務員の妻又は子が分家した場合之に伴はれて其の分家者の家に入りたる時 例へば甲野乙吉(公務員)の妻A子又は乙吉の子丙一が甲野家より分家した場合A子又は丙一と共にA子又は丙一の家に入りたる時

次に遺族たる夫は其の配偶者たる公務員又は準公務員の死亡後他の女子と婚姻し又は公務員又は準公務員が死亡の當時屬したりし家を去りたる時は扶助料を受くる資格を失ふのである。

最後に遺族たる父、母、祖父又は祖母は公務員又は準公務員の死亡の當時其の屬したりし家を去りたる場合に扶助料を受くる資格を失ふのである。

以上の説明により知る通り第七十六條には妻の失格原因が規定してない之れは妻は常に第一順位の遺族であるから公務員又は準公務員たりし夫の死亡後婚姻去籍すれば失格にあ

らずして失權となるのである。

第二章 一時扶助料

一時扶助料

一時扶助料は遺族が年金たる扶助料を受けられない場合に一定の條件の下に給せられる一時的給與である。恩給法に規定してある一時扶助料は二種類ある。即ち恩給法第八十一條の規定に依るものと同法第八十二條に依るものである。孰れも同様に一時扶助料と呼ばれて居るが内容は大分相違がある。先づ前者から説明しませう。

第一節 恩給法第八十一條の一時扶助料

恩給法第八十一條の一時扶助料は左の場合に給せられる。

公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス之を分解すると左の通りになる

- (一) 公務員又は準公務員が第七十三條第一項各號の一に該當するとき即ち普通恩給を受けて居るか又は受くべきとき
- (二) 兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者なきとき
- (三) 其の兄弟姉妹は未成年なるか又は不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき場合

恩給法八十一條の一時扶助料

本條の一時扶助料は兄弟姉妹が受けられるので他の者に及ばない。尙手續上の問題ではあるが成年の兄弟姉妹が本條の一時扶助料を請求する場合には不具廢疾を證する醫師の診断書、生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき旨の市町村長等の證明書を要する。

本條の一時扶助料の金額は兄弟姉妹の人員に拘らず扶助料年額の一年分乃至五年分に相當する金額である。

恩給法八十二條の一時扶助料

第二節 恩給法第八十二條の一時扶助料

公務員が公務に因らずして在職中死亡した場合其の在職年一年以上なるも年金たる扶助料を受くるには足りなかつたときは其の遺族に一時扶助料を給せられるのである。即ち文官、教育職員若は待遇職員は在職年一年以上十五年未滿、警察監獄職員なれば在職年一年以上十年未滿、軍人なれば下士以上の軍人としての在職年一年以上十年未滿にて死亡したることを要する。此の一時扶助料を受け得る遺族の範圍及順位に付ては本編第一章第一節に述べて置きました。

本條の一時扶助料の年額は前節に述べた恩給法第八十一條の一時扶助料とは全然違つて居る即ち左の通りである。

(甲) 文官、教育職員、待遇職員及警察監獄職員の遺族に對する一時扶助料の金額は公務員の死亡の當時の俸給月額に相當する金額に其の公務員の在職年の年數を乗じたる額と

す。例へば在職十年にして死亡せる文官、死亡當時の俸給月額百圓とすれば100圓×10＝1,000圓となる。

(乙) 軍人は下士以上でなければ一時扶助料を給せられない而して其の額は死亡者の階等及在職年の年數に依り定められたる恩給法別表第四號表の金額である。例へば在職五年の准士官の遺族に給する一時扶助料は五百圓となる。

第八編 恩給の請求及裁定

第一章 恩給の請求

恩給の請求及裁定
恩給の請求

前編迄に恩給權の實體に關する説明を概略終つたので本編以下に於て其の手續法を述べ兼ねて權利の異動及救濟等に關し説明したいと思ひます。先づ第一に恩給の請求に付て申述べませう。

恩給權は既に説明した如く一定の法律要件の完成に依つて所謂恩給を受くるの權利として其の實體權を發生します。然し此の權利を行使して現實の給與を受くるが爲めには法令の定むる所に従ひ一定の手續を履まねばなりません。之が所謂請求であります。即ち恩給を受くるの權利ある者が恩給を請求せずに置いたなら現實の給與を受けられないのみか或一定の年限放棄して置くとときは請求權をさへ失つてしまひます。

恩給の請求に付ては恩給給與規則(大正十二年勅令三六九)の第一章に詳細な規定があり又國費之辨の恩給に付ては恩給給與細則(大正十二年閣令七)の規程がある。以下主として右の給與規則及給與細則に従ひ説明しますが恩給の裁定應が異なると多少取扱上の相違があるかも知れませぬから其の點は豫め諒承を願ひます。

第一節 請求書の書き方

請求書の書き方

恩給の請求書は恩給の種類に依り多少記載事項が違ふし又其の添附書類や請求書を提出すべき經由應、裁定應も異なる。

請求書の書式は大體次の數種に分れる。

- 一、普通恩給請求書(普通恩給のみを請求する場合)
- 二、普通恩給増加恩給請求書(普通恩給と増加恩給とを同時に請求する場合)
- 三、増加恩給請求書(増加恩給のみの新規或は改定請求)
- 四、扶助料請求書(甲)(前権利者が未だ普通恩給を請求せざるべきとき及普通恩給より扶助料に移るとき)
- 五、同上(乙)(扶助料より扶助料に轉ずるとき)
- 六、一時恩給請求書
- 七、一時扶助料請求書(甲)(兄弟姉妹が恩給法第八十一條に依りて一時扶助料を請求するとき)
- 八、同上(乙)(扶助料を請求するとき)
- 九、傷病賜金請求書

右の中で第四及第七の扶助料請求書又は一時扶助料請求書は公務員が未だ恩給を受けざりしものなるときは本屬應に提出す、恩給より扶助料に轉ずるもの又は恩給より一時扶助料となるときは直接に裁定應(恩給が内閣恩給局長裁定のものなるときは内閣恩給局へ、地方長官の裁定に係るものなるときは其の地方長官)に差出す。第五の扶助料請求書は直接裁定應に差出すのである其の場合には總て本屬應經由の上裁定應に提出する。

請求書の書式雛形、添附すべき書類、經由應等は附録に詳細に掲げて置いた(給與規則一、二、四、五、六、七、八、九、十、十一、十三、十四、十五、十六、給與細則三)

舊法では恩給権者死亡したる場合に其の生存中恩給の請求をしなかつたときは其の遺族が遺志繼承と云ふ形式で請求することを認めて居た。然し之れは法律上の根據がない故に新法では此の場合に付恩給法第十條に左の一條文を設けた。

恩給権者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケザリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

此の「給與を受けざりしもの」の中には(一)未だ請求せざるもの(二)請求したるも裁定前のもの(三)裁定後の個々の給與にして未受領のものを含む而して(二)(三)に付ては別段問題がないが(一)に付ては尙此の條文では不充足である。恩給法施行令第一條及第二條の規定が之を補充して居るのである。

令第一條 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルコトヲ要ス

此の規定は格別説明を要しないと云ふが第二項に依り恩給權者が非戸主なるときは同一戸籍内に在る遺産相續人に限定されて居る事に注意を要する。

令第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給請求ヲ爲スコトヲ得(第二項略ス)

此の場合が舊法時代に所謂遺志繼承の形式であつたが新法では遺族又は相續人が自分の名で請求する事が出来る様になつた而して此の規定に依り恩給を請求せんとする者は恩給の請求書を裁定應に差出すのであるが死亡したる恩給權者が恩給を請求するものとするれば其の請求書を本屬應經由で差出さねばならぬ場合例へば公務傷病の場合、普通恩給を請求する場合、恩給を受けずして直に第一次に扶助料を請求する場合等に付本屬應を経て請求書を差出すのである尙序に一言して置くが未成年者又は禁治産者が恩給を請求するには親權者又は法定代理人より請求すべきである又一時扶助料を給せらるべき者が數人あるとき例へば恩給法第八十一條に依り公務員の遺族たる兄弟三人に對し一定額の一時扶助料を給せられたる場合の如き又恩給法施行令第二條第一項又は第二項の相續人數人あるときは其の中一人を總代者として恩給の請求又は恩給支給の請求を爲すべきである。

第二節 添附書類

添附書類

恩給請求書に添附すべき書類は恩給の種類に依り一樣でない概略を述べれば次の通である。

(一) 普通恩給請求書

- (i) 在職中の履歴書
- (ii) 戸籍抄本
- (iii) 前に恩給を受けたるものときは恩給證書

在職中の履歴書は恩給給與細則に書式が示してあるし本書にも雛形を出して置いた(附録(参照))。

(二) 増加恩給請求書

普通恩給請求書に添附すべき書類乃ち履歴書と戸籍抄本の外に左の書類を要する。

- (i) 傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類
- (ii) 症状の経過を記載したる書類
- (iii) 請求當時に於ける診断書
- (iv) 前恩給の改定なるときは其の恩給證書

第一の書類としては現認者の現認證明書、所屬長の事實證明書等であつて其の雛形は附録に示して置きました。

症状の経過を記載したる書類は多くの場合醫師が作製するであらうが成るべく詳細に且結果たる不具廢疾に對し公務以外の他の原因力が入つたと認められる様な事實が無かつた

かどうか、症状の経過が相當であるかどうかが一目判明する様な書類を欲しいのである。診断書は軍醫又は醫師が作製するのであるが其の記載方は請求書提出の當時に於ける胎後機能障害の程度を成るべく詳細に記載する方が良し此の書類が不備であると症状等差の判定に困難なので自然裁定が手間取る事となる。診断書に恩給法施行令第二十四條の症項區分を書くのは一層良しと思ふが此の症項等差の決定は専門家でも中々困難な事であつて時には非常な誤つた判定をしたり又受恩給者が診断書に過大な期待を持つたりする弊がある故に自分は寧ろ症項等差は明瞭に診断書には書かぬ方が良しと思ふ而して四肢、眼、耳等の障害ならば具體的の基準例へば握力、視力、聴力等で程度を示した方が裁定應の裁定にも樂であり且比較的公平な審査が出来ると思ふ(規則二)。

(三) 再審査請求書

再審査請求書は恩給法第五十條の規定に依り有期恩給の再審査を請求する場合にのみ用ふるのである。公務傷病の程度増進の場合に出すのは矢張り普通の増加恩給請求書で良しのである。然し再審査請求書の添附書類は前記増加恩給請求書の添附書類と同一である但し裁定應は必要ありと認むるときは醫師を指定して其の現在症状證明書の提出を命ずることが出来る(規則三)。

(四) 一時恩給請求書
在職中の履歴書を添附する丈で充分である(規則四)。

(五) 傷病賜金請求書

増加恩給請求書の添附書類と同様である(規則五)。

(六) 扶助料請求書

扶助料請求書に添附すべき書類は(イ)恩給又は扶助料より扶助料に移る場合(ロ)第一次的に扶助料を請求する場合とに依り相違があり更に(ロ)の中で(イ)公務員又は準公務員が公務に因りて死亡した場合と然らざる場合とに依り相違がある。

(イ) 恩給又は扶助料より扶助料に移る場合。

既に普通恩給又は普通恩給と増加恩給とを受けて居る者の遺族が當該恩給権者の死亡に因り扶助料を請求する場合或は既に扶助料を受けたる者ありて當該扶助料権者の失權に因り次順位者が扶助料を請求する場合であるが前段の恩給から扶助料に移るときには左の書類の添附を要する。

一 恩給證書

二 請求者の戸籍謄本

此の戸籍謄本は公務員又は準公務員の死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るものでなければならぬ扶助料から扶助料に移るには左の書類を要する。

一 前扶助料権者が扶助料を受くるの權利を失ひたることを證する書類(例へば死亡の記事ある戸籍抄本、所刑宣告書の寫等)

- 二 前扶助料権者の扶助料證書
- 三 請求者の戸籍謄本

此の後の場合に前扶助料権者が未だ扶助料の裁定を経て居なかつた場合には前扶助料権者の扶助料権を失ひたることを證する書類と共に前扶助料権者が扶助料を請求するに要する書類を添附せねばならぬ(規則一〇)。

(ロ) 第一次的に扶助料を請求する場合

第一次的に云ふことは例へば恩給を受くるの権利ある者が恩給を請求せずして死んだとか在職中死亡したと云ふ様な場合初めて扶助料の請求をするが如きを云ふのである。即ち(イ)に述べた場合を除いたものである。

第一次的に扶助料を請求する場合は更に分つて公務傷病に因る場合と然らざる場合とに分ける。

- (i) 公務員又は準公務員が公務以外の原因に因りて死亡した場合。
 - 一 公務員の在職中の履歴書
 - 二 請求者の戸籍謄本又は之に準すべき民籍謄本等(公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)
- 公務員が前に恩給證書を受けたことがある場合には其の恩給證書をも添附する。
- (ii) 公務員又は準公務員が公務に因りて死亡した場合。

(i) に掲げた書類の外尙左の書類を要する。

- 一 傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類(例へば現認證明書、事實證明書等)
- 二 症状の経過を記載したる書類
- 三 死亡者の死亡診断書又は屍體檢案書(死亡診断書又は屍體檢案書を添附し得ざる時は死亡の事實を證する公の證明書)

扶助料請求書に添附すべき書類に付ては大體前述の通りであるが尙夫又は成年の子が扶助料の請求を爲す場合は以上述べた書類の外不具癱疾を證する診断書及生活資料を得るの途なく且扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者(領事官の如き)の證明書を添附せねばならぬ(規則七、八、九、十一)。

(七) 一時扶助料請求書

(i) 恩給法第八十一條に規定する一時扶助料の請求書には左の書類を添附する(規則十五)。

- 一 不具癱疾を證する診断書
- 二 生活資料を得るの途なく且扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書
- 三 請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)
- 四 公務員が既に普通恩給の裁定を経たる時は其の恩給證書又公務員が未だ普通恩

給の裁定を経るときは公務員の在職中の履歴書

(ii) 恩給法第八十二條の規定に依る一時扶助料の請求書には左の書類を添附する(規則十六)。

一 公務員の在職中の履歴書

二 請求者の戸籍謄本(公務員死亡の當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

以上添附書類の大體を述べたが尙恩給法施行令第二條第一項の規定に依り恩給の支給を受くべき遺族又は相續人が自己の名を以て死亡者の恩給の請求を爲す場合に於ては恩給の請求書に左の書類を添附せねばならぬ(規則十八)。

- 一 死亡したる恩給権者が恩給を請求すとせば添附することを要すべき書類例へば前權利者は普通恩給を請求し得る場合であつたら普通恩給の請求に添附すべき書類即ち前掲(一)に掲げた通り在職中の履歴書、前に恩給を受けたるものなるときは恩給證書等
- 二 請求者の戸籍謄本(死亡したる恩給権者の死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

又以上の各場合を通して恩給の請求に付恩給證書を添附すべき場合に於て亡失其他の事由に因り之を添附することが出来なかつたら證據書類を添へ其の事由を届出づれば良い。従前の規定では此の場合一々貯金局を経由して再證書の交附を受けてからでなければ恩給の請求が出来なかつたのを簡便にしたのである(規則二十)。

第三節 經由廳

恩給の請求書類を取次いで裁定官廳に差出す官廳を經由廳又は進達官廳と云つて居る此の經由廳は舊法と多少異なるものもあるから注意迄に左に述べて置ませう。

(一) 普通恩給増加恩給及一時恩給の請求は退職當時の本屬廳を經由する本屬廳を経て請求書を差出すべき場合は高等文官同待遇、高等官試補、軍人及準軍人は其の所管大臣に差出し、判任文官、同待遇者は其の身分進退を取扱ふ廳の長官に差出すのである尤も本屬長官が陸軍大臣又は海軍大臣であつたなら聯隊區司令官又は所屬隊長に差出し順序を経て之を所管大臣に進達するのであるが陸海軍内部の取扱は夫々部内達で定めてあるから之に従はねばならぬ。

在外指定學校職員に差出すべき請求書類は所管領事官に差出すのである(規則一、四)。

(二) 傷病賜金の請求書は聯隊區司令官又は所屬隊長に之を差出し順序を経て陸軍々人に在りては陸軍大臣、海軍々人に在りては海軍大臣から進達するのである(規則五、規則一)。

(三) 扶助料の請求書は一般には直接裁定廳に提出するのであるが公務員又は準公務員が在職中死亡した場合若は未だ普通恩給を請求せずして死亡した場合に第一次的に扶助料を請求する者は請求書を公務員又は準公務員死亡若は退職當時の本屬廳を経て差出すのである、恩給法第八十二條の規定に依り一時扶助料を請求する場合と同様に本屬廳を經由する。要するに扶助料又は一時扶助料の請求書に公務員又は準公務員の在

職中の履歴書を添付する場合は總て本屬應經由と考へて良い（規則六、十四）。遺族又は相續人が死亡期給與金の請求を爲す場合には死亡したる恩給權者が恩給を請求するものとするれば其の本屬應を經由すべき場合には矢張り本屬應を經由する（規則十七）。本屬應の意義は（一）に述べたのと同様である又在外指定學校職員の遺族又は相續人なるときは所管領事官を經由することも同様である。

以上述べた所で各種請求書の經由應は大體判明したと思ふ唯恩給權發生後請求前に於て經由應が廢止せられた場合には請求書類は何處へ出すか疑問がある故に給與規則第二十一條には其の場合には其の應の事務を引繼ぎたる應を經由すべしと規定して居る。

請求時効及其
の中斷停止

第四節 請求時効及其の中斷停止

恩給權は一定の年限内に請求しないと請求權を失つてしまふ舊法では此の期間が區々であつて且一旦期間が經過したら絶對に復活しなかつた、新法では恩給を受くるの權利は之を給すべき事由の生じたる日より七年間請求せざるときは時効に因りて消滅すと規定して居る（法五）。即ち新法は右の期間が時効期間であることを明瞭にし一定の條件の下に時効の中斷及停止を認め且從來區々なりし期間を統一して七年としたのである。

恩給を給すべき事由の生じたる日とは恩給を受くるの權利を生ずるに必要な法定要件を完成した日であつて例へば文官が十五年以上在職し最後に失格原因なくして退職したとすれば退職に依り恩給權を生ずるのであるから其の退職の日を以て時効の起算點とすべき

である而して事由の生じたる日よりとあるから日計算で民法の期間計算の法則に従ひ計算すべきである。

時効の中斷とは中斷原因の發生に依り其の時迄に經過した時効期間は無と同様になり中斷原因の無くなつたときから新に進行するのである之に反し時効の停止は停止原因の存在して居る間は一時進行を止め停止原因がなくなると前に引續いて時効が進行するのである。恩給法に定められた請求時効の中斷停止には左の場合がある。

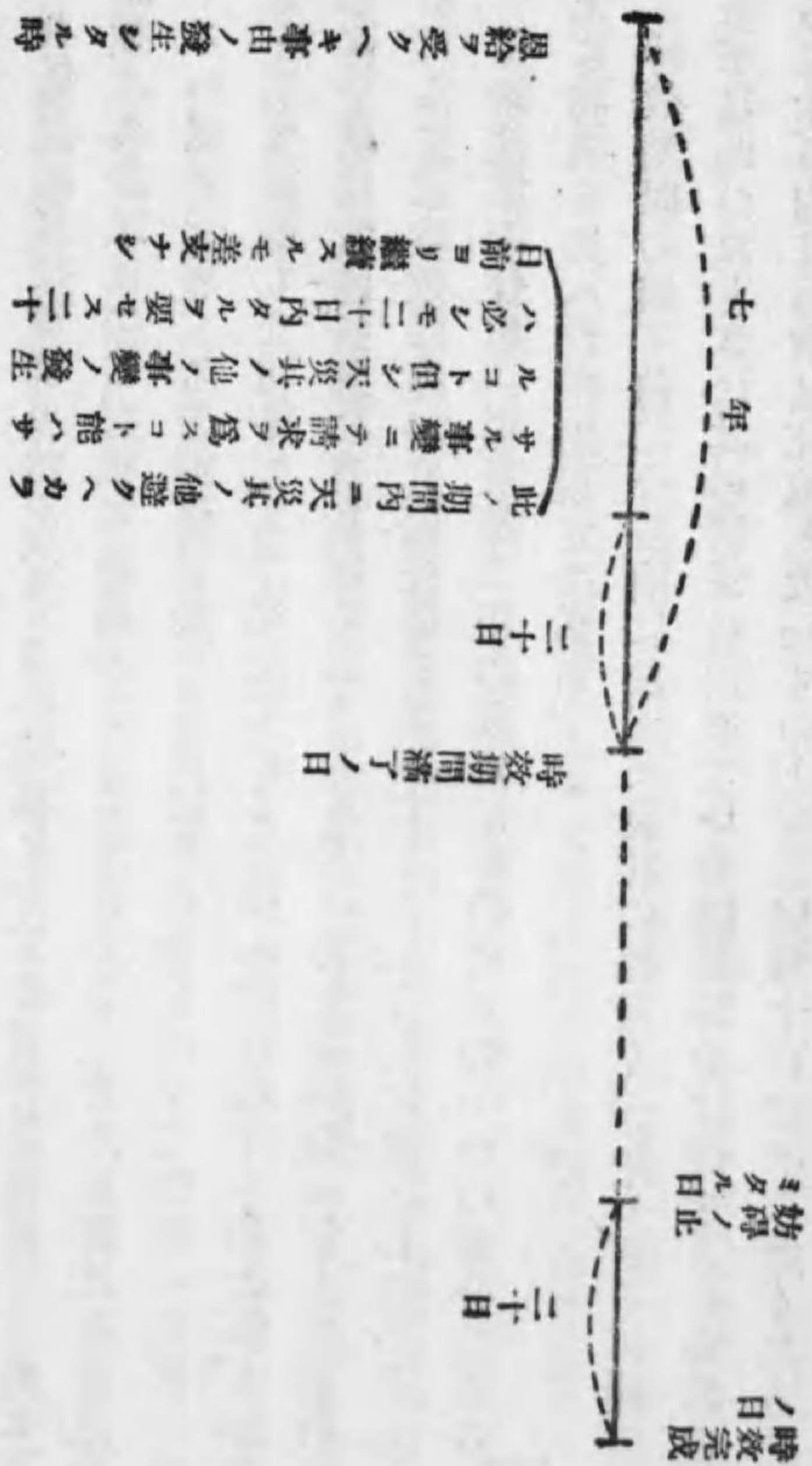
時効ノ中斷

中斷 普通恩給又は増加恩給を受くるの權利を有する者が退職後一年内に再び就職するときは時効は再就職に係る官職の退職の日から進行する。此の規定は普通恩給又は増加恩給を受くるの權利を有する者が退職後一年内に恩給法第四十二條第一項第一號に規定する宮内職員として就職した場合にも準用せられる。例へば在職十一年の軍人が退職後恩給の請求をしない間に宮内技師に再就職したとして其の再就職が前の軍人退職の時より一年以内であつたら請求時効は後の宮内技師を退職する日から新に進行し初める（法六）。

停止 恩給法第七條第一項及第二項の規定は時効停止の一つの場合であると共に停止の効果以上に特典を與へた特別規定である。

時効ノ停止

（一）時効期間の満了前二十日以内に於て天災其の他避くべからざる事變の爲請求を爲すことが出来なかつたときは其の請求の出来ない期間は時効は停止され尙其の妨礙の止みたる日から二十日以内は時効は完成しないものとする圖解すれば次の如くなる。



(二) 時効期間満了前六个月内に於て前権利者生死不明若は所在不明の爲又は未成年者若は禁治産者法定代理人を有せざる爲請求が出来なかつたときは請求を爲し得るに至つた日即ち生死若は所在が判明するか失踪宣告を受けたか或は法定代理人を有するに至つた日から六月内は時効は完成せぬ。

以上二つの場合は大體同一の趣旨で出来て居るのであるが更に尙隔地者の請求で期間が

恩給の裁定

裁定官廳

迫つてから請求書を郵送する場合があるから特に恩給法第七條の第三項に「時効期間満了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時効期間内ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間内ニ到達シタルモノト看做ス」と規定して發信主義を採用し請求者を保護したのである。

第二章 恩給の裁定

恩給の請求があつたなら之を審査して確認の手續を採らねばならぬ此の権利の確認を裁定と云ふのである。

第一節 裁定官廳

新恩給法では恩給の請求は總て裁定官廳宛とし請求書は經由廳を經由するか又は直接に裁定官廳に進達せられるのであるから受給者は裁定官廳が孰れに屬するやを知つて置く必要がある。

恩給法第十二條に依ると恩給を受くるの權利は勅令を以て定むるものを除くの外内閣恩給局長之を裁定すとあるから原則としては内閣恩給局長が裁定官廳である。然し多數の恩給の裁定を内閣に統一集中することは目下の状況では少しく困難であるから勅令で之を他の機關に委任して居る。恩給法施行令第三條が夫れである一々説明するのは煩はしいから省略することとして左の區分に洩れたものは總て内閣恩給局長が裁定するのであると云ふ

ことを注意するに止めて置きませう。尙國費支辨の恩給に關し裁定官廳に直接に差出すべきことを定めたる書類は之を内閣恩給局に差出すのである(細則二)。但し恩給給與規則第六條の規定に依り扶助料請求書を直接に裁定官廳に差出す場合に於て帝國外に居住する者は所管領事官の現住證明を受け書留郵便を以て之を内閣恩給局に差出すこととなつて居る(細則四)。

- 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル
- 一 内地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス
 - 二 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス
 - 三 朝鮮、臺灣、又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス
 - 四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州(南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ)又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員(陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督(道ノ警部補、巡查及消防手並其ノ遺族ノ恩給ハ道知事)、臺灣ニ在リテハ臺灣總督(州又ハ廳ノ警部補及巡查並其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス
 - 五 内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事(警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監)之ヲ裁定ス
 - 六 恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員(國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事(警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監)、朝鮮ニ在リテハ道知

裁定手續

事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長之ヲ裁定ス

第二節 裁定手續

裁定手續を説明する前に一應請求書類の徑路を述べて置く方が宜いと思ふ。請求者が請求書を直接裁定廳に差出す場合は後廻しとして先づ本屬廳其の他の經由廳に恩給請求書類を出すと經由廳では之を調査し不備の點なきことを認めたとときは恩給金額計算書を作り履歴書、證明書其の他の添附書類に對し其の廳で證明し得るものは證明したる證據書類を添附して裁定官廳に送るのである若し數個の經由廳ある場合には最終の經由廳で計算書を作成することとなつて居る(二、細則五)。經由廳で請求書類に不備の點があると認めたら相當期間を定めて其の不備を追完させることが出来る。若し請求者が其の期間内に不備の追完をしなかつたとき又は經由廳が實質上恩給請求の理由がないと認めたとときは恩給金額計算書の作成を省略し意見を具して請求書類を裁定官廳に送付すべきである。此の場合屢々經由廳が一存で請求書類を却下する様なことがあるが不法であるから注意を願ひたい。計算書の雛形は附録に示して置いた。裁定官廳が直接に又は經由廳を経て恩給請求書類を受附けたるときは之を審査する審査の結果は給與の裁定をするか請求の却下をすることとなる。

審査は先づ形式に付て行はれる請求書類に不備の點あるときは相當の期間を定め其の不備を追完せしむることが出来る。書類が完備して居たなら直に内容の審査をする其の審査上必要ありと認めたら裁定官廳は請求者又は申請者に出頭を命じ又は必要なる書類の提

出を命ずることが出来る。

審査の結果形式内容共通法で恩給を受くる権利ありと認められたときは年金たる恩給に付ては恩給證書を、一時金たる恩給に付ては裁定通知書を請求者に交付すると共に支給應へ通報するのである。但し死亡期給與金の如き一時限のものは年金たる恩給であつても裁定通知書を交付するのである。

権利者又は關係應で恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを發見したときは證據書類を添附し其の旨を裁定官應に通知するのである。裁定官應が恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを認めたるときは訂正の爲必要な手續をして其の旨を關係應を経て権利者に通知するのである。

請求者が裁定官應の示した期間内に請求書類の不備を追完しないか又は裁定官應に於て恩給を受くるの権利なしと認めたる時は理由を附して其の請求を却下する恩給の請求を却下したる場合に於て裁定官應は請求者に對し直接其の旨を通知すると共に其の要旨を關係應に通知するのである。(以上規則二十三乃至二十六、細則六乃至八)。

第九編 恩給の支給

第一章 支給手續

恩給の支給

支給手續

恩給の支給とは裁定を経たる恩給の各個のものに對する現實の支拂である。恩給の支給に關しては給與規則第三章に通則があるが夫れは極めて大體だけであるから其の詳細に付ては各裁定應が之を定めるのである。給與規則に定められた支給の大綱は次の三である。

(一) 恩給の支給を受けむとする者は其の恩給證書又は裁定通知書を支給應に呈示すること。

恩給證書又は裁定通知書は恩給権利者たることを證明する唯一の材料であるから之を呈示せしめて権利者たることを證據立てる譯である(規則二七)。

(二) 年金たる恩給は毎年一月、四月、七月、十月の四期に於て各其の前月分迄を支給す但し既に支給期月に到達したもので未受領の分は期月でなくも支給せられる。年金たる恩給を受くるの権利消滅した場合に於て其の期の恩給の支給時期は裁定應が命令で定めて貰いのである此の場合には恐らく期月に關せず給與することとなるであらう(規則二八)。因に國費支給に屬する一時限給與金は期月又は期日に拘はらず隨時之を支給し得るのである。

(三) 支給應は年金たる恩給を受くるの権利の消滅し又は停止せらるべき原因たる事實あることを知つたときは其の支給を止め速に其の旨を裁定官應に通知すること(規則二九)。給與規則に擧げられた支給に關する通則は上述の三である之れは國費支給のものも其の他のものも同様に適用がある。然し此の規定丈では不充分であるから夫々仔細の細則が設けてある以下國庫支給の恩給の支給丈に付て述べるから其の積で御覽を願ひたい。

第一節 支給應

支給應と云ふのは恩給の支給事務を取扱ふ應である。國費支辨の恩給の支給事務は貯金局と郵便局とで取扱つて居る其の聯絡關係は圖解に付て御覽を願ひたい。而して恩給々與規則に依り支給應を経て内閣恩給局に差出すべき書類は先づ支給郵便局に差出す(十一)のである。

國庫以外の恩給の支給應及支給の方法等は夫々異なつて居るから各裁定應に付き問合せられたい。

扱國庫の支辨に屬する恩給の支給は主とし郵便局で取扱ふ其の手續に關しては大正十二年十一月遞信省令第九十二號年金恩給支給規則がある以下之を基礎として説明しませう。

第二節 郵便局にて取扱ふ給與金の種類及其の支給方法

郵便局に於て取扱ふ給與金の種類は左記のものの中國庫の支辨に屬するものに限られる。

- 一 金勳勳章年金令に依る給與金
- 二 恩給法に依る給與金
- 三 特に賜與に係る年金、恩給の給與金

支給規則に規定せられた支給方法は全體繼續支給と一時支給とに分かれる。繼續支給は年金たる恩給の支給であつて一時支給は一時金たる恩給の支給である従つて請求の方法も相違がある。以下繼續支給と一時支給とに分けて説明するが夫れに先つて兩者に共通な二

郵便局にて取扱ふ給與金の種類及其の支給方法

受給者居所變更

三の注意をして置させう。

一 受給者居所變更 年金たる恩給の受給者は勿論一時金たる恩給の受給者であつても當該恩給の受領前に現住所を變更したときは其の届書に給與に關する證書の種類(例へば恩給證書扶助料證書又は裁定通知書等)、記號番號を附記し支給郵便局に差出さねばならぬ。年金たる恩給の受給者の本籍地の變更も亦同様である(規則三三)。

(雛形)

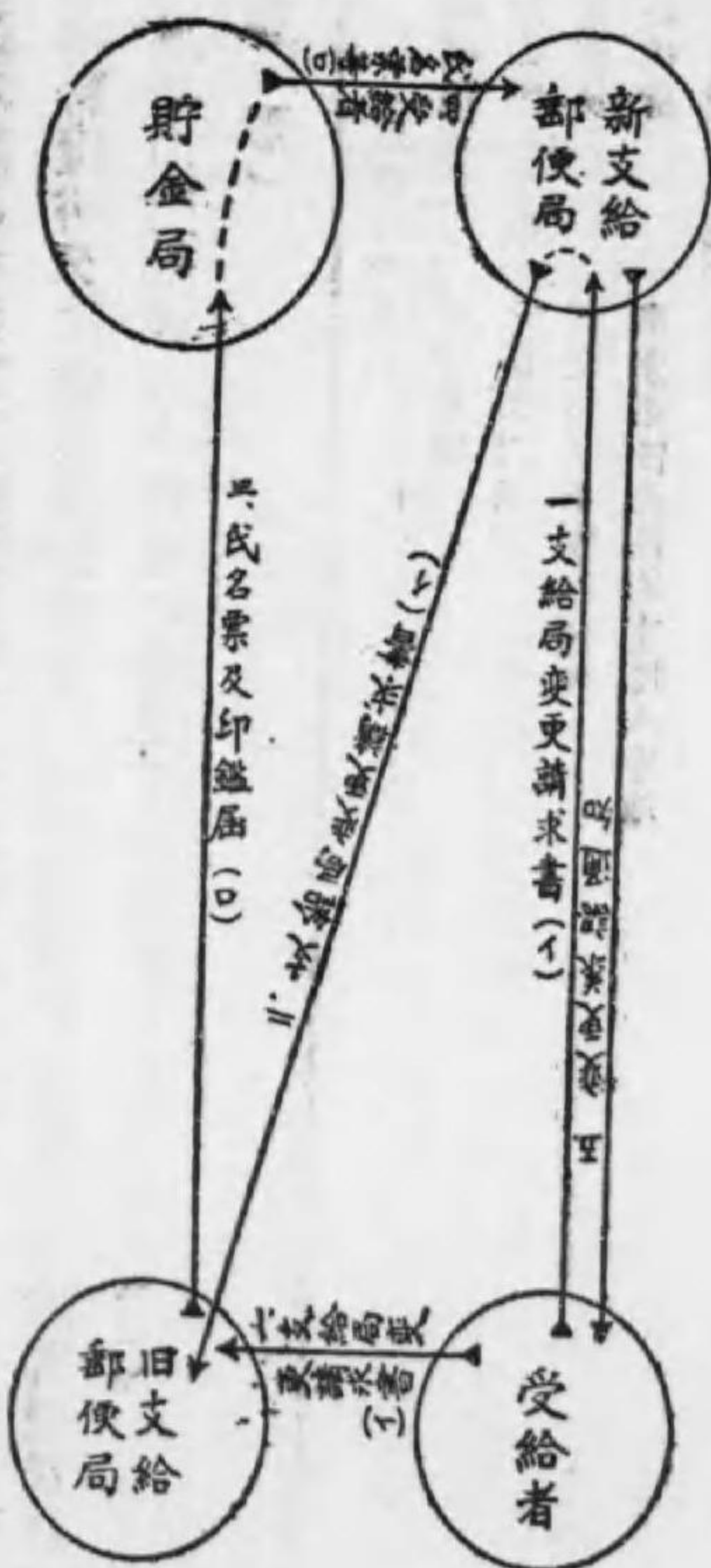
現住所變更届	
一 證書種類	文官恩給
一 證書記號番號	イ第二六號
一 舊住所	神奈川県中郡大磯町
一 新住所	東京市四谷區右京町八番地
右現住所變更及御届候也	
大正十四年三月一日	
元東京府屬	
内閣恩給局	御中
橋	薫

支給郵便局變更

二 支給郵便局變更 受給者は特別の場合の外自己の指定したる郵便局に於て給與金の支給を受けるのである然るに受給者轉居其の他の事由で支給郵便局を變更しやうとするとき

は給與に關する證書の種類、記號番號及新舊支給郵便局名を記載した變更請求書を作成し新支給郵便局又は舊支給郵便局（就れにても可なり）に差出すのである此の場合郵便局が支給郵便局變更の手續を了したるときは其の旨を受給者に通知する尙居所移轉の爲支給局變更を請求する場合には別に轉居届を要せず支給局變更請求書に新舊居所及轉居の旨を附記すれば良い。

支給郵便局變更手續



支給郵便局の變更は大體前圖解の如き經過で行はれるのであるが、尙參考の爲次に其の支給局變更請求書の書式雛形を示して置ませう。尤も此の書式は大體の雛形を示した丈で別段様式が定まつて居る譯ではないから適宜の様式で差支ない。

(雛形)

支給局變更請求書

一 證書種類 陸軍軍人恩給

一 證書記號番號 第一八〇〇號

一 舊支給局名 貯金局構内

一 新支給局名 青山高樹町

今回轉居ニ付支給局變更相成度此段請求候也

大正十四年三月二十日

舊居所 京橋區出雲町十番地

新居所 赤坂區青山高樹町一番地

貯金局 御中

陸軍歩兵大佐 春野五郎 印

代人の請求

三代人 年金恩給支給規則に所謂代人と云ふのは委任代理人を指すものと思はれる御承知の通り代理には法定代理と委任代理との區別があつて其の代理權限を發する根源に依つて兩者を區別して居る我民法では委任代理は委任契約に因りて生ずるものとし契約に依らず法律上當然本人に代りて法律行為を爲す者を法定代理人と云つて居る年金恩給支給規則の上では委任契約に因る代理の外代人を認めない様である蓋し法定代理人の場合には代理人が自己の名に於て支給を受けて居るからである。委任代理である人が年金恩給支給規則に依り各種の請求を爲さむとするときは本人の委任狀を差出し代人たることを證明し且記名

調印を要する書類には代人たることの肩書を附して記名調印するのである尤も右の委任状に代へ本人が其の書類に委任文を記載して記名調印しても良い。

尙代理には支給請求の代理と現金受領の代理とがある譯である故に請求と受領とが時を異にする場合は各別に委任状を付けねばならぬ又年金恩給の支給は繼續委任を認めない慣例であるのみならず委任契約は何時にても解除が出来るのである。委任解除禁止の特約は法律上無効であると云ふ判決もある是等は更に後述する機会があるかも知れぬ。

繼續支給

第三節 繼續支給

繼續的に支給せらるる給與金即ち恩給法の所謂年金たる恩給の支給期月は原則として一月、四月、七月、十月の四期であることは既に説明した通であるが年金恩給支給規則には更に其の期日を規定して居る即ち各支給期月の十一日より二十日迄である。此の期日を經過しても期月内であつたなら別段の手續を要せずして給與金の支給を受け得られるが期月を經過するときは後に述ぶる如く特別の手續に依り貯金局に支給請求書を提出し其の支給通知を受くる迄は給與金の支給を受けられない。

受給準備手続

第一、受給準備手續 繼續支給の受給者が給與に関する證書（恩給證書又は扶助料證書）を裁定廳から受領したときには郵便局より交付せらるる用紙に依り印鑑届を作成し之を其の恩給（又は扶助料）請求書に記載した支給郵便局に差出すのである。之れが受給準備手續である。印

鑑届の作成方は左記雛形の通である若し受給者が未成年者、禁治産者等の無能力者であつたときは印鑑届は其の親権者若は後見人等の法定代理人より差出し其の際権限を證明する證明書又は戸籍謄本若は抄本を提出せねばならぬ。

種類別 記號	給與金別 種別	籍本 所居	印鑑 書用	支給郵便局 名氏	證書記號 イ一五七〇〇
					東京市麹町區永田町二丁目一番地
附入局支 印口受給					

受給者が印章を改めたときは適宜の用紙で改印届を作り支給郵便局に出すのである。未成年者の法定代理人は親権者であることが普通である、親権者とは戸籍上で其の家に在る父若し父が無いが父が親権を行ひ得ざるときは母である。従つて假令實際の親でも戸籍が違ふときは親権者ではない又祖父母や兄弟は親権者でないこと勿論であるが良く誤解されるから注意して置きます。親権者が無い場合及禁治産者なるときは後見人が法定代理人となる。後見人には指定、法定、選定の三種がある。指定後見人とは未成年者の親権者が遺言を以て指定した後見人である。法定後見人とは法律で定められた後見人で特別の場合の外後見の任務を辭退することの出来ないものであります即ち(甲)(イ)親権を行ふ父又は母は禁治産者の後見人となる(ロ)妻が禁治産の宣告を受けた場合には夫が後見人と爲る(ハ)夫が禁治産の宣告を受けたるときは妻は其の後見人と爲る(ニ)前の(ロ)(ハ)の場合合夫又は妻が後見人と爲り得ざる場合又は未成年者なるときは其の親権者が後見人と爲る但し親権者が管理権を有たぬ場合は例外として他に後見人を選ばねばならぬ(乙)以上述べた指定後見人又は法定後見人なき場合は戸主が其の後見人と爲る。

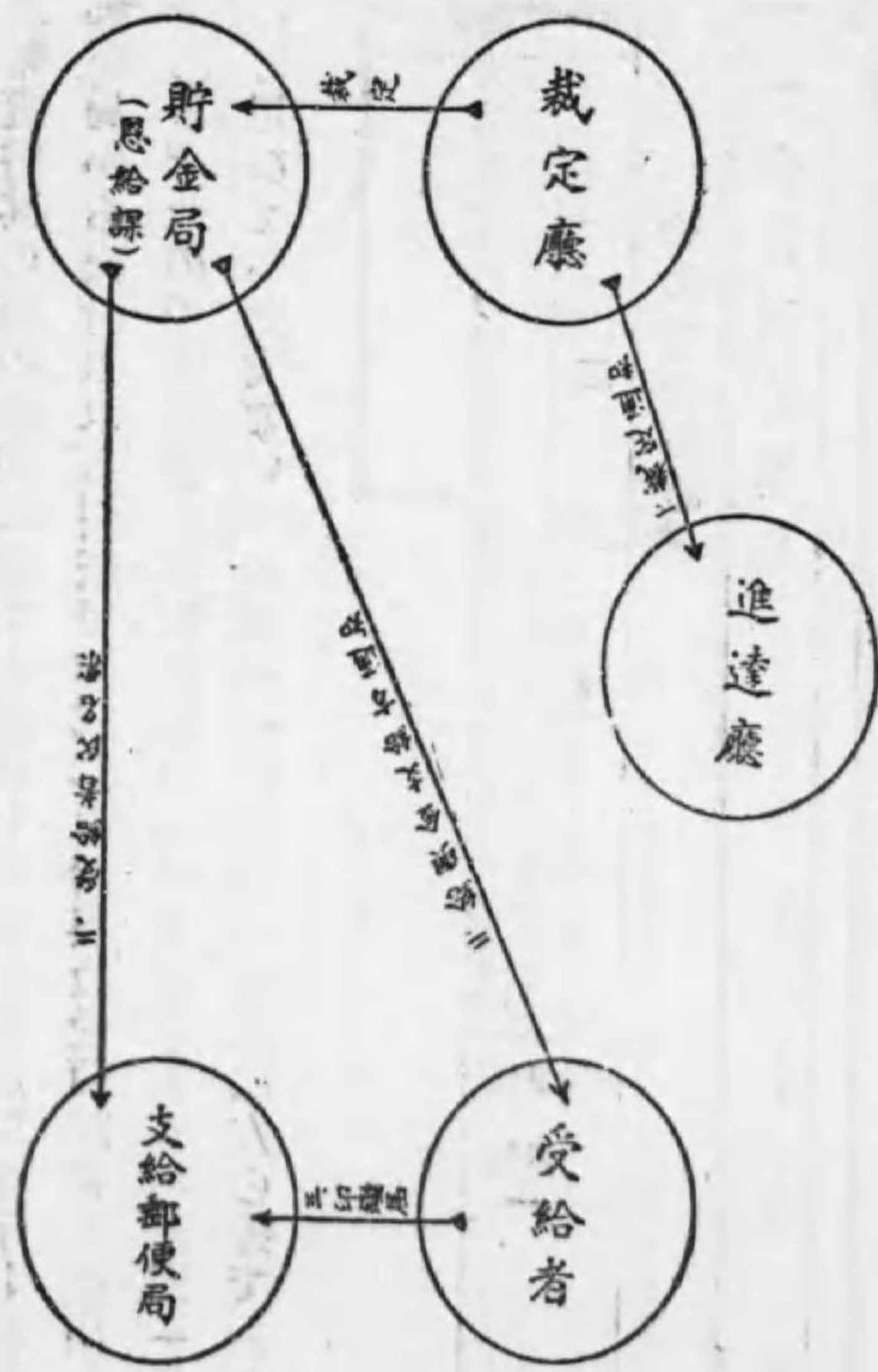
選定後見人とは前述指定、法定の後見人が無い場合に親族會で選任する後見人を云ふ。後見人は一人に限られる又後見人と爲つた者は戸籍法第九九條に従ひ其の就職の日から十日以内に本人の本籍地又は届出人の所在地役場に届出でなければならぬ。

恩給支給手續上では無能力者中準禁治産者に對しては保佐人の同意を要せず又妻に對し

ては夫の同意を要せざるものとして居ます。

参考の爲め印鑑届處理の順序を圖解しませう。

印鑑届出手續



第二 郵便局に於ける支拂手續

前述の通り印鑑届の提出が済めば受給準備の手續は終了するので次は各期日に於ける支拂請求手續である之れは期月内の支拂と期月經過後の支拂とに依り請求方法が少しく異なる

郵便局に於ける支拂手續

同様の手續に従ひ支給郵便局より現金の受領手續を爲すのである。期月經過後のものを數期分取纏め請求する場合は同一年度に屬するものは取纏め各年度毎に請求書一通宛を調製するのである。

(雛形)

(用紙適宜)

支給期月經過給與金支給請求書

一、給與金種類 文官恩給

一、證書記號番號 イ八九七號

一、給與金年額 千圓

一、一期額 二百五十圓

一、支給局 仙臺郵便局

右大正十四年一月渡文官恩給給與金御交付相成度此段請求候也

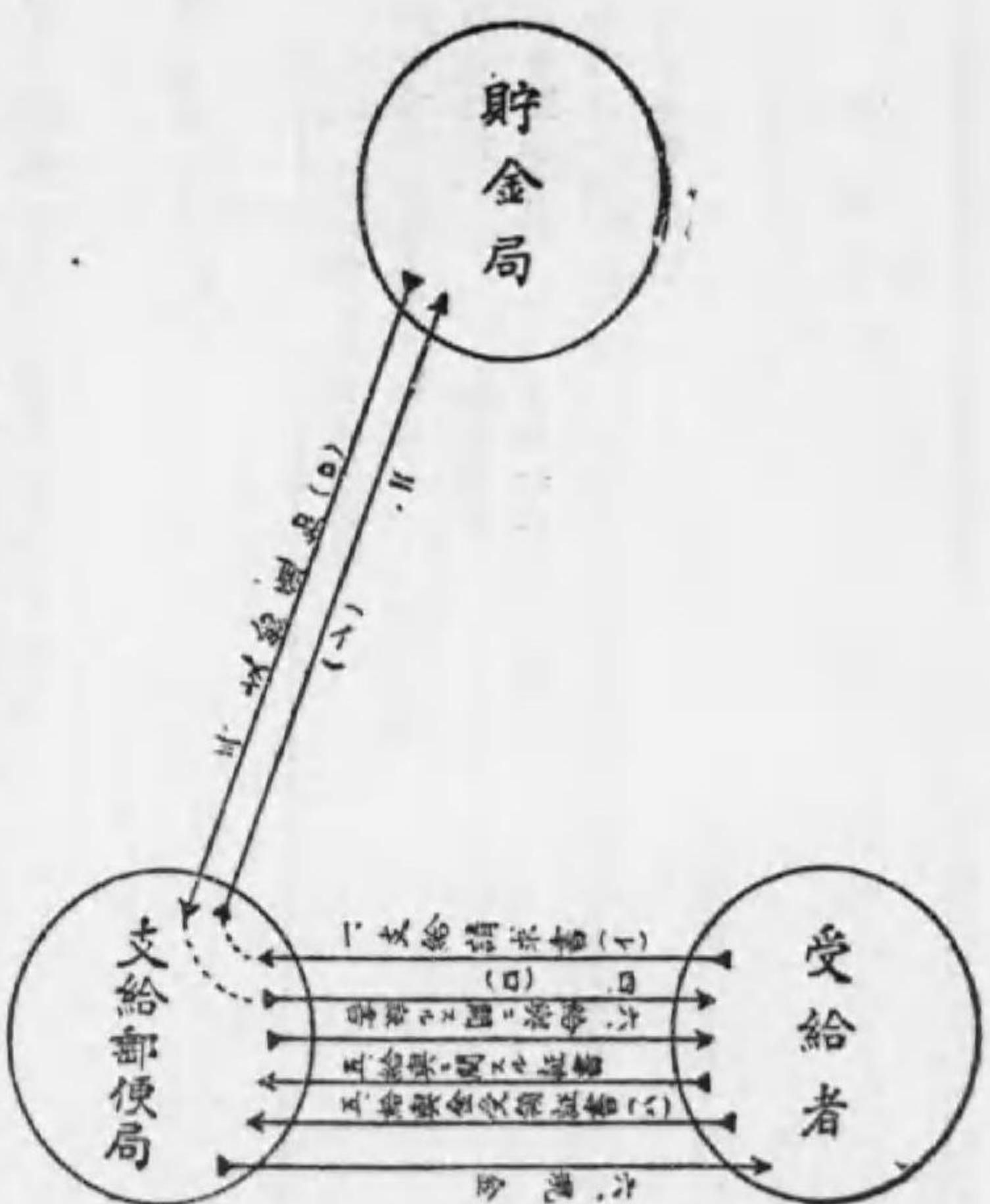
大正十四年三月一日

仙臺市上土樋二八〇
元内務書記官 大山 晃 印

貯金局 御 中

要するに期月經過後の支給請求は支給請求書を出して貯金局の承認を求むる丈が手数であつて其の他は期月内の支給と相違がない。其の手續を圖解すれば次の通りである。

給與金支給手續(期月經過後)



其三、給與金振替預入

受給者は毎期の恩給等の給與金を現金で受取らず各期毎に自己所有の郵便貯金に組入れてもらふ事が出来る。之が茲に説明せんとする給與金振替預入である。此の制度は給與金

を直に費消する必要なき受給者にとつては頗る便利である蓋し此の方法に依れば一度受取つて更に貯金する手数と各期の請求の手数を省き且請求を遅滞することがない。
振替預入の請求を爲さむとするときは左記雛形の請求書に恩給證書等給與に關する證書を添へ之を支給郵便局に差出すのである。

雛形 (用紙適宜)

給與金振替預入請求書

一、貯金通帳記號番號 いはな一二〇〇〇番
一、證書種類 海軍恩給
一、證書記號番號 ト第一二三四五號

右給與金大正十四年壹月渡ヨリ支給ノ都度私所持ニ係ル前記番號ノ郵便貯金ニ振替預入相成度此段請求候也
大正十四年四月十日

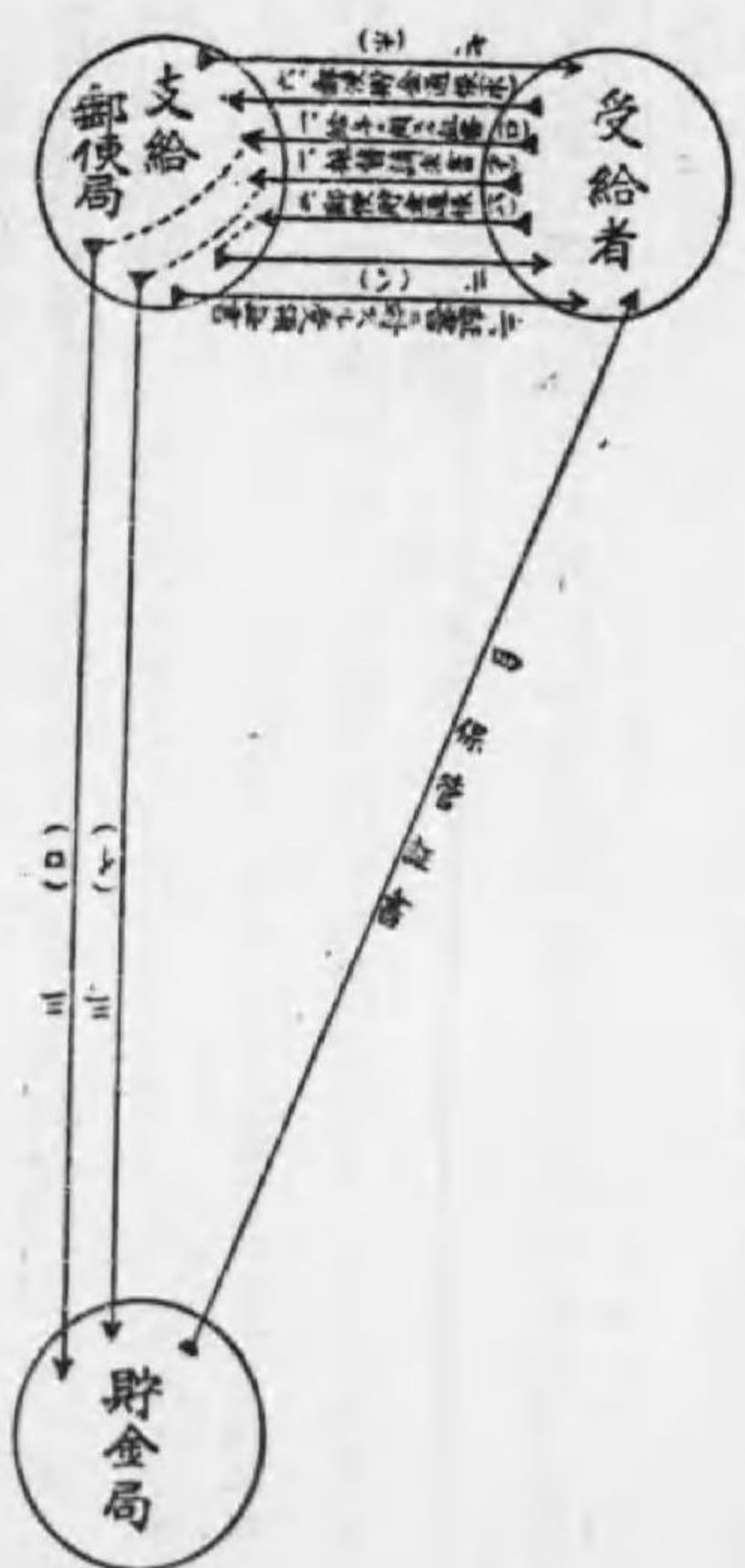
京橋區築地三丁目一番地
海 尾 渡 御

貯 金 局
御 中

貯金局に於て前記振替預入請求書に添へ給與に關する證書の寄託を受けたときは其の保管證書を受給者に交付する。

毎支給期に受給者は郵便貯金通帳を支給郵便局に差出し之に振替預入金の記入を受けるのである。此の場合には期日の定がないから各期の給與金は當然加入者の郵便貯金に組入れられるのである。故に期日の初日からは何時でも長く期月經過後でも貯金通帳に記入を受けられるのである。振替預入を圖解すれば次の如くなる。

(給與金振替預入)



受給者振替預入を廢止しやうとするときには左記雛形の振替預入廢止届に保管證書を添へて之を貯金局に差出すのです。

雛形 (用紙適宜)

振替預入廢止届

- 一、給與金種類 陸軍軍人恩給
 - 一、證書記號番號 二第九七〇〇號
 - 一、通帳記號番號 らほり〇三三〇五號
- 右振替預入廢止相成度此段及御届候也
大正十四年四月一日

住所北海道空知郡夕張市街地
陸軍歩兵伍長功七級 荒熊 虎男 〇

貯金局 御 中

貯金局で前記届書を受けたときは其の保管して居た給與に關する證書を受給者に還付するのである。

給與金振替預入をして居る郵便貯金の通帳は其の振替預入を廢止せざる限り全拂が出来ないのであるが萬一已むを得ず全拂する様な場合は新規の通帳を指定するか又は振替預入の廢止届を出さねばならぬ。

振替預入をして居る受給者が保管證書を亡失した場合には其の事由を具し又之を毀損した場合には保管證書を添へ貯金局に其の再交附を請求することが出来ます。

雛形（用紙適宜）

保管證書亡失届

- 一、給與金種類 陸軍軍人恩給
 - 一、證書記號番號 イ二〇五號
 - 一、通帳記號番號 いほな五〇八九號
- 右保管證書大正十三年十二月十五日盜難ニ罹リ亡失致儀條再下附相成度此段及御届候也
大正十四年二月一日

貯金局 御 中
東京市京橋區船松町五番地
陸軍歩兵一等卒 大石 熊吉 〇

保管證書の再交附をしたときは従前の保管證書は無効となる。

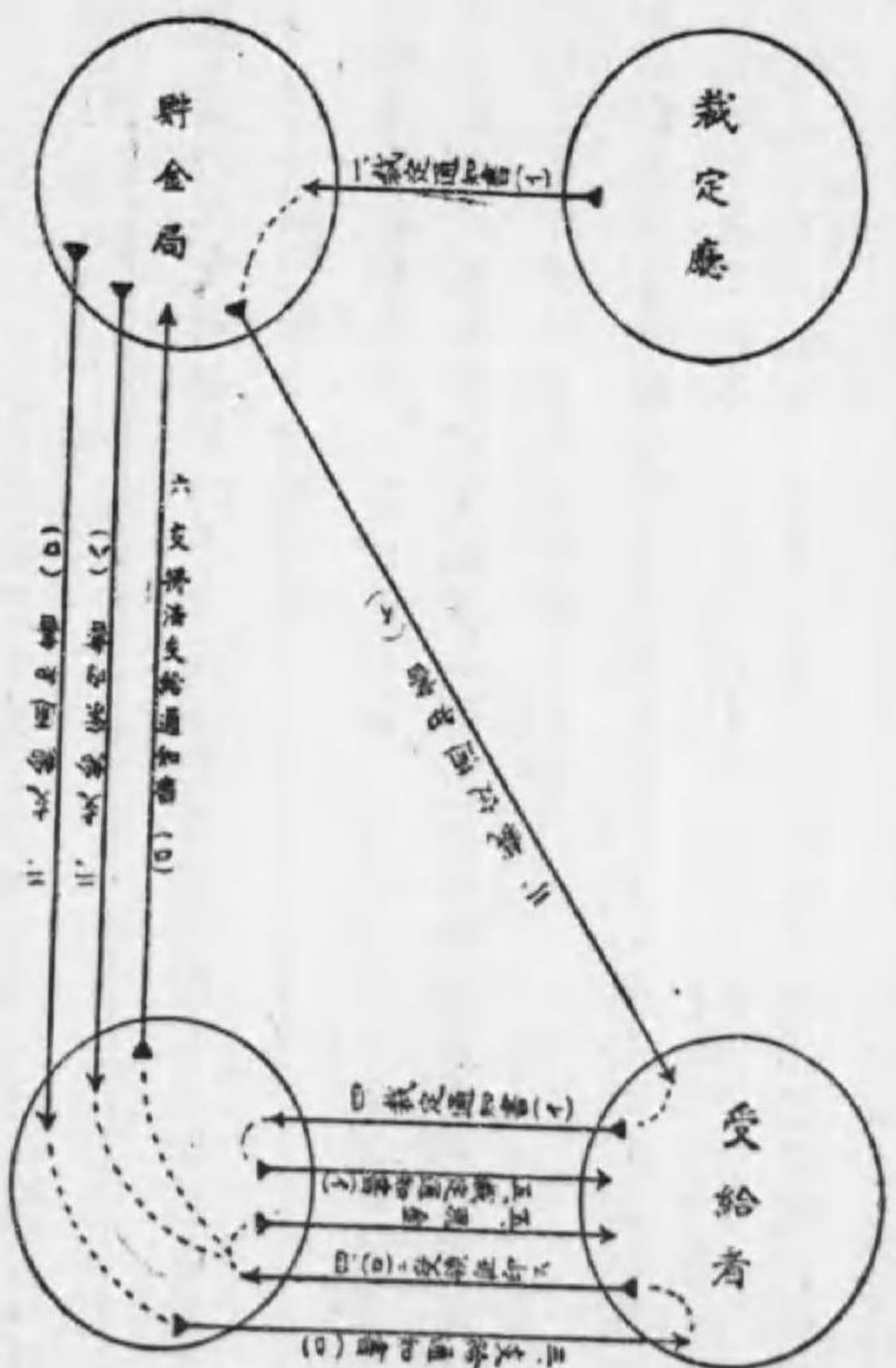
第四節 一時支給

一時支給

一時限りの給與金例へば一時恩給一時扶助料死亡者の未受領給與金の如きは裁定官應で裁定すると共に其の旨を受給者及貯金局に通知するのである而して貯金局では支給郵便局を經由して受給者に支給通知書を送付する。

受給者が右支給通知書で給與金を受領する場合は裁定官應の裁定通知書を支給郵便局に呈示して権利者であることを證明したる上支給通知書の受領證の部に記名調印し之と現金とを引換へるのである。此の場合支給郵便局は必要に應じ受給者に對し市區町村長又は之に準ずべき者の作製した印鑑證明書の提出を求むることがある。之を圖解すれば次の通である。

一時支給



給與金の請求
時効及其中
断停止

第五節 給與金の請求時効及其の中斷停止

恩給を受くるの權利所謂原權は恩給法第五條の規定に依り七年の時効期間の定めがあるが各支給期に於て發生する各個の給與金の請求時効は第五條の規定の適用がない。即ち各個の請求權の時効に關しては會計法の適用があるものと思ふ。

會計法第三十二條に依ると政府に對する權利にして金錢の給付を目的とするものは時効

に關し他の法律に規定なきときは五年間之を行はざるに因りて消滅すべき旨を規定して居る此の規定は從來の會計法の時効期間劃一主義を棄て一般原則に依らんとするものである故に假令當事者の一方が政府であつても私法上の債權關係に付ては私法的一般原則に従ふのであるから此の規定の適用のあるのは公法上の關係にして且法律に別段の定なき場合に限られることとなる。

恩給の各支給期の請求權が私法上の債權なりと見れば其の時効關係は民法の規定に依らねばならぬが從來恩給の請求は公法關係なりと見て居るやうであるから五年の時効期間と見るのが正當であらう。

時効の中斷停止其の他の事項に關しても同様會計法第三十三條に依れば適用すべき他の法律の規定なきときは民法の規定を準用すとある而して恩給法には原權の時効中斷停止に關する一部の特則があるが各期の給與金に付ては別段の規定がないから民法の原則に従ふべきものと信ずる。

第二章 恩給の讓渡、擔保及差押禁止

恩給を受くるの權利は元來一身に專屬する權利であるから之を他人に讓渡し得ざること

は勿論であり従つて亦擔保又は差押の目的となり得ざることには當然である然し實際は恩給を擔保として金融をすることは殆んど公然の祕密と云ふ状態である。けれども恩給政策の

恩給の讓渡擔
保及差押禁止

立場からはどうしても之を禁止しなければならぬから特に恩給法でも之に關し明文を以て禁止規定を置いたのである。

恩給法第十一條には左の通り規定してある。

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

擔保に供する方法は種々あるであらう。現今普通に行はれて居る方法は金銭使用貸借に附隨する特約として一定の期間恩給の代理受領の權限を附與するのである而して借人は貸主に白紙委任狀を交付するのである。此の様な契約は脱法行爲であるから無効であると云ふ判例もある。兎も角形式の如何を問はず恩給を受くるの權利を擔保として金銭の貸借を爲すことは不法であり私法上無効であると云はねばならぬ。故に受給者が何時でも恩給の代理受領の委任を解除し得ることを利用して高利貸を苦しめたと云ふ様な例も耳にするのであるが之れも法律上は止むを得ない法の網を潜つて脱法行爲を爲す様な者を保護する必要はないと思ふ。尙恩給を擔保とする金融の問題に付ては述べたい事が澤山あるが他日の機會に譲ることとせませう。

恩給を受くるの權利は讓渡は勿論擔保に供することが出来ないから當然差押も出来ない然るに民事訴訟法第五百七十條第六百十八條の規定に依ると一部の差押が出来る様に見えるので從來時々問題になつた恩給法は前法後法の原則で當然前掲民事訴訟法の規定を改め

た意味に於て差押禁止の規定を設けたのである但し公法上の債權の或もの即ち國稅徵收法又は國稅徵收法を準用して取立を爲す場合の如きは例外として差押へ得ることとなつて居る。之れは從來の慣例も國稅徵收の場合には差押へに應じて居るし又政府から受くるものは受けて出すものは出さぬと云ふ様な不都合な事を許さぬ趣旨からも相當と思はれる。序に受給者が支給見合を申請する場合の申請書の雛形を示して置ませう。

雛形

支給見合申請書

- 一、證書記號番號 イ第五八號
 - 一、受給者肩書氏名 元裁判所書記 遠山三四郎
- 右證書ニ對スル給與金受領ニ必要ナル一切ノ權限ヲ從來他人ニ委任致居候處今般都合有之大正十四年四月一日以降ハ拙者ヨリ何分ノ届出ヲナス迄拙者ノ代理人ハ勿論本人名義ヲ以テスルモ支給ヲ見合被下度此段及申請候也
- 追テ支給見合ヲ解除スル迄ハ左ノ印鑑ヲ使用可致候ニ付同印鑑以外ノモノヲ押捺シタルモノ又ハ全ク押捺セサル拙者名義ノ文書若クハ届書等ハ拙者ニ於テ關知セサルモノト御了知ノ上可然御取計相成度申添候



大正十四年三月三十日

恩給證書亡失
毀損の場合の
措置

第九編 恩給の支給 第三章 恩給證書亡失毀損の場合の措置

三三四

東京府下野方町上沼袋二五
（本申請書提出後轉居ノ場合ハ新住地所轄警察
官署ノ居住證明ヲ受ケテ直ニ届出ツルコト）
現住地 遠山三四郎 團
貯金局 御中
右現住者タル事ヲ證明ス
大正十四年三月三十日
中野警察署 團

第三章 恩給證書亡失毀損の場合の措置

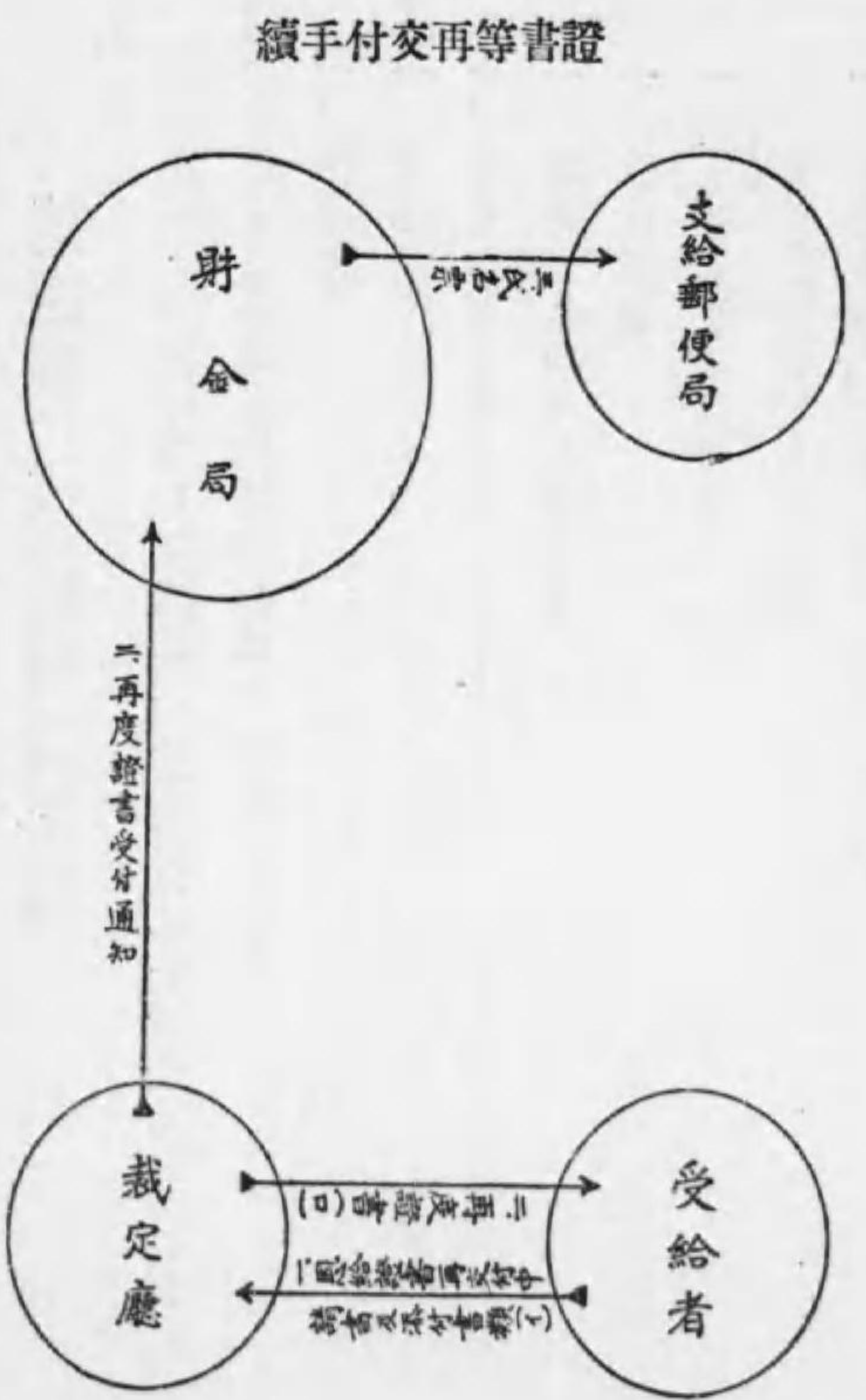
恩給證書又は裁定通知書を亡失し又は毀損した場合には其の理由を書いて證據書類を添へ裁定官廳に其の再交付を申請することが出来る（規則三六）此の再交付申請書の雛形は附録に示して置いた。

再交付申請書に添附すべき書類は左の通りである（細則一〇）。

- (甲) 恩給證書又は裁定通知書を亡失したるとき。
- 一、亡失の顛末及亡失後に於て執りたる措置を記載したる書類
 - 一、右の事實を證明するに足るべき警察官署等の公の證明書（但し裁定通知書亡失の場合には此の證明を要せず）
- (乙) 恩給證書又は裁定通知書を毀損したるとき。
- 一、毀損の顛末書
 - 一、毀損したる恩給證書又は裁定通知書

再交付申請書は直接裁定官廳に提出するのである、恩給證書又は裁定通知書の再交付ありたるときは従前の恩給證書又は裁定通知書は其の效力を失ふのである尙亡失を理由として恩給證書又は裁定通知書の再交付をした後従前の恩給證書又は裁定通知書を發見したときは速に之を裁定官廳に返還するを要する。

證書等の再交付を圖解すれば左の如し。



第九編 恩給の支給 第三章 恩給證書亡失毀損の場合の措置

三三五

第四章 異動届出事項

以上述べた所を総合し又既に述べた所以外で尙受給者として知つて置かねばならぬ異動届出を要する事項及所要書類は左の通である。

- 一、印鑑届
 - 一、改印届
 - 一、法定代理人變更届
 - 一、本籍又は現住所變更届
 - 一、改氏名届
 - 一、支給局變更請求書
 - 一、恩給證書再交付申請書
 - 一、保管證書亡失届
 - 一、権利消滅届
 - 一、支給期月經過後給與金支給請求書
- 以上列擧したものである中で既に説明したもの及後段説明するものを除き便宜茲に法定代理人變更と改氏名の届出方を説明して置きませう。
- 一、法定代理人變更届 法定代理人變更の場合は直に其の旨を支給應に届出でなければ

ならぬ。此の届書に關しては別段様式等の定めもないが大凡左記雛形の如きものを支給郵便局へ提出したらば良からうと思ふ。

(雛形)

法定代理人變更届

- 一、證書記號番號 ハ第六五八〇號
- 一、受給者肩書氏名 元鐵道書記 星積孤兒星誠
- 右扶助料受給者星誠後見人小山肇死亡ニ付大正十四年三月一日拙者後見人ニ就職仕候條別紙戸籍抄本相添へ此段及御届候也
- 大正十四年三月十五日

東京府下瀧野川町瀧野川二五八

大塚 勘 藏 印

貯金局 御 中

添附すべき戸籍の抄本には法定代理人就職の記事あることを要する。

一、改氏名届 年金たる恩給を受くる者が其の氏名を變更した場合には概ね左記雛形の届書に恩給證書及戸籍抄本を添へて直接裁定官應に届出るのである。

此改氏名届は恩給法改正前は總て郵便局を経て貯金局に差出し貯金局長が改氏名の旨を裏書證印する事となつて居たが新法では改氏名の場合の恩給證書の證明は内閣恩給局長が直接取扱ふことになつたので改氏名届も直接内閣恩給局に差出すのである。

(雛形)

改 姓 届
 一、證書記號番號 カ三八〇號
 一、舊 姓 加藤
 一、新 姓 前田
 一、改姓ノ理由 入夫婚姻ニ依ル
 右大正十三年八月十五日改姓致候條戸籍抄本相添へ此段及御届候也
 大正十三年九月一日

内閣恩給局 御 中

東京市深川區猿江裏町一番地
元樺太監獄看守 前田 虎造 印

裁定官廳は恩給證書に改氏名の事實を記載したる上之を權利者に返付するのである此の場合裁定廳と支給廳とが異なるときは支給廳を経由するのである(規則三八)。
 右に述べたのは恩給證書を受給者自身所持して居るときであるが恩給證書を郵便局に寄托して給與金を郵便貯金に振替預入して居る場合は自然届出方が違ふ即ち證書寄托振替預入のものなるときは届書は支給郵便局に差出すのである。
 此の場合郵便局で相當處理して證書に改氏名の事實の記載が濟めば郵便局から通知があるから郵便局に出頭し保管證書の氏名の訂正を受けるのである。

恩給權の停止及消滅

第十編 恩給權の停止及消滅

恩給權の停止

第一章 恩給權の停止

年金たる恩給は一定の場合に於て一定の期間其の支給を停止せられる。停止は一定の期間丈停止せられるのであるから原權の消滅とは大に相違する消滅した恩給權は復活することがないが停止された恩給は停止原因がなくなれば再び支給せられるのである然し停止せられた恩給は停止期間中は全然支給せらるることなく又停止原因が消滅しても既に停止せられた部分に對しては給與せられないのが原則である此の點が單純な支給見合せと相違する所である。支給見合せは單に支給廳限りの便宜問題として一時其の支拂を延期して居る丈である従つて實體法上恩給の停止又は消滅と云ふ様な原因がない限り支給廳の權限で支給をしないと云ふことは出來ない。實際問題として支給廳が支給見合せをする主な場合は左の如き場合である。

- 一、受給者の希望に依る場合例へば旅行、證書の紛失盜難、金融擔保關係等に依り受給者自ら支給廳に支給の見合せを申請する場合。
- 一、支給廳の都合に依る場合右例へば正當權利者なりや否やの認定、支拂資金の不足等に依り一時的に支拂の猶豫を求むるとき。

第一節 如何なる場合に恩給権は停止せられるか

恩給権の停止の本質は既に述べた然らば如何なる場合に恩給権を停止せらるるかと云ふに恩給の場合と扶助料の場合とに依り相違がある。

第一、恩給の停止 恩給の停止に付ては恩給法第五十八條の規定がある。

普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、公務員又ハ第四十二條第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス
前項第二號ノ規定ハ増加恩給ニ付之ヲ準用ス

此の規定に従へば普通恩給は(一)再就職(二)犯罪に因りて停止せられ増加恩給は犯罪のみに限り停止せられるのである。

第一號の條文中恩給法第四十二條第一項第一號に規定する宮内職員とは宮内官恩給規程に依り宮内官としての恩給を受け得べき宮内職員の意味である。宮内省恩給令に於ては左の者を宮内職員と云つて居る。

(i) 宮内官

(ii) 皇宮警手

(iii) 勅裁を経て宮内大臣の指定する判任待遇職員(宮内省恩給令施行規則第一條に依り判任待遇宮内職員職制第九條に規定する職員となつて居る)

以上の宮内職員でも女官及俸給を受けざる官職に在るものは除かれて居る。

扱公務員又は宮内職員として就職した場合には就職の月の翌月から退職の月迄恩給の支給を停止される。之れは再就職の俸給が多い少ないに拘らない。然し此の再就職停止の原則には次の例外がある。

(イ) 實在職期間一月未滿なるとき。軍人の演習召集の如き短期の再就職は停止を免除したのである。

(ロ) 軍人以外の公務員として恩給を受くる者陸軍若ハ海軍の兵卒として就職するときは。陸軍若ハ海軍の兵卒の給與は薄いのであるから之が爲め恩給を停止するのは酷である故に免除したものと思はれる。

(ハ) 准士官以下の軍人若ハ準軍人として恩給を受くる者軍人以外の公務員として就職するときは。是れは舊軍人恩給法の規定を其の儘採用したもので本來下級軍人保護の目的であるかと思ふが立法論として面白くない。

第二號は犯罪に因る停止である普通恩給又は増加恩給受給者が六年以上の刑に處せらるれば失權する六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられるときは其の月の翌月から其の執行

を終り(満刑)又は執行を受くることなきに至りたる(大赦、特赦、減刑、時効等)月迄支給を停止せられる。但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは恩給は之を停止しないが其の言渡を取消されたるときは刑を執行される譯であるから其の取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止されるのである。此の執行猶豫者の取扱は舊法と相違する舊法では執行停止の場合でも尙停止せられた(法五八)。

以上の停止の原則に對する著しい例外は前にも一寸述べた教育職員の恩給である。即ち恩給法第五十八條の規定は教育職員及教官其の他教育事務に従事する文官に付ては當分の内之を適用せず其の退隱料又は恩給の停止は仍從前の例に依るのである(法九九)。此の規定は現在並に將來の教育職員及教官、教育文官に及ぶのであるから其の適用の範圍は大體左の通となる。

(イ) 過去に於て教育職員、教官又は教育文官として退隱料又は恩給を受けたる者が恩給法施行後再就職したる場合。

(i) 教育職員教官又は教育文官と爲りたる場合。

(ii) 前號以外の公務員と爲りたる場合。

(ロ) 恩給法施行後教育職員としての恩給を受けたる者が再就職した場合。

(i) 教育職員に再就職した場合。

(ii) 教育職員以外の公務員に就職した場合。

(ハ) 恩給法施行前に教育職員、教官又は教育文官以外の退隱料又は恩給を受けたる者が恩給法施行後教育職員に就職した場合。

以上の各場合に恩給法第九十九條の適用がある故に大體舊法の停止に付て研究して置く必要がある。

一、公權を停止せられたるとき(六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルモノ及舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セルモ停)。

二、軍人恩給受給者が再び現役に就きたるとき。

三、士官以上の軍人恩給受給者又は文官恩給受給者が文官判任以上に任ぜられ政府より俸給を受くるとき(商業ヲ營ム事ヲ得ヘキ官職ニ在ルトキハ此ノ限ニアラス)。

四、軍人恩給受給者が療兵院に收容せられたるとき。

五、學校職員退隱料受給者か退隱料に付在官在職年數を通算することを得る官職に就き受くる給料と退隱料とを合したる額か退職當時に於ける給料額を超過するときは其の超過部分。

六、巡査看守退隱料を受くる者再び判任待遇以上の官職に付きたる場合に於て其の俸給月額に退隱料月額を加へたる額か退職當時に於ける俸給月額を超過するときは其の超過部分(俸給中ニハ手當加)。

七、巡査看守退隱料受給者か六ヶ月以上行方不明のとき。

右の中(一)公權の停止は共通である其の他は公務員の種類に依り多少の相違がある學校職員に就ては退隱料の基礎として互に通算せらるべき官職に就きたる場合のみ停止し而かも其の停止は前退職當時の給料額を標準とし再就職の時の給料が夫れより低くければ其の差額又は退職料で補充し殘餘は停止するし後の給料が前の給料より多ければ退隱料は全部停止される。例へば前退職當時の給料(A)が年俸千二百圓、退隱料の額(B)三百圓、再就職の際の給料(C)年俸千圓とすれば

(A) - (C) = 200 圓

(B) - 200 圓 = 100 圓

即ち三百圓の退隱料中百圓丈が停止される。

此の退職當時の給料及再在職の給料と云ふ所謂給料の意義に付ては數回解釋の變更があつたが文部省は明治四十二年一月一日以後名稱の如何に拘らず俸給と同様月又は年に一定の収入を受ける場合は總て給料と云ふものと解して居りました。故に假令恩給の基礎とならなくても在勤加俸職務手當等をも含むものと考へる(大正八年四月以降は時局の影響の存する間支給せらるる臨時手當を除くこととなつて居た)互に通算せらるべき在官在職年數なることを條件として居るから軍人恩給の受給者が學校職員と爲つた場合の如きは停止されないこととなる。

以上教育職員の恩給停止の大體を述べたが更に之に對して例外的例外がある即ち教育職員及教官其の他教育事務に従事する文官が學習院の職員と爲りたるときは新法第五十八條

扶助料の停止

の規定に従ひ停止されるのである。反對に學習院職員が公務員となりたる時も例外なしに其の恩給は停止される(宮内省恩給令四三)。即ち此の場合丈は恩給法の原則通り行はれて居る譯である。

第二、扶助料の停止 新法の扶助料停止の原因は犯罪と所在不明である。前者に付ては恩給法第七十七條に、後者に付ては同第七十八條に規定されて居る。

(i) 犯罪に因る停止 扶助料を受くる者が六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌月から其の刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至りたる月迄扶助料は停止される但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは扶助料は停止しない尤も此の場合若し後に至りて執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止される。

以上の犯罪停止は恩給の犯罪停止と大體同一であるから更に説明を加へることを省略しませう。唯扶助料に付て少し異なる所は右の規定は禁錮以上の刑に處せられ刑の執行中又は其の執行前の者に扶助料を給すべき事由發生した場合に準用されることである。例へば公務員の子にして懲役一年に處せられたるものが其の刑期中に前扶助料權者たる公務員の妻が死んで扶助料を受くるの事由が發生したとする此の場合其の子に付扶助料權を生ずるが刑期中は支給は停止されるのである。

(ii) 所在不明に因る停止 扶助料を給せらるべき者が一年以上所在不明であるときは

停止の場合の措置及轉給

裁定官廳は所在不明中扶助料の停止を命ずることが出来る。此の停止は扶助料の次順位者の申請に依りて爲すべきものであつて裁定廳が積極的に働くのではない。

第二節 停止の場合の處置及轉給

恩給又は扶助料の受給者に付停止原因を生じたる場合の處置に付ては本人自ら處置すべき場合と關係應より通知する場合とがある。

(i) 普通恩給を受くる者官職に就き恩給法第五十八條第一項第一號の規定に依り其の恩給を停止せらるべき場合に付ては其の再就職當時の本屬廳から其の旨を裁定廳に通知せねばならぬ(規則三〇)。

舊法では學校職員又は本屬長官の證明を受け本人から届出でることになつて居たが新法では總て採用廳から通報することとなつた。

(ii) 年金たる恩給(恩給及扶助料)を受くる者が禁錮以上の刑に處せられたるとき(刑の執行猶豫の言渡を受けたるときを除く)又は刑の執行猶豫の言渡を取消されたるときは其の宣告又は取消を爲したる裁判所は其の旨を裁定廳に通知せねばならぬ(規則三一)。

此の通知の雛形は恩給給與細則第二十二號及第二十三號書式に依るのである。

以上二つの場合の通知は裁定廳と支給廳とが異なる時は支給廳を経由するのである(規則三四)。

(iii) 扶助料權者一年以上所在不明の理由を以て次順位者から扶助料の停止を申請する場合には左の書類を添附し扶助料停止申請書を裁定官廳に差出すのである。扶助料停

止申請書の雛形は附録に示して置いた。

一、扶助料權者の所在不明なることを證する公の證明書

二、請求者の戸籍謄本(公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)尙此の(iii)の場合には同時に次に述べる扶助料轉給の請求を爲すことを要する(規則一二)。普通恩給又は増加恩給の停止の場合には次順位者救済の途がないが扶助料權者が犯罪又は一年以上の所在不明の爲扶助料を停止された場合に次順位者があれば其の停止期間中扶助料は之を其の次順位者に轉給するのである(法七九)。

之れは要するに扶助料は扶助料を受くべき總ての順位者に普遍的に與へられるもので其の中の一人を先順位者として代表して之に與へるものとする觀念から出て居るものと思ふ。擬恩給法第七十九條の規定に依り扶助料の轉給を請求すべき場合に於て(イ)當該扶助料が犯罪に因りて停止されたものなるときは其の事由を記載したる扶助料轉給請求書に請求者の戸籍謄本(公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)を添附し裁定官廳に差出すのである又(ロ)扶助料權者所在不明に因るものなるときは其の事由を記載したる扶助料轉給請求書に前掲扶助料停止申請書及其の添附書類を一括して同時に裁定官廳に之を差出すのである。

扶助料轉給請求書の雛形は附録に載せて置きました。

停止原因消滅の場合の措置に付ては恩給法及其の附屬命令にも格別の規定がないが受給

者は直接利害關係があるから本人から支給應を経て裁定應に届出づべきものと思ふ。

第二章 恩給權の消滅

恩給權の消滅

恩給權の消滅とは恩給を受くるの權利所謂原權の消滅の意味である故に原權が消滅すれば當然各期の支給請求權も消滅する然し各期の支給請求權が消滅したからと云つて直ちに原權が消滅するのではない。例へば恩給を受くるの權利は之を給すべき事由の生じた日より七年間請求しなかつたなら時効に因つて消滅する故に其の後は如何なる方法で請求しても最早や恩給は受けられない。然し既に裁定を経たる恩給の各支給期の請求を怠つた場合は會計法の規定に依り五年を経過すると時効に因つて請求權が消滅する。けれども其の消滅するのは既に時効に罹つた各支給期の給與金丈であるから未だ五年の時効期間を経過しない分及將來の分は當然支給の請求を爲し得ること勿論である。

恩給權消滅の場合次順位者の恩給權との關係如何と云ふ問題は法理上面倒なことである若し次順位者の權利が前權利者の權利の承繼であるとするれば前權利者の權利の消滅に因つて次順位者は之を承繼することが出来なくなるのではなからうか。此の點に付て自分は次順位者の權利は承繼に因りて得たる權利でないと言ふ説に賛成する。恩給權者は各自獨立に權利を保有して居る而して單に順位未だ到達せざる間は其の權利の行使を爲し得ざる状態に在るものと思ふ。但し恩給から扶助料に轉ずる場合は前權利者の死亡が要件と爲つ

恩給を消滅せらるる場合

て居るから死亡以外の消滅原因で前恩給權者が權利を失つた場合は扶助料は受けられない。

第一節 如何なる場合に恩給權は消滅するか

扱恩給權の消滅原因は如何なるものであるかと云ふに狹義の恩給權と扶助料權とに共通なる原因と扶助料權に固有な消滅原因とがある。

(甲) 共通の消滅原因 年金たる恩給を受くる者が左の各號の一に該當するときは其の權利は消滅する。

(一) 死亡シタルトキ

(二) 死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

(三) 國籍ヲ失ヒタルトキ

(一)に付ては議論がない(二)は所謂重罪の刑に處せられたる場合に當るのであつて全く恩給權を失ふのである因に六年以下の刑であつたら前に説明した通り刑期中停止となるのである。(三)は恩給は日本國民に與へられることを前提として規定せられたことと思ふ而して國籍喪失を權利消滅の原因と爲すべきや否やは立法論としては議論があると思ふが舊法以來同様に取扱つて來た所を踏襲した迄であると思ふ。

以上述べた消滅原因の外尙時効に因る消滅があるが之れは既に恩給の請求の條で

述べたから省略せしめよう(法五、九)。

(乙) 扶助料のみに適用ある権利消滅原因 恩給法第八十條には遺族扶助料にのみ適用ある権利消滅原因を列擧して居る即ち左の通である。

(一) 去籍 遺族が其の家を去りたる時換言すれば公務員の屬したりし家の籍を離れ他家に入りたる場合である尤も之には例外がある。即ち妻に付ては(イ)夫の屬したる家より分家し(單獨分家)又は(ロ)遺族たる子にして分家するもの(例へば公務員の二男が分家すると云ふ如き場合)に伴ひ其の家に入りたる時(親族入籍)、子に付ては(イ)父の屬したる家より分家し(單獨分家)又は(ロ)公務員若は之に準ずべき者の妻若は子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたる時(親族入籍)。

(二) 婚姻 妻、子又は夫として扶助料を受くる者が婚姻したとき。

(三) 給與事情の消滅 不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき夫又は成年の子が扶助料を受けて居る場合に其の事情が止みたる時即ち不具廢疾が恢復するか。生活資料を得るに至つたか又は扶養者が出來た場合の如きは最早や扶助料を給する理由がないから權利を消滅せしむるのである(法八〇)。

尙恩給法には直接消滅原因として擧げてないが未成年の子が成年となつた場合にも權利は消滅する。又養子は家督相續人又は代承相續人に該當する如き場合に限り扶助料を給せられるのであるから其の相續人たる地位を失つた場合には扶助料權は

消滅するものと考へられるが此の點は條文が稍不備のやうである(法七四)。

舊法では逡查看守退隱料及遺族扶助料法を除くの外總て子を孤兒としてあつた故に孤兒の嫡母の婚姻に因りて父を有するに至れば扶助料權は消滅すとして居た。新法では單に子とあるから孤兒とは違ふと考へる。繼親子關係のことは遺族の章でも一應述べた通り大正二年七月に解釋變更があつて其の前後で取扱が異なるが参考の爲左の件を摘録して置きませう。

(A) 大正二年七月三日前より引續き繼父子關係の事實あるもの

(a) 既に裁定を経たるものは從來の儘

(b) 未裁定のものは新解釋に依る

(B) 大正二年七月三日以後繼父子關係の事實を生じたるものは七月三日以後無權利

(C) 大正二年七月三日以前に繼父子關係の事實ありて七月三日前に其の事實消滅したるものは從來の取扱とす。

茲に繼父子關係の事實と云つたのは大正二年七月三日以前の解釋に従へば繼父子たる關係を生ずる事實の意である。

第二節 恩給權の消滅した場合の處置

恩給權の消滅原因中犯罪に因るものは其の刑の宣告を爲したる裁判所が其の旨を裁定官

恩給權の消滅
した場合の處置

應に通知するのであつて其の手續は恩給の停止の場合と同様である(規則三二)。

次に年金たる恩給を受くる者が國籍を失ひ、死亡し又は恩給法第八十條即ち扶助料權者の去籍、婚姻、給與事情の消滅に因り其の恩給を受くるの權利を失ふ場合に於ては本人、遺族又は縁故者より速に其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ(規則三二)此の場合裁定官廳と支給廳とが異るときは支給廳を経由して裁定官廳に通知するのである。

成年到達等に關しては規定上明文がないが之れも本人から支給廳を経由し裁定廳に届出でた方が宜いと思ふ。尙身分關係の異動届出には成るべく最近の戸籍謄本又は抄本を添附して提出すれば早く處理が出来て双方の爲め便利であると思ふ。

權利消滅の爲各種の届出をするとき支給廳では未拂給與金の有無を調べて若し支給すべき分があれば其の旨を本人又は相續人に通知をするから其の通知を俟つて未受領の給與金を受領し扶助料の轉給を請求すべきものは夫れ夫れ請求の手續を爲すべきである。

年金たる恩給を受くる者死亡し又は恩給を受くるの權利消滅したる場合に次に扶助料を受取る順位者のないときは恩給證書を現に持つて居る者即ち占有者から速に之を裁定官廳に返還せねばならぬ。此の場合に亡失其の他の事由に因り恩給證書を返還し得ないときは權利消滅届の雛形を一つ載せて置きませう。

(雛形)

死亡(又ハ婚姻去)届
(籍成年到達)

一、給與金種別 海軍軍人恩給
一、證書記號番號 一八二五〇號
一、給與金額 五百九十四

肩書 海軍大尉
氏名 大山 文吉

右大正十三年九月十五日死亡候ニ付戸籍謄本相添此段及御届候也
大正十三年十月一日

(支給郵便局經由)
内閣恩給局 御 中

芝區愛宕下町四丁目二番地
右遺族 大山 糸子 印

第十一編 恩給に關する行政廳の處分に對する救済

恩給を受くるの權利に關する侵害中行政廳の處分に因るものに付ては恩給法中に特別の救済手段を規定してある。此の救済は行政處分に付ての救済であるから行政處分以外の原

因に依り權利を侵害せられた場合は規定の適用がない夫れは各個の場合に付研究する外はないのである。以下述べんとする所は恩給法に規定せられた恩給權侵害に對する救済手段である。

第一章 行政救済の種別

恩給法上認められた恩給權侵害に對する行政救済としては(一)具申(二)訴願(三)行政訴訟の三者である。

具申

第一節 具申

具申は恩給法特有の行政救済の一種である。恩給法第十三條第一項に依れば

行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年内ニ内閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

とある之を分解すれば左の通りである。

一、行政上の處分に因ること 具申の目的と爲るものは行政上の處分に限られることは既に述べた通りである故に例へ權利の侵害があつても行政處分以外の原因なるときは具申を起し得ない同時に又行政處分を行はない間は具申を起すことが出来ない。具申を爲すには必ず具體的行政處分あることを要するのである。此の行政處分は必しも内閣恩給局長の處分たるを要しない恩給局長以外の裁定官廳、支給廳等の關係廳の行政處分に對しても具申

を爲し得る。

二、恩給に關する權利を侵害せられたりと爲す者より裁決を求むること 行政處分であつても恩給に關する權利以外の權利侵害は此の具申の目的と爲すことが出来ない。恩給に關する權利とは恩給を受くるの權利より稍々範圍が廣い恩給の裁定より支給に至る一連の權利關係を云ふのである然し恩給に關係ある權利と云ふのよりは狭いこと勿論である例へば恩給の請求には戸籍の抄本を添附するを要する然し戸籍役場が戸籍の抄本を交付することが遅れたからと云つて之れに對して具申を起すことは出来ないと思ふ之に反し恩給請求書を進達すべき官廳が理由なく其の進達を拒んだと云ふ様な場合は明かに恩給に關する權利の侵害であると思ふ舊法時代には良くあつた例であるが恩給の請求書を裁定廳迄進達せず途中で經由廳が勝手に却下した様な場合は具申を起す正當の理由がある。

具申は權利の侵害ありと爲す者から裁決を求むべきである權利の侵害ありや否やは裁決を経なければ確定しない故に具申者が權利侵害ありと思料する丈で充分である。然し權利侵害を受けたりと爲す者から裁決を求むべきであつて第三者から之を求むることを許さない但し當事者の正當權限ある代理人は勿論本人に代つて具申を爲し得ると思ふ。

具申は之を爲すに付法律上の利益ある場合に許すべきである故に具申は裁判の如く一事不再理の原則なしとするも此の解釋より既に一度裁決を経たる具申は再び裁決を求むるを得ざるものと考へられる尤も此の點に付ては反對あることと思ふ。

具申期間

第十一編 恩給に関する行政職の處分に對する救済 第一章 行政救済の種別 三五六
三、處分後一年内に裁決を求むること 所謂具申期間は處分後一年である故に權利を侵害せられたりと爲す行政處分のありたる日より一年内に具申書を提出せずして経過するときには最早救済の途がない。此の場合は本案に入らずして具申期間経過と云ふ形式上の不適法として却下される。

具申裁決機關

四、具申裁決機關 具申は總て内閣恩給局長に對して爲すべきである即ち恩給法上の具申裁決機關は内閣恩給局長のみである故に内閣恩給局長は場合に依り自己の爲したる處分に對する具申を受けることもあり他の機關の爲したる處分に對し具申を受けることもある前の場合には再考を求むる意味であるが後者は第一次の訴願の性質ありと見られ得るかと思ふ。五、具申の効果 内閣恩給局長の爲したる具申裁決は關係官廳を羈束する(法一四)此の規定は法律上與へられた効果であるから關係官廳は總て一應其の裁決に服さねばならぬ。尤も此の裁決に對しては後に述ぶる如く訴願訴訟の途が開かれて居るから上級機關の裁決により之を動かし得るのは勿論である。

具申の效力

具申に関する規程は命令を以て之を定め得る様になつて居る恩給給與規則第三十九條以下が之であるが其の詳細は後に説明しませう。

訴願

第二節 訴願

前節に述べたる具申の裁決に不服ある者は裁決を受けたる日より六月内に内閣總理大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出来る(法一三二)。先づ訴願に就て述べませう。

一、訴願を爲し得る場合 本法に依る訴願も訴願法の適用を受けるのであるから特に規定ある場合の外は訴願法の原則に従はねばならぬ訴願法に依ると訴願は法律勅令に別段の規程あるものを除く外訴願法第一條に列記された事件に付てのみ之を提起し得るのである。恩給法第十三條は此の所謂法律に別段の規程ある場合の一つである。

恩給に関する訴願を起すには前提として具申をしなければならぬ而して其の具申に對して裁決ありたることを要件とする。

訴願と訴訟とは選擇的に附與せられたる救済手段である。故に其の一を選ばねばならぬ。又裁判所の裁判又は各省の裁決を経たるものは其の事件に付更に訴願することが出来な

訴願期間

二、訴願期間 訴願は具申裁決を受けたる日より六月内に提起するを要する。訴願法に依ると行政處分を受けたる後六十日以内に訴願しなければ其の處分に對して訴願するを得ず。行政廳の裁決を経たる訴願にして其の裁決を受けたる後三十日を経過した時亦同様である。恩給法は此の訴願期間に特例を設けて延長したものである。

訴願裁決機關

三、訴願裁決機關 訴願は内閣總理大臣に對し提起し其の裁決を受けるのである。内閣總理大臣が訴願の裁決を爲す場合には恩給審査會に諮問せねばならぬ。然し恩給審査會は單に諮問機關であつて訴願の裁決機關は内閣總理大臣である。恩給審査會に関する規程は勅令を以て之を定めることとなつて居る(法一五)。大正十二年勅令第三百六十八號恩給審査會

官制が之れであるが格別説明する様な事項もないから同官制を参照し研究せられたい。唯
恩給審査會は前述の如く恩給法第十三條の規定の適用に付ては内閣總理大臣の諮問機關で
あるから受給者が直接審査會に對し審査を要求することは出来ない。又審査會の他の權限
である恩給法第四十六條及同第四十八條の規定に依る審査に付ても裁定官廳の要求に基き
審査を爲すのであつて受給者又は審査會自身の發意に依つて審議を爲すことがないと云ふ
事を注意して頂きたい。

訴願裁決の效
行政訴訟

四、訴願裁決の效果 訴願の裁決に依つて當事者の拘束されることは當然であるが訴願法
には上級廳の爲したる訴願の裁決は下級廳を羈束すと云ふ規定がある故に恩給法では之を
補ふ爲に内閣總理大臣の裁決は關係官廳を羈束すと定めてある。故に恩給訴願に付ては上
級下級の關係なく當該事件に付關係のある官廳を拘束するのである(法一四)。

第三節 行政訴訟

前述の如く恩給に關する具申裁決に不服ある場合の他の一つの救済手段としては行政訴
訟がある。此の場合の行政訴訟は原則として行政裁判法に従ふのであるから其の詳細は行
政法の研究に譲り茲には恩給に關する行政訴訟に特有の規定に付二三の説明を加へて置き
ませう。

一、行政訴訟を提起し得る場合 行政訴訟を起し得る場合は訴願と同様である、行政裁判
法第十五條には行政裁判所は法律勅令に依り行政裁判所に出訴を許したる事件に付之

を審判することとなつて居る。恩給法第十三條第二項の規定は此の權限を與へたものと見
て差支へない。又行政裁判法第十七條に依ると各省又は内閣に訴願を爲したるときは行政
訴訟を提起することを得ずとある。此の積極消極の條件に合致したなら行政裁判所に出訴
し得るのである。

出訴期間

二、出訴期間 行政裁判法の原則に従へば行政訴訟は行政廳に於て處分書若は裁決書を受
付し又は告知したる日より六十日以内に提起しなければならぬ。然るに恩給法では具申裁
決を受けたる日より六月内に行政裁判所に出訴することが出来るのである。

以上述べた外は訴願法又は行政裁判法に従ふのであつて恩給法に別段の規定がないから
夫れ夫れ訴願法及行政裁判法に依つて研究せられむことを希望する。

第二章 争訟手續

争訟手續

前章に於ては具申、訴願、行政訴訟の實體に付大體の内容を説明したから本章では其手
續に付て説明しやうと思ふ。

具申手續

第一 具申手續 具申は文書を以て之を爲すことを要する(規則三九)其の文書即ち具申書の
形式は別段定めてないが唯左の事項を記載し具申者記名捺印し證據書類其の他必要なる書
類を添附するのである(規則四〇)具申者無能力者なるときは法定代理人が連署することを要
する。

- 一 具申者の氏名年齢及住所
 - 二 對手者たる行政廳
 - 三 具申の趣旨及理由
- 大體左の雛形に依つたら良いと思ふ。

具申書

東京府豊多摩郡杉並町高圓寺二八五番地

具申者 井上 半三郎

明治十五年四月一日生

對手者たる行政廳 何務省

具申の趣旨

具申者は何務省に對し具申者の提出したる恩給請求書類を速に内閣恩給局に進達すへしとの裁決あらむことを求む

理由

具申者は何務屬就職中公務に基因する疾病に罹り大正十三年十月二十一日退官したるに依り普通恩給及増加恩給を受くるの権利あるものと信じ同年十一月二十日恩給請求書を退職當時の本屬廳たる何務省に提出せり然るに何務省は之を裁定廳たる内閣恩給局に進達せずして無権利の旨を以て之を却下せり然れ共恩給を受くるの権利ありや否やの決定は裁定廳の權限に屬するものなるを以て再三之が進達方を求むるも之に應ぜず右は恩給に關する權利の侵害なるを以て内務省に對し速に恩給請求書の受理進達あらむことを求むる所以なり

立證

一 何々(證第一號)

大正十四年四月一日

内閣恩給局長 下條 康 磨 殿

右 井上 半三郎 印

具申が内閣恩給局長以外の者が爲したる行政處分に對するものであつたなら具申書は其の處分を爲したる行政廳を経由して之を差出さねばならぬ。前例で云へば何務省を経由するのである。此の場合行政廳は具申書を受取りたる日より十四日以内に辯明書及必要な書類を添へて内閣恩給局長に之を送付するのである(規則四一)。

内閣恩給局長は必要ありと認めるときは期限を定めて辯明書に對する辯駁書、再度辯明書其の他必要な書類を出させ又具申者若は對手方たる行政廳の主任者に出頭を求めることが出来る(規則四二)。

裁決は理由を附したる裁決書を以て之を爲す又裁決書は具申者及對手方たる行政廳に之を送付するのである(規則四三)。

第二 訴願手續 訴願に關しては恩給法に特別の規定あるものを除くの外總て訴願法に依るのである。

訴願は文書を以て之を提起するのである訴願書の侮辱誹毀に涉るものは之を受理しない。又訴願書には其不服の要點理由要求及訴願人の身分職業住所年齢を記載し之に署名捺印する訴願者無能力者なるときは法定代理人の連署を要するのである。

訴願書は郵便を以て之を差出すことが出来る。此の場合郵便遞送の日數は訴願期間内に之を算入すべきものでないと思ふ。

被訴願人は内閣恩給局長である又訴願書には内閣恩給局長の具申裁決書を添付するを要

する其の他訴願に對する一般的の規定は訴願法の研究に譲ることとする。

第三、行政訴訟手續 恩給に付て行政訴訟を提起しやうとする者は文書（即ち訴狀）を以て行政裁判所に提起するのである。

訴狀には左の事項を記載し原告署名捺印するを要する。原告無能力者なるときは法定代理人の連署をすべきである。

- 一、原告の身分、職業、住所、年齢
- 二、被告たる行政廳又は其他の被告
- 三、要求の事件及其理由
- 四、立 證
- 五、年月日

訴狀には内閣恩給局長の具申裁決書並證據書類を添付するのである。訴狀は被告に送附する爲に必要な文書の副本を添へる即ち正副二通を提出する。行政訴訟を爲す者は書類送達等の費用に充つる爲め金二圓を豫納するを要するのであるが此の豫納金は現金又は郵便爲替券を以て之を行政裁判所に納付するのである。

第十二編 恩給の負擔

恩給の負擔とは恩給の給與は何人の負擔となるやを決定することである故に受給者自身には格別の利害關係を生ずることがないが恩給給與の主體としては中々重要な問題である。新法では此の恩給の負擔及其の分擔に關して相當詳細な規定を置いてあるから極めて簡単に之を説明しませう。

第一章 恩給の負擔者

恩給の負擔に付ては恩給法第十六條に詳細な區分が規定してある即ち左の通である。

- 一 文官 準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス
- 二 軍人及準軍人並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス
- 三 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス
- 四 前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス
- 五 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六 待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

以上の區分を大別すると國庫の負擔に屬するものと府縣又は之に準すべき地方經濟の負擔に屬するものとに分かれる。

甲、國庫負擔のもの。

(イ) 文官及準文官並其の遺族の恩給(國庫より俸給を受けざる文官の一時恩給を除く)

(ロ) 軍人及準軍人並其の遺族の恩給

(ハ) 朝鮮、臺灣及樺太に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其の他小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給

(ニ) 中等學校以上の程度の學校の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給(一時恩給を除く) 在外指定學校職員及其の遺族の恩給

(ホ) 俸給國庫支辨の警察監獄職員及其の遺族の恩給

(ヘ) 俸給國庫支辨の待遇職員及其の遺族の恩給、官國幣社の神職及其の遺族の恩給

乙、府縣又は之に準すべき地方經濟の負擔するもの

(イ) 國庫より俸給を受けざる文官の一時恩給(例へば神宮司廳に屬するものは同廳より地方費支辨の地方官吏は之に俸給を給する府縣其の他の地方團體之を負擔す)

(ロ) 甲(ハ)を除きたる公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其の他の小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員又は其の遺族の恩給

(ハ) 前號及甲(ハ)以外の教育職員の一時恩給(在外指定學校職員の一時恩給のみは國庫之を負擔す)

(ニ) 俸給地方費支辨の警察監獄職員及其の遺族の恩給

(ホ) 俸給又は給料地方費支辨に屬する待遇職員(官國幣社の神職及其の遺族の恩給は國庫負擔なり)

以上の如く新法では恩給の負擔は區分が比較的明瞭である此の負擔は全部在職最終の官公

署が負ふものとするれば國庫と地方國體等の間の負擔が平衡でない故に負擔分擔の問題を生ずるのである。

負擔分擔

第二章 負擔分擔

恩給の負擔は前章に述べた通り國庫又は地方經濟に於て支辨するのである。故に本來なれば負擔者を異にする總ての恩給の基礎在職年及俸給に應じて其の負擔の分擔をして良い筈である然し此の分擔は非常に面倒であるので差當り恩給の種類を制限し且つ成るべく簡單な方法で負擔の分擔をすることになつて居る恩給法第十七條の規定が之である。

第一、國庫より他の經濟に對して負擔分擔を請求する場合 恩給法第十七條第一項の規定は國庫より他の經濟に對し負擔分擔の請求を爲す場合である。即ち文官、準文官、軍人、準軍人、初等教員以外の教育職員等恩給國庫負擔に屬する公務員又は準公務員の在職年中に初等教員の在職年又は警察監獄職員、待遇職員にして國庫より俸給を受けざるもの、在職年を通過して國庫より恩給を給する場合には國庫は其の通算せらるべき在職年に應じ恩給金額の分擔を當該初等教員に恩給を給する者又は警察監獄職員又は待遇職員に俸給を給する者に請求することが出来る。

第二、國庫に對し負擔分擔を請求する場合 第一と反對に初等教員、警察監獄職員若は待遇職員又は其の遺族に恩給を給すべき國庫以外の者は其の恩給の基礎在職年中に文官、軍

人、準軍人、初等教員以外の教育職員の在職年又は警察監獄職員若は待遇職員にして國庫より俸給を受くるものの在職年を通算して恩給を給する場合には國庫に對し其の通算せらるべき在職年に應じ恩給負擔の分擔を請求し得る。

第三、府縣又は之に準すべき經濟相互間の負擔分擔。

甲、初等教員 恩給法第十六條第三號に規定する初等教員又は其の遺族に恩給を給すべき者は其の恩給の基礎在職年中に他府縣又は之に準すべき經濟の管轄内に於て在職したる初等教員としての在職年を含むときは當該他府縣又は之に準すべき經濟に對し其の合算せらるる在職年に應じ恩給金額の分擔を請求することが出来る。

乙、其の他の公務員又は準公務員 (甲)の初等教員の恩給の分擔の規定は初等教員以外の公務員若は準公務員又は其の遺族の恩給の分擔に付之を準用せられて居る。即ち教育職員警察監獄職員中他府縣に屬する在職年ある者及初等教員警察監獄職員及待遇職員等の恩給相互の分擔に付ては其の在職年の年數に應じ分擔の請求を爲し得るのである。

負擔分擔の細目は恩給法施行令第四條第五條恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則及恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則に詳細な規定があるから付て研究して頂くこととして施行令の規定に付て二三説明をして置くに止めたい。

恩給の負擔分擔は恩給法の上では孰れの種類に付ても請求し得る途は開けて居るが實際は施行令第四條に依り普通恩給と扶助料に限られて居る故に増加恩給及一時金たる恩給の

分擔はしないのである。分擔方法は大體左の通りである。

一 公務員又は準公務員の在職年中に恩給の負擔者を異にする二種以上の公務員又は準公務員の在職年を含むときは各在職年の年數を其の各官職の最終の俸給年額に乗じたる數に比例して分擔請求額を定めるのである。例へば初等教員として在職十年最終俸給年額千二百圓の者中等教員に轉じ在職五年最終俸給千五百圓で退職したとすれば其の普通恩給の年額は五百圓である而して其の恩給の分擔は

$$1200 \times 10 : 1500 \times 5$$

即ち五百圓を 2/3 の比で分擔するのである。下士以下の軍人及之に相當する準軍人に付ては基準とする俸給額がないから特に恩給法施行令で左の表に依る金額を俸給年額と看做すべき旨を定めて居る。

下	判	任	士	官	兵	卒
二 等	三 等	四 等	七五六圓	六一二圓	四六八圓	四一四圓

準軍人ニ付テハ其ノ階等ニ依リ右表ヲ準用ス

一 恩給法第四十五條の規定に依り公務傷病として普通恩給を受くべき所定の年數に満た

ない者が受ける普通恩給又は其の遺族に給する扶助料の分擔を爲す場合には其の所定の年數に満たざる年月數は分擔請求額の計算上之を其の恩給の分擔者（即ち公務に基因する恩給の負擔者）に歸すべき在職年と看做すのである例へば地方待遇職員として二年六ヶ月勤務したる後國庫支辨の待遇職員となり在職三年にして公務の爲不具廢疾となり普通恩給及増加恩給を受けたとすれば此の場合普通恩給を受くる所定の在職年は十五年以上であるから負擔の分擔は地方二年残りの十三年分は國庫が負擔することとなる。

一分擔請求額に付在職年數を計算する場合に勤續加給を含むときは其の基礎たる在職年月數に一定の加算をする。

(イ) 恩給法第六十二條第三項即ち初等教員の加給あるときは加給せらるべき勤續在職年の一年に付一年例へば小學校教員として十七年の勤續在職年あるときは之を十九年と計算するが如きである。

(ロ) 恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又は第六十四條第三項の規定に依り外國勤續に因る加給を爲すべき場合及同法第六十二條第四項又は同法第六十三條第三項の規定に依り初等教員以外の教員又は警察監獄職員としての勤續加給あるときは(イ)の場合と同じく加給せらるべき勤續在職年の一年に付六月

以上の規定は國庫と府縣との間及府縣相互間にも準用される。

一 恩給の分擔は支給義務額に依り之を爲すのである即ち現實支拂つた額を云ふのでなく年度初頭に於て支給すべき義務ある額換言すれば裁定官廳の公簿面の額を云ふのである。恩給の負擔分擔に付ては尙述ぶべき事が相當あるが一般受給者には全く關係ないことであるから此の位にして置きませう。

第三章 納付交付金

納付交付金

公務員は之に恩給を給すべき國庫又は府縣其の他の團體に對し在職中恩給の基金として一定の金額を據出する義務がある。所謂國庫納金其の他の納付金である。然るに恩給法では個人の納金の外府縣其の他の地方經濟から一定の金額を納付することを規定して居る。

一 恩給は國庫より給するが國庫から俸給を給與しない公務員例へば中等教員等の如きに俸給を給する府縣其の他のものは毎年其の俸給の百分の一に相當する金額を國庫に納付せねばならぬ但し府縣費より俸給を給する文官、在外指定學校及國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校は例外として此の納金の義務がない。

一 恩給を國庫以外の經濟より給し俸給は又別の經濟にて支辨する公務員例へば初等教員の如き恩給は府縣之を負擔し俸給は市町村等が給するものに付ては之に俸給を給する市町村等は毎年其の俸給の百分の一に相當する金額を府縣其の他の恩給を負擔する經濟に納付するを要する。

以上述べた二つが納付金であるが其の後者の場合には當該恩給を負擔する府縣其の他の經濟に對し國庫は市町村等が納付する納金額の二分の一に相當する金額を交付するのである之が所謂交付金であつて府縣其の他の恩給を負擔する經濟は此の交付金と前項の納付金とが恩給の財源の一となつて居るのである。

納付交付金に付ては前掲恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則及同上事務取扱細則に詳細な手續が規定してあるが一般には左して必要のないことであるから茲には省略する。

附 録

恩給に關する書式雛形

第一號書式雛形(用紙適宜)

普通恩給請求書
 大正十二年十月十五日 文部省 退職致候ニ付普通恩給ヲ給與
 相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名 文部省
 本籍地 大分縣速見郡杵築町一番地
 現住所 東京市麻布區霞町三番地
 大正十二年十月二十日
 内閣恩給局長 下條 康 廣 殿
 支給郵便局 麻布郵便局
 山 上 清 一 郎

【備考】 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ(以下各請求書共同シ)
 添附スヘキ書類
 一 在職中ノ履歴書(第十三號書式雛形)
 二 戸籍抄本(退職後請求迄ノ間ノ日附アルモノ)
 三 前ニ恩給ヲ受ケタルコトアルトキハ前恩給證書
 經由
 一 高等文官、同待遇、高等官試補ハ所管大臣ニ差出スコト
 二 判任支官、同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ應ノ

恩給に關する書式雛形

第二號書式雛形(公務傷病ノ場合増加恩給)

普通恩給 請求書
 増加恩給
 大正十二年十月二十日 陸軍省 兵軍曹ヲ退職致候ニ付普通恩給
 及増加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名 陸軍歩兵軍曹
 本籍地 青森縣弘前市土手町五番地
 現住所 東京市四谷區左門町二十一番地
 大正十二年十月二十一日
 内閣恩給局長 下條 康 廣 殿
 支給郵便局 四谷郵便局
 谷 川 清 一 郎

添附スヘキ書類
 一 在職中ノ履歴書
 二 戸籍抄本(退職後請求迄ノ間ノ日附アルモノ)
 三 傷病疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類
 (例ヘハ現認者ノ現認證明書所屬長ノ事實證明書等)
 四 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類
 五 請求當時ニ於ケル診斷書
 六 前ニ恩給ヲ受ケタルコトアルトキハ前恩給證書
 經由

恩給に関する書式雛形

第一號書式ノ場合ト同シ

第三號書式雛形(前ニ退職ニ依リ普通恩給ヲ受クル者)

增加恩給請求書

大正十年十二月一日海軍大尉ヲ退職致候處在職中ノ傷疾(又ハ疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ給與(又ハ改定)相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名 海軍大尉
本籍地 東京市牛込區中里町四番地
現住所 同上

大正十二年十一月一日

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 牛込郵便局

徳田善五郎

添附スヘキ書類

第二號書式雛形ト同シ

經由廳

第一號書式ノ場合ト同シ

第四號書式雛形(前權利者カ未ダ普通恩給ヲ請求セサル)

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者 内山政一

右者大正十二年十月一日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地 福井縣三方郡西田村世久見一番地
現住所 東京市麻布區今井町七番地

大正十二年十月十五日

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 麻布谷町郵便局

添附スヘキ書類

(甲) 公務員在職中ニ死亡シ又ハ退職後恩給請求前ニ死亡シタル場合

一 公務員ノ在職中ノ履歷書

二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ從ツテ請求當時ノ謄本ニテ不充分ナルトキハ除籍謄本ヲモ要ス)

(乙) 公務員前ニ恩給ヲ受ケタルコトアルトキハ其ノ恩給證書

一 普通恩給ヲ受クル者死亡シタル場合

(丙) 請求者ノ戸籍謄本(甲ノ二ト同シ)

一 公務員ノ死因カ公務ニ因ル傷疾又ハ疾病ナル場合

(甲)又ハ(乙)ノ書類

二 傷疾疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ル書類

三 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類

四 死亡者ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書(死亡診斷書、屍體檢案書ヲ添附シ得サルトキハ死亡ノ事實ヲ證スル公ノ證明書)

經由廳

第五號書式雛形(扶助料ヨリ扶助)

扶助料請求書

前扶助料權者 杉山サク

右者大正十二年十月三日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係 杉山一郎子

本籍地 福岡縣福岡市西小姓町二番地
現住所 廣島縣廣島市西白島町五番地

大正十二年十月二十五日

右未成年ニ付後見人 杉山サキ
内閣恩給局長 下條康廣殿
支給郵便局 廣島郵便局

添附スヘキ書類

(甲) 扶助料ヲ受ケタル者ヨリ轉給セララルル場合

一 前扶助料權者カ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ證スル書類(例ハ裁判ノ裁判書等)

二 前扶助料權者ノ扶助料證書

三 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

(乙) 前扶助料權者カ未ダ扶助料ノ請求ヲ爲ササリシ場合

一 (甲)ニ掲ケタル書類

二 第四號書式雛形中ニ掲ケタル添附書類

經由廳

一時恩給請求書

第六號書式雛形

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 福島縣廣戸郵便局

添附スヘキ書類

(甲) 公務員又ハ普通恩給權(内務屬 海尾 渡

者ノ退職當時ノ官職名)内務屬 海尾 渡

右者大正十二年十一月二日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係 海尾 渡弟

本籍地 福島縣岩瀬郡廣戸村大字柿之内字屋敷

現住所 同上

大正十二年十一月十二日

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 福島縣廣戸郵便局

カトクセン太郎

加藤仙太郎

大正十二年十一月十日北海道廳理事官ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名 北海道廳理事官

本籍地 北海道札幌市北三條西丁目七番地

現住所 北海道札幌市北三條西丁目七番地

大正十二年十一月二十日

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 札幌北三條郵便局

カトクセン太郎

加藤仙太郎

添附スヘキ書類

一 在職中ノ履歷書

第一號書式ノ場合ト同シク本廳ニ差出スコト

第七號書式雛形(兄弟姉妹カ恩給法第八十一條ニ依

リテ一時扶助料ヲ請求スルトキ)

一時扶助料請求書

(公務員又ハ普通恩給權)内務屬 海尾 渡

右者大正十二年十一月二日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規

定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係 海尾 渡弟

本籍地 福島縣岩瀬郡廣戸村大字柿之内字屋敷

現住所 同上

大正十二年十一月十二日

内閣恩給局長 下條康廣殿

支給郵便局 福島縣廣戸郵便局

海尾信清

恩給に関する書式雛形

添付スヘキ書類

- 一 請求者成年ナルトキハ不具癡疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキコトヲ證スル市町村長等ノ證明書
 - 二 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルモノナルトキハ其ノ恩給證書及請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
 - 三 公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ經サルモノナルトキハ公務員在職中ノ履歴書及請求者ノ戸籍謄本(前號ニ同シ)
- 經由 一 公務員カ恩給ヲ受ケサルモノナルトキハ第一號書式ノ場合ト同シク本屬廳ニ差出スコト
二 其ノ他ノ場合ニハ直接裁定廳ニ差出スコト

第八號書式雛形(恩給法第八十二條ノ一時扶助料ヲ請求スルトキ)

一時扶助料請求書

(公務員ノ官職名) 文部屬 服部 尙
右者大正十二年十二月十日在職中死亡候ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係 服部 尙妻
本籍地 長野縣下伊那郡龍丘村字時又六番地
現住所 東京市淺草區田島町五十三番地
大正十二年十月十五日

内閣恩給局長 下條 康 磨 殿
支給郵便局 淺草田島町郵便局
服部 ハル 印

添付スヘキ書類

- 一 公務員ノ在職中ノ履歴書
 - 二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- 經由 第一號書式ノ場合ト同シク本屬廳ニ差出スコト
第九號書式雛形

傷病賜金請求書

大正十二年十一月三十日海軍三等兵曹ヲ退職致候ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名 海軍三等兵曹
本籍地 鳥取縣鳥取市西町八十五番地
現住所 東京市赤坂區梅町十二番地
大正十二年十二月五日

内閣恩給局長 下條 康 磨 殿
支給郵便局 赤坂郵便局
トヤマカンジウ
遠山 勘十 印

添付スヘキ書類

- 一 傷病疾病カ公務員ニ基因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類
 - 二 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類
 - 三 請求當時ニ於ケル診斷書
- 經由 第一號書式ノ場合ト同シク本屬廳ニ差出スコト
第十號書式雛形(料轉給請求ノトキ)

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料權者 小杉 エイ
右者犯罪(又ハ所在不明)ニ因リ扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係 小杉 勇父
本籍地 東京市芝區神明町七番地
現住所 東京市本所區石原町九番地
大正十二年十一月四日

内閣恩給局長 下條 康 磨 殿
支給郵便局 本所石原郵便局
小杉 エイ 印

添付スヘキ書類

- 一 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)但シ第十一號書式雛形ノ停止申請書ニ戸籍謄本ヲ添付シタルトキハ之ヲ要セス
 - 二 所在不明ニ因リ轉給請求ナルトキハ扶助料停止申請書及其ノ添付書類
- 經由 裁定廳ニ直接差出スコト

第十一號書式雛形

扶助料停止申請書

停止セララルヘキ扶助料權者 小杉 エイ
右者大正十一年八月一日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係 小杉 勇父
大正十二年十一月四日

申請者 小杉 エイ 印
内閣恩給局長 下條 康 磨 殿

添付スヘキ書類

- 一 扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ證スル公ノ證明書
- 恩給に関する書式雛形

- 二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- 經由 裁定廳ニ直接差出スコト
第十二號書式雛形(有期恩給ノ再審査)

再審査請求書

大正十二年十一月一日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラル候處未タ傷復(又ハ疾病)回復セラルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名 陸軍歩兵上等兵
本籍地 愛知縣名古屋市中區十八番地
現住所 東京市深川區龜住町六十番地
大正十七年十月一日

内閣恩給局長 下條 康 磨 殿
支給郵便局 深川郵便局
ハラダ ナカ吉 印

添付スヘキ書類

- 一 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類
 - 二 請求當時ニ於ケル診斷書
- 經由 裁定廳ニ差出スコト

第十三號書式雛形

履歴書

(退職當時ノ官職名) 通信事務官
堀田 一郎 印
明治五年四月一日生

